

栃木市こども計画 (案)

令和7年 月
栃 木 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと役割	2
3 計画の基本理念	3
4 計画の対象	4
5 計画の期間等	4
第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題	5
1 人口の状況	5
2 少子化の動向	6
3 婚姻・出産等の動向	11
4 就業とこどもの貧困の状況	13
5 市の子育て支援施設の状況	19
6 各種調査結果からみた市の状況	30
7 今後の課題	42
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 計画の目標像	45
2 基本目標	46
3 計画の基本的視点	47
4 教育・保育の提供区域の設定	48
5 施策の体系	49
6 こどもの権利	50
7 SDGsと本計画との関係	51
第4章 施策の展開	52
基本目標1 全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進	52
（1）妊産婦が安心して産み育てられる支援の充実	52
（2）乳幼児の健やかな成長を支える環境づくり	57
（3）乳幼児が安心して育つための家庭への支援	59
基本目標2 幼児期における学校教育・保育の充実	61
（1）教育・保育施設の量の確保	64
（2）学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	66
基本目標3 地域における子育て・子育てへの支援の推進	67
（1）地域子ども・子育て支援事業の推進	67
（2）その他の地域子育て支援事業の充実	83

基本目標4	学童期・思春期の保健対策の推進	86
(1)	学童期・思春期の心身の健康づくり	86
(2)	思春期における正しい性知識の普及	88
基本目標5	特別な配慮を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな支援の推進	89
(1)	障がい児への支援の推進	89
(2)	外国にルーツを持つ幼児への支援の推進	92
(3)	こどもの貧困対策の推進	92
(4)	ひとり親家庭等の自立支援の推進	94
(5)	各種相談機関の機能の充実	95
(6)	経済的支援対策の充実	97
基本目標6	仕事と子育ての両立の推進	100
(1)	仕事と生活の調和のための働き方の見直し	100
(2)	仕事と子育ての両立の推進	101
基本目標7	結婚を希望する若者への支援の推進	103
(1)	出会いの場や機会の提供等	103
基本目標8	こども・若者たちの権利の尊重	104
(1)	こどもの権利についての意識の啓発	104
(2)	児童虐待防止対策の充実	105
(3)	いじめ対策・不登校対応の充実	106
基本目標9	こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	108
(1)	こどもの事故防止対策の推進	108
(2)	小児医療・感染症対策の充実	109
基本目標10	こども・子育てにやさしいまちづくり	111
(1)	良好な居住環境の確保	111
(2)	安心して外出できる環境の整備	112
(3)	こども・若者の居場所づくりの推進	114
(4)	こどもたちの安全の確保	115
(5)	こども政策DXの推進	118

第5章 施策の推進体制----- 119

1	計画推進におけるそれぞれの役割	119
2	計画推進の体制	120
3	計画の評価	120

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

これまで

我が国では、少子化・人口減少、核家族化の進行、保育所待機児童の発生、地域のつながりの希薄化、貧困や虐待、いじめや孤立、ヤングケアラー等の問題の深刻化などさまざまな課題を抱えており、こども・若者、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした状況を打開するため、平成27年度から「**子ども・子育て支援新制度**」が開始され、同年に策定された少子化社会対策大綱と併せて、多大な影響を及ぼす少子化等によって危機的な状況にあるとの認識に立ち、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現を目指すため、子育て支援施策の一層の充実が図られてきました。平成29年6月には、都市部で社会問題となっていた待機児童の解消と女性の就業率の向上をめざす「子育て安心プラン」が公表され、令和元年10月からは、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、**幼児教育・保育の無償化**が開始されました。しかしながら、これまで国、地方自治体において、こどもに関するさまざまな取組が進められてきた一方で、少子化の進行、人口減少に歯止めはかかっておらず、また、児童虐待の相談件数やさまざまな事情や状況から意に反して不登校にならざるを得なくなったこどもの数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、そうした状況にいわゆるコロナ禍が拍車をかけています。

こども基本法

国においては、令和5年4月に、こどもの最善の利益を常に第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていく「**こどもまんなか社会**」の実現が急務となったことから、こども施策を強力に進めるための新たな司令塔である、**こども家庭庁の創設**と相まって、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。

こども大綱

令和5年12月には、こども施策の基本的な方針等を定めた「**こども大綱**」が策定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、若い世代が希望に応じてこどもを産み育てることができる社会の実現を目指して取組が進められています。

栃木市こども計画

国の動向を踏まえつつ、栃木市ならではの“**こどもまんなか社会**”の実現に向け、本市の全てのこども・若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活できることを願い、こども・若者の人格等の尊重や社会参画、結婚や妊娠・出産、喜びのある子育てへの支援施策の基本方針を定め、こどもや若者に関する取組であるこども施策を計画的に推進していくため、「**栃木市こども計画**」を策定します。

2 計画の位置づけと役割

この計画は、こども基本法第10条第2項に基づく本市におけるこども施策についての計画として位置づけ、基本理念、基本目標、施策の基本的方向性、展開する具体的な取組の内容等を示します。また、この計画は、次の6つの計画の性格を併せ持つとともに、国の「こども大綱」や栃木県のこども計画である「栃木県こどもまんなか推進プラン」の内容を勘案しつつ、市の各種関連計画等と整合・連携を図ります。

こども大綱（こども基本法第9条）、栃木県こどもまんなか推進プラン（こども基本法第10条第1項）

勘案

栃木市こども計画（こども基本法第10条第2項）

- 1 次世代育成支援対策の市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）
- 3 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
- 4 市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- 5 母子保健計画
- 6 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

※ 国において、放課後児童対策の一層の強化を図るために策定された、「新・放課後総合プラン」（以下「新プラン」という。）については、令和5年度末をもって終了しましたが、新プランに基づく取組を継続的かつ計画的に推進するため、放課後児童対策に関する事項を本市のこども計画の内容に盛り込み一体的に策定しています。

整合

<市の上位・関連計画>

- 第2次栃木市総合計画
- 第2期「栃木市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」
- とちぎ市男女共同参画プラン（第3期計画）
- 栃木市人権施策推進プラン（第3期計画）
- 第3期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 栃木市障がい福祉プラン
- 栃木市健康増進計画
- 第3期栃木市教育計画 など

3 計画の基本理念

(1) 基本理念

次世代の栃木市を担い、創造するこども・若者を市全体で育み、栃木市らしい「こどもまんなか社会」を構築するため、全市を挙げて全てのこども・若者や子育て家庭への支援に取り組み、こどもや若者とともに社会をつくる認識のもと、安心して意見を述べることができる機会を保障するため、次に掲げる地域社会の実現をめざします。

- 全てのこども・若者が等しく権利を擁護されながら健やかに成長し、
将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会
- 誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、
幸せな状態でこどもと向き合い、子育ての喜びを実感できる地域社会

「こどもまんなか社会」とは？

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2) 施策の対象と基本的方向

施策の対象	施策の基本的方向
こども・若者	I こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備
	II 困難を抱えるこども・若者への支援
	III 結婚などの若者の将来の希望を叶える取組
子育て当事者・家庭	IV 安全・安心な妊娠・出産への切れ目のない支援
	V 喜びのある子育てにつながる支援
	VI 困難を抱える家庭への支援
地域社会	VII 安全・安心なこども・子育て環境の整備
	VIII 地域全体でのこども・子育てへの応援・支援の促進、気運づくり

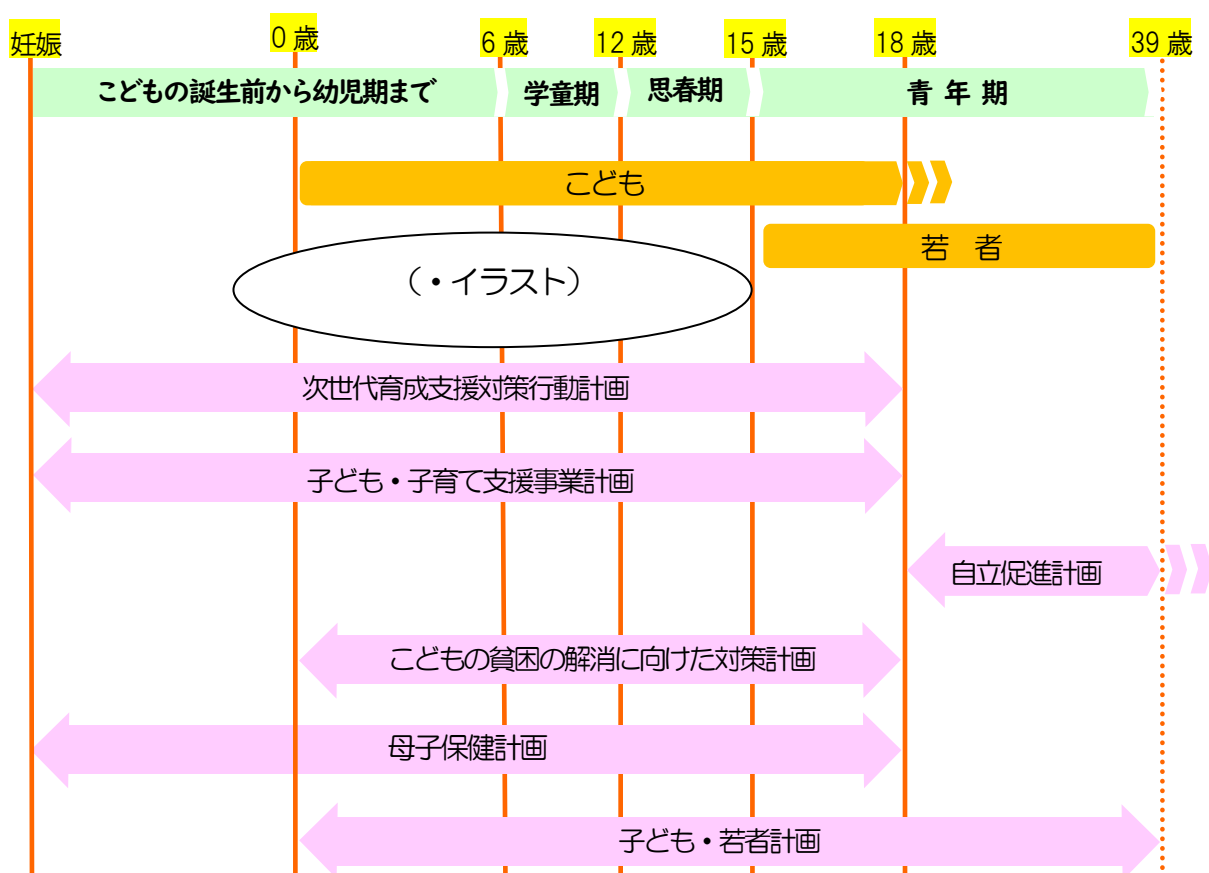


出典：栃木県こどもまんなか推進プラン（案）

4 計画の対象

こども・若者への支援については、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くこと、また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要であることから、この計画は、全てのこども・若者と子育て家庭を対象とします。

なお、この計画では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、**心と身体の発達過程にある人を「こども」として**おり、こどもや若者のみなさまのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



5 計画の期間等

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、社会、経済環境等の状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く

現状と課題

1 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成2年（1990）年の 174,717 人をピークに減少に転じ、令和 2（2020）年には 155,549 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成 30 年に公表した推計によると、本市の人口は今後減少傾向が続き、令和 32 年には 107,559 人まで減少すると予測されています。

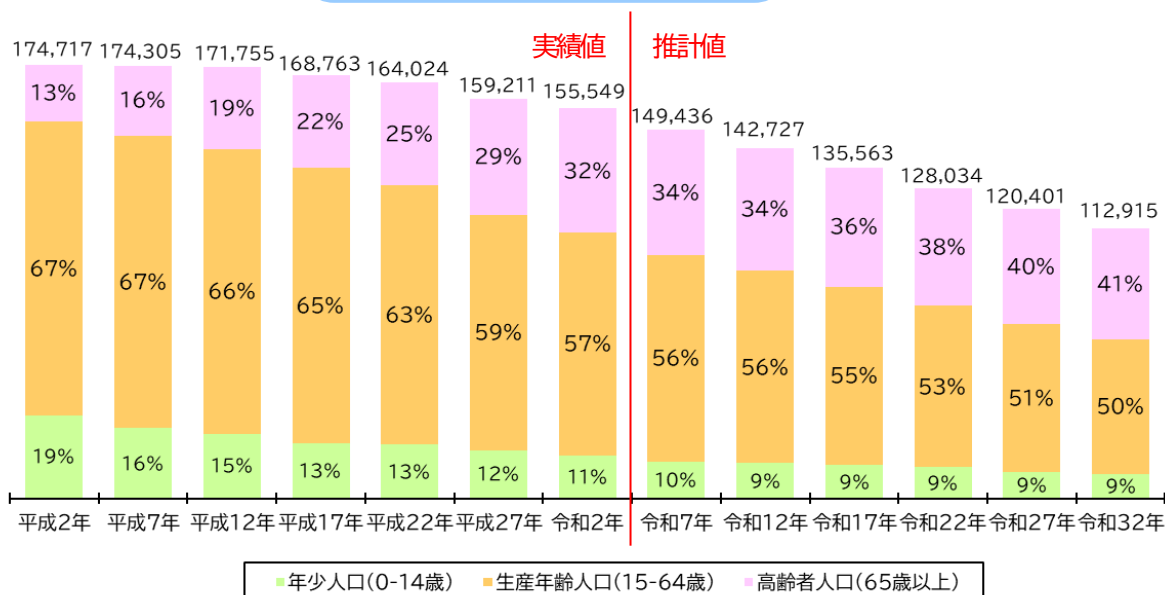
(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64 歳）は平成2年（1990）年をピークに減少に転じています。

一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、人口に占める割合が、平成 7（1995）年には 16%となり高齢社会※1 に、平成 17（2005）年には 22%となり超高齢社会※2 に突入しました。

今後の予測では、老年人口は横ばいになるものの、生産年齢人口と年少人口（0～14 歳）の減少が進むと予測されることから、令和 32（2050）年には高齢化率が 41%となり、1.3 人で 1 人の高齢者を支える社会になるとされています。

人口・年齢区分別人口の推移と推計



資料：[実績値] 国勢調査、[推計値] 国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）

※ 構成比については端数処理を行っているため、合計が100にならない場合があります。

※1 高齢社会 65 歳以上の高齢者の割合が人口の 14%を超えた社会のこと。

※2 超高齢社会 65 歳以上の高齢者の割合が人口の 21%を超えた社会のこと。

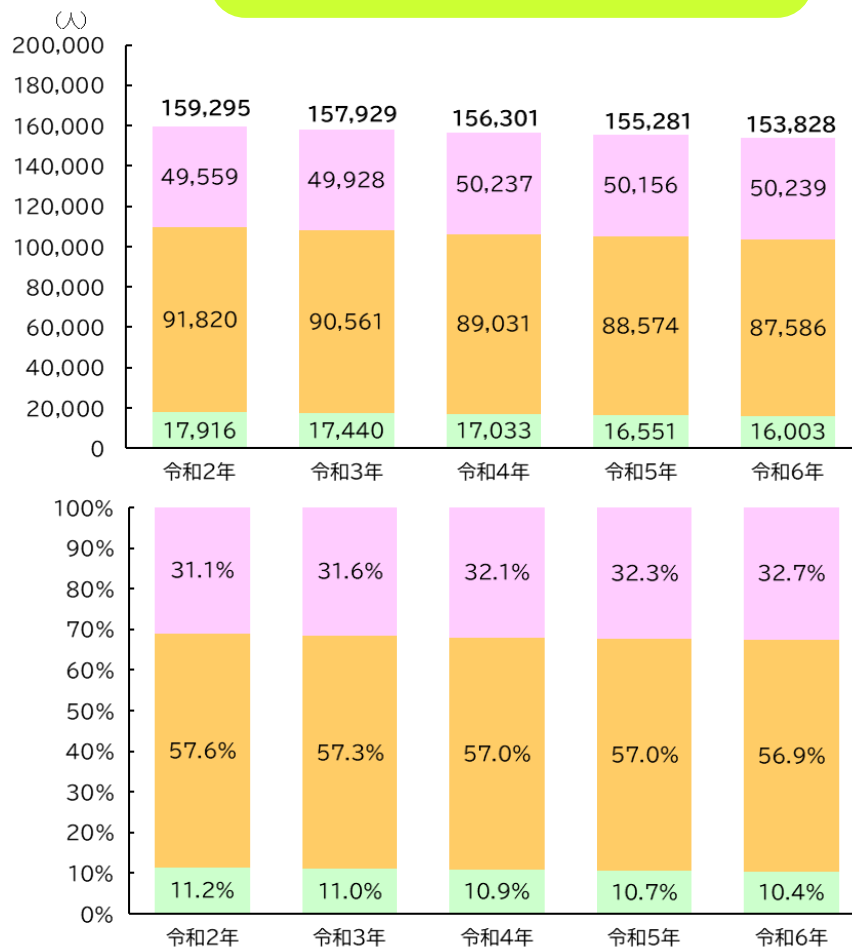
2 少子化の動向

(1) 本市の人口の状況

本市の総人口をみると、平成2年の159,295人をピークに、その後は年々減少が続き、令和6年4月1日現在では153,828人となっており、令和2年からの4年間で5,467人減少したことになります。

また、年齢3区分別でみると、高齢者（老年）人口の割合が年々増加する一方、年少人口の割合は年々減少しており、少子・高齢化が進行していることが分かります。

総人口と年齢3区分別人口構成比の推移



数値を四捨五入している関係で、各項目(年代)の割合を合計しても100%にならない年があります。なお、本書中の以降の図表についても同様です。

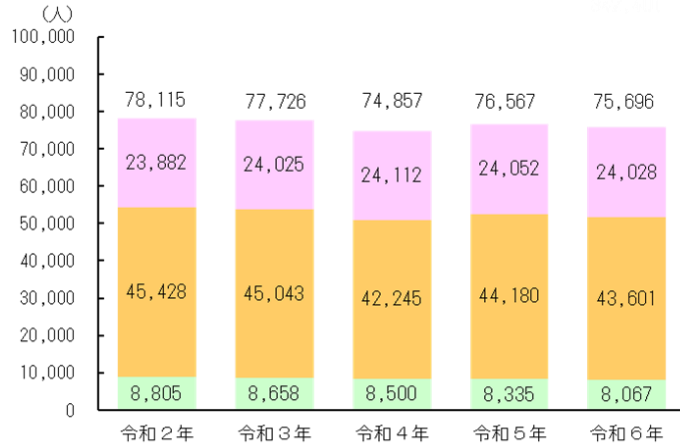
■ 年少人口(0-14歳) ■ 生産年齢人口(15-64歳) ■ 高齢者人口(65歳以上)

※ 各年4月1日現在、外国人を含む。

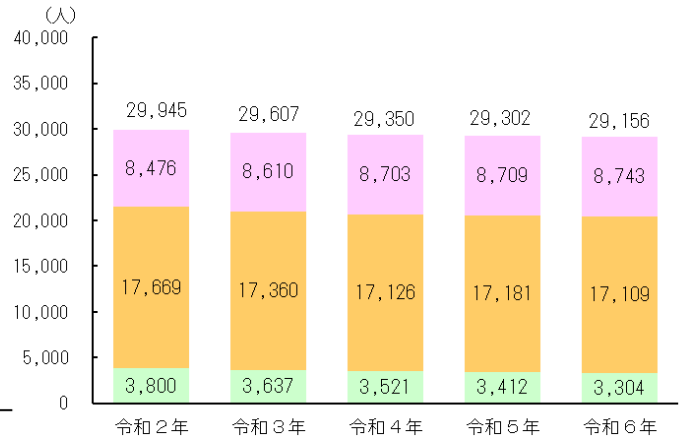
資料：住民基本台帳

地域別人口の推移

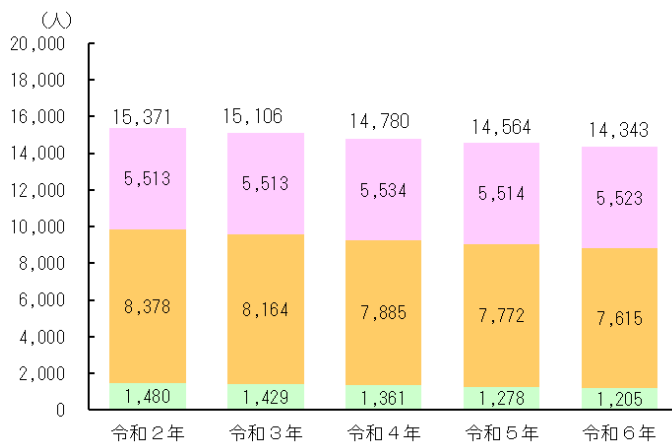
栃木地域



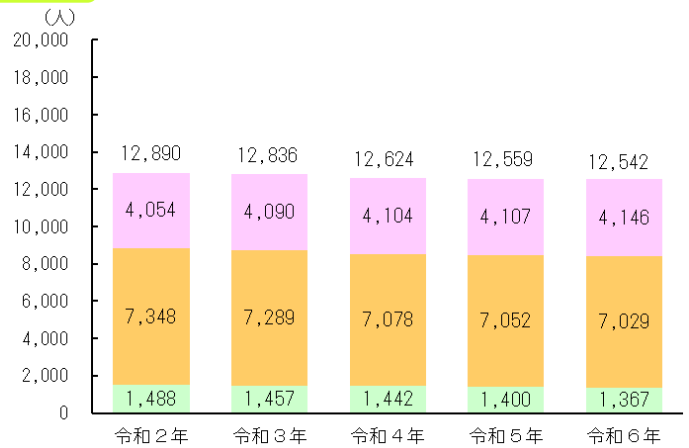
大平地域



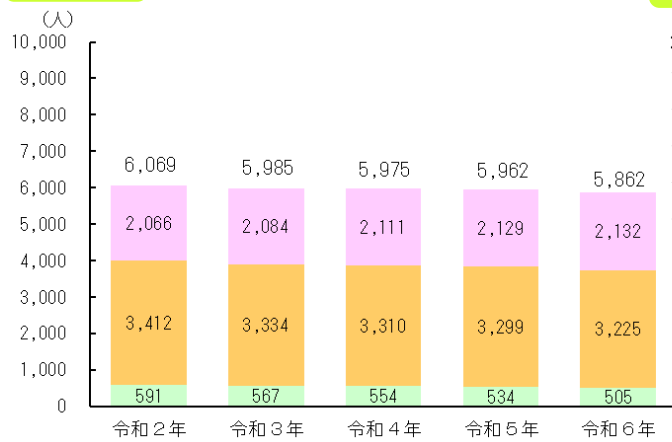
藤岡地域



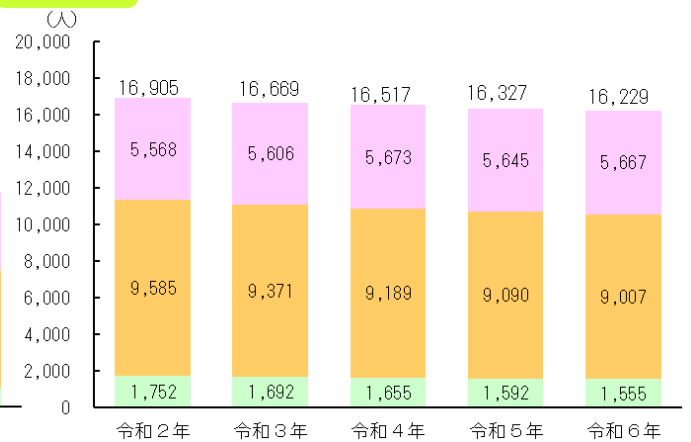
都賀地域



西方地域



岩舟地域



■ 年少人口(0-14歳) ■ 生産年齢人口(15-64歳) ■ 高齢者人口(65歳以上)

※ 各年4月1日現在、外国人を含む。

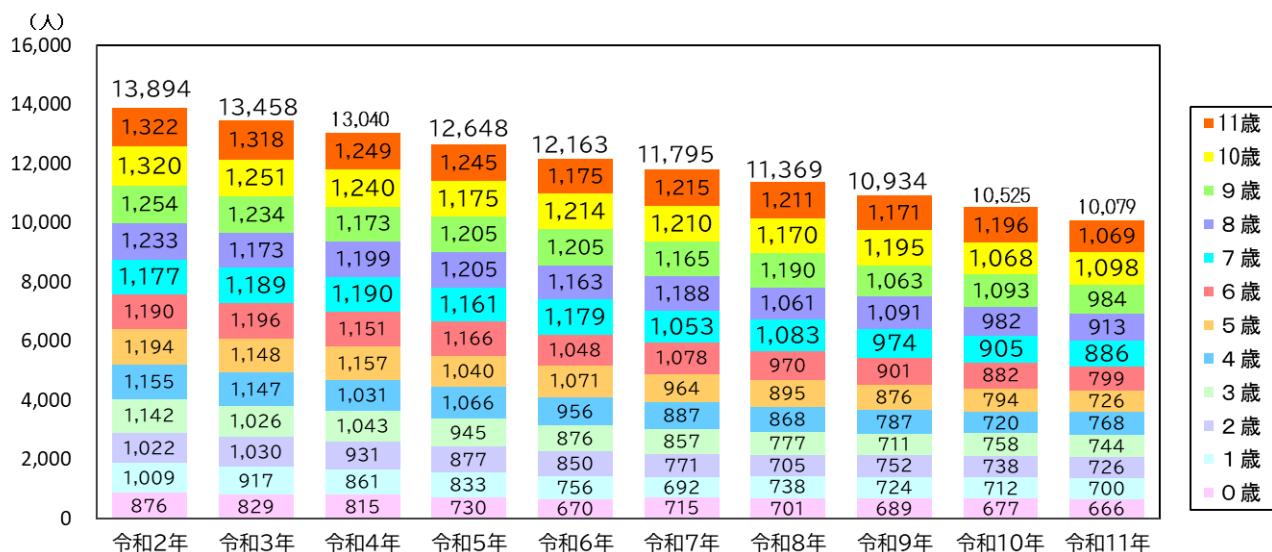
資料：住民基本台帳

(2) 児童数

本市の11歳以下の児童の人数は、令和2年から年々減少し、令和6年4月1日現在では12,163人となっており、4年間で1,731人減少しています。

0～5歳の「就学前児童」数が5,179人、6～11歳の小学生（小学校児童）数が6,984人となっています。

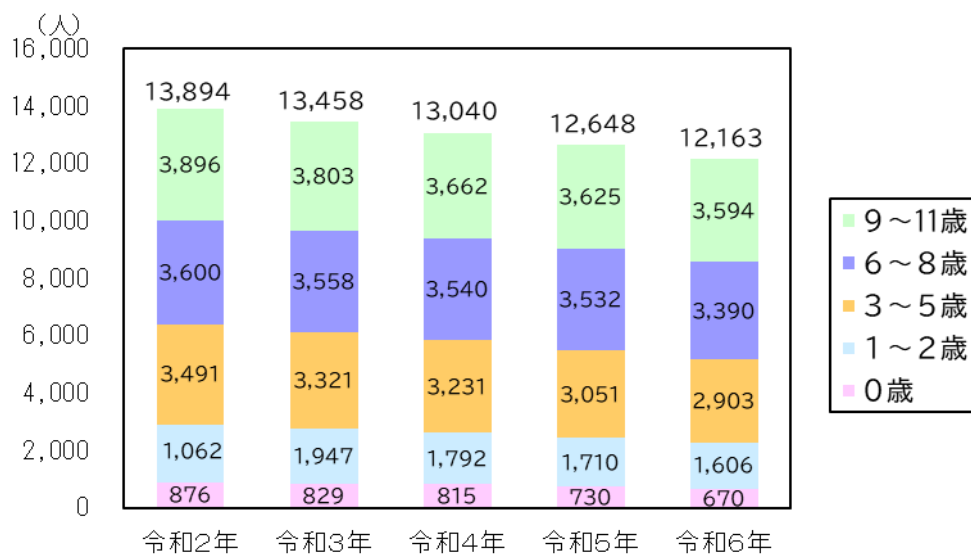
年齢別児童数の推移



※ 各年4月1日現在、外国人を含む。

資料：住民基本台帳

年齢5区分別児童数の推移



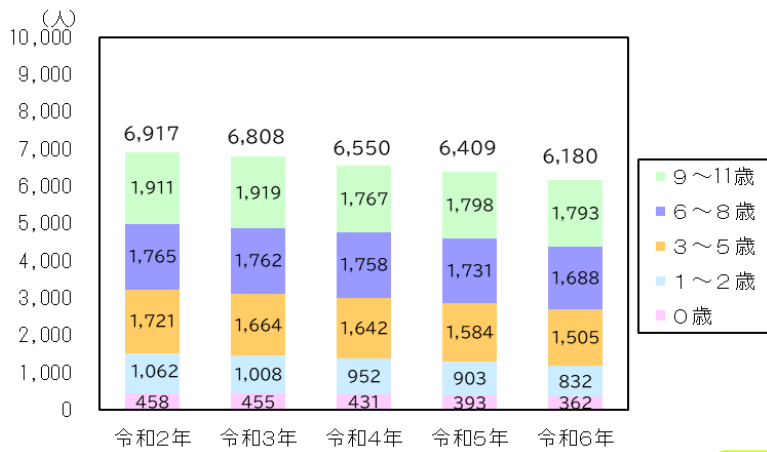
※ 6～8歳・・・小学校低学年、9～11歳小学校高学年に当たる年齢です。

※ 各年4月1日現在、外国人を含む。

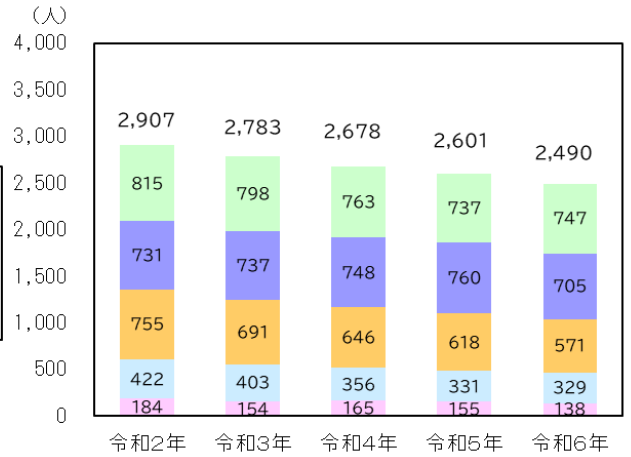
資料：住民基本台帳

地域別児童数の推移

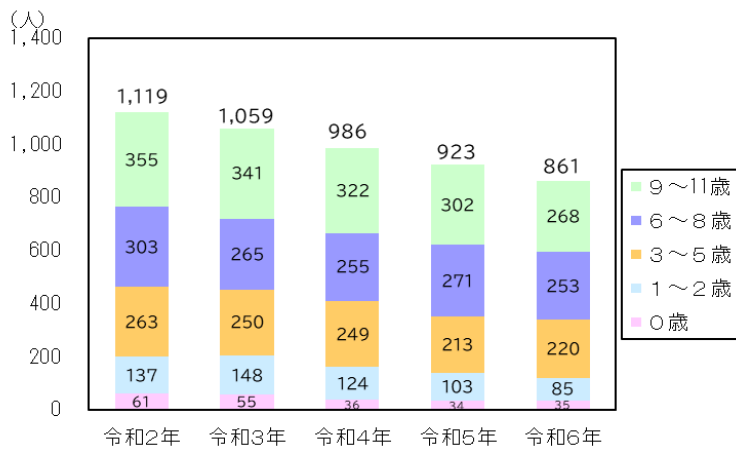
栃木地域



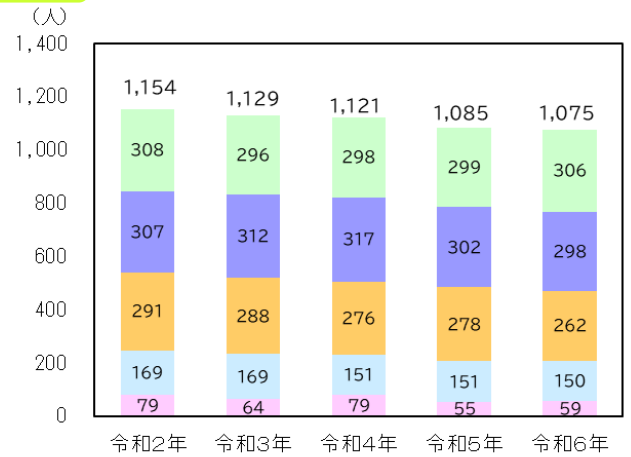
大平地域



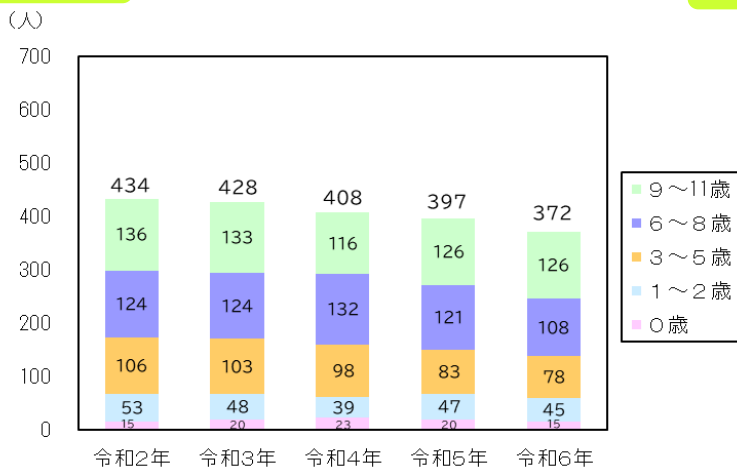
藤岡地域



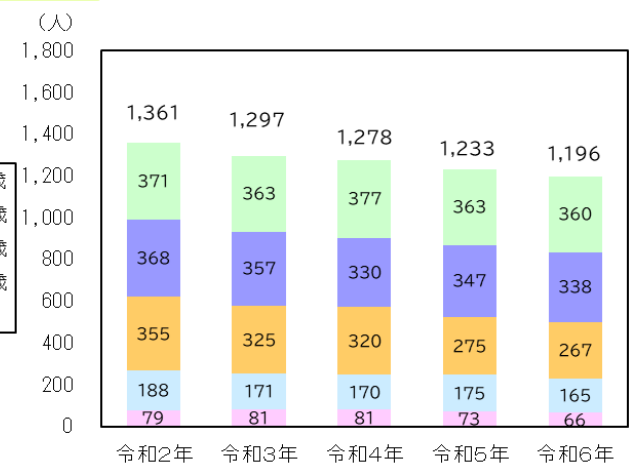
都賀地域



西方地域



岩舟地域

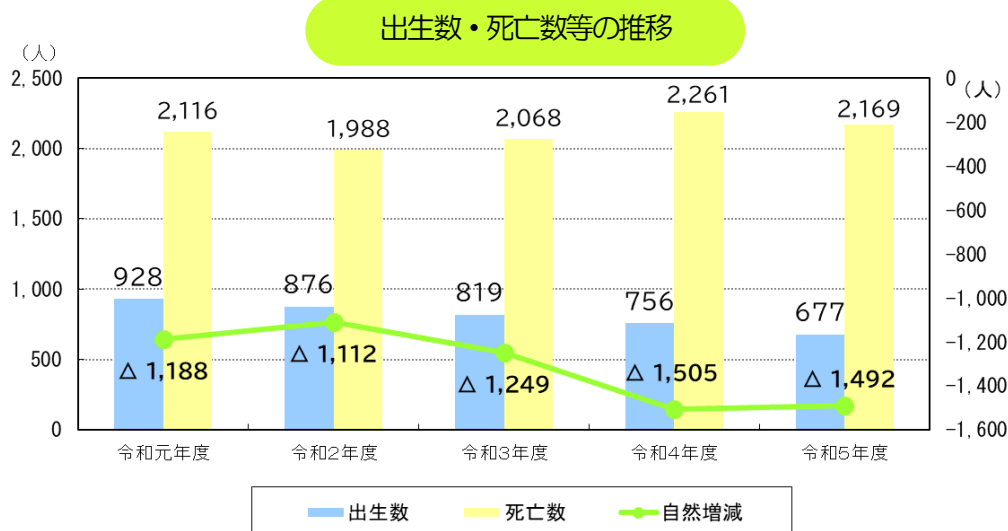


※ 各年4月1日現在、外国人を含む。

資料：住民基本台帳

(3) 出生・死亡

本市の出生数・死亡数の推移をみると、近年は例年死亡数が出生数を1,000人以上、上回っており、「自然減」となっています。また、出生数は、年々減少の傾向です。



資料：栃木県人口動態統計

(4) 世帯の状況

本市の世帯別の状況をみると、一般世帯の数は増加しており、令和2年では60,796世帯となっています。また、世帯種別では、親族世帯に占める核家族世帯の割合が近年増加してきており、核家族化が進行していることが分かります。

世帯種類別の数・構成比

	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数※（世帯）	56,409	57,757	60,796
親族世帯数（世帯）	44,094	43,531	43,083
核家族世帯数（世帯）	32,496	33,560	35,147
（親族世帯に占める割合）	(73.7%)	(77.1%)	(81.6%)
その他の親族世帯数（世帯）	11,598	9,971	7,936
（親族世帯に占める割合）	(26.3%)	22.9%	(18.4%)
非親族世帯数（世帯）	439	495	460
単独世帯数（世帯）	11,871	13,714	17,171
一般世帯数のうち母子世帯数（世帯）	773	734	751
一般世帯数のうち父子世帯数（世帯）	97	92	112

※ 各年、「世帯家族類型不詳」の世帯があるため、親族世帯、非親族世帯及び単独世帯の世帯数を合計しても一般世帯の世帯数と一致しない。

資料：国勢調査

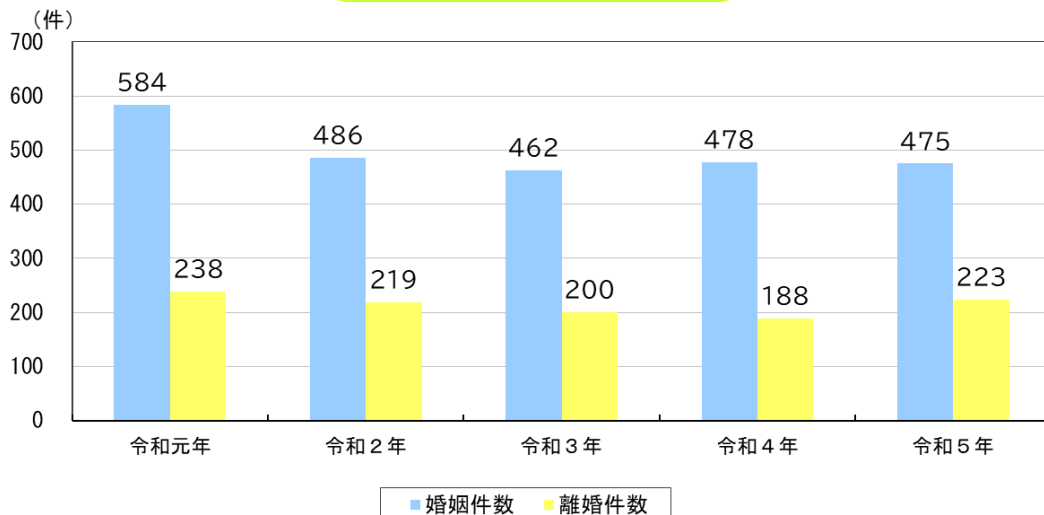
3 婚姻・出産等の動向

(1) 婚姻と離婚件数

本市の婚姻件数は近年、減少から横ばいの傾向にあり、令和5年には475件となっています。

また、離婚件数は、ほぼ横ばいとなっており、令和5年には223件となっています。

婚姻と離婚件数の推移



資料：栃木県保健統計年報

(2) 未婚率

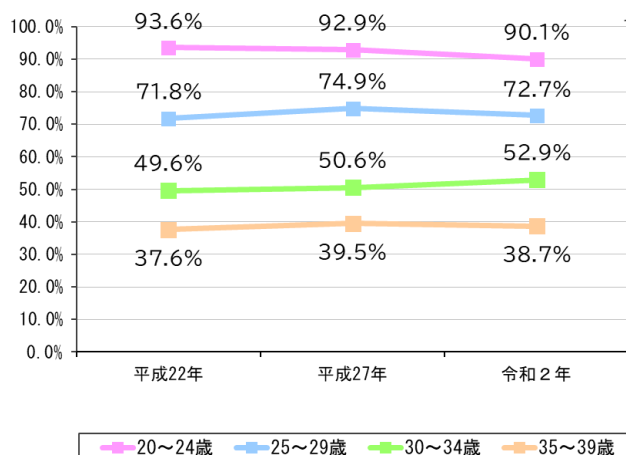
本市の未婚率は、20～24歳の男性を除き、20歳代で平成27年をピークに微減を示しています。

しかしながら、35～39歳の男性を除き、30歳代では、未婚率が微増しています。

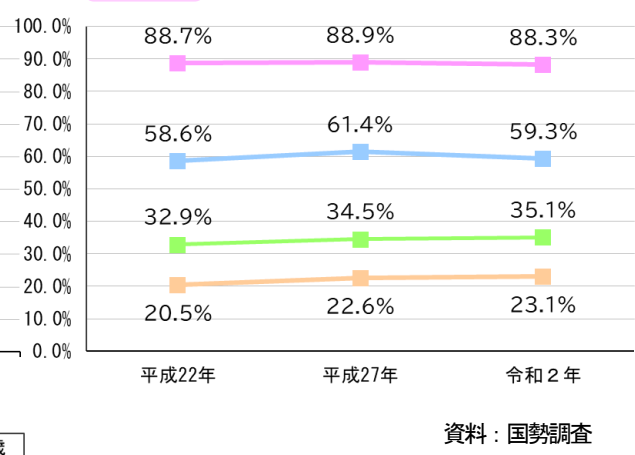
平成22年から令和2年の間、最大で、男性30～34歳で3.3%、女性35～39歳で2.6%の未婚率の上昇が見られます。

未婚率の推移

男性



女性

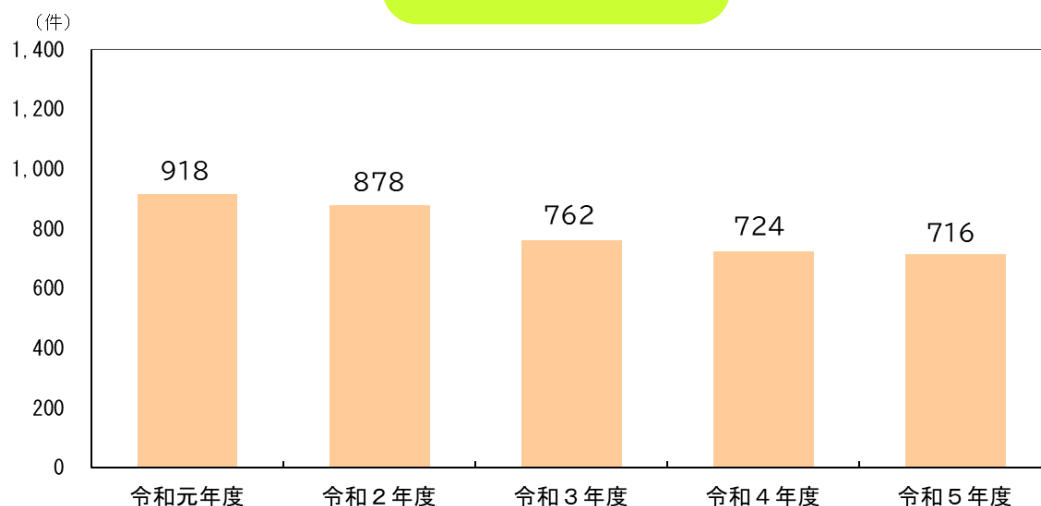


資料：国勢調査

(3) 妊娠届出件数

本市の妊娠届出件数は、近年は年々減少を示しており、令和5年度では、令和元年度よりも約200人少ない716人となっています。

妊娠届出件数の推移

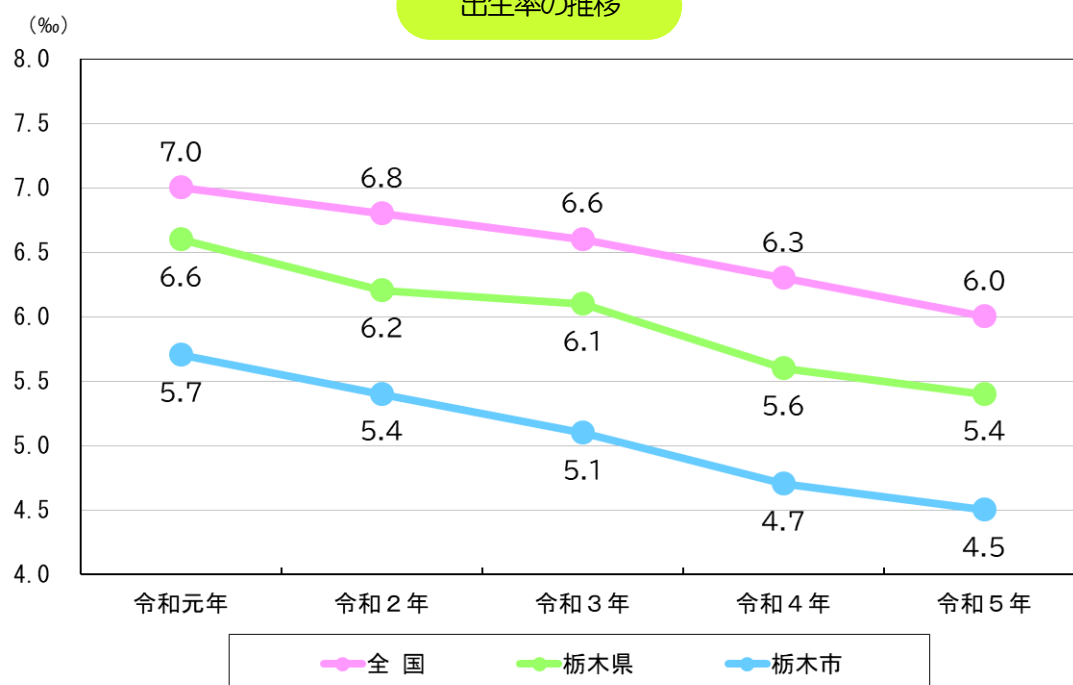


資料：栃木市（こども家庭センター）

(4) 出生率

本市の出生率※は、年々低下しており、令和5年には4.5‰と、令和元年時より1.2‰低くなっています。また、例年、全国及び栃木県の数値を下回っています。

出生率の推移



資料：栃木県保健統計年報

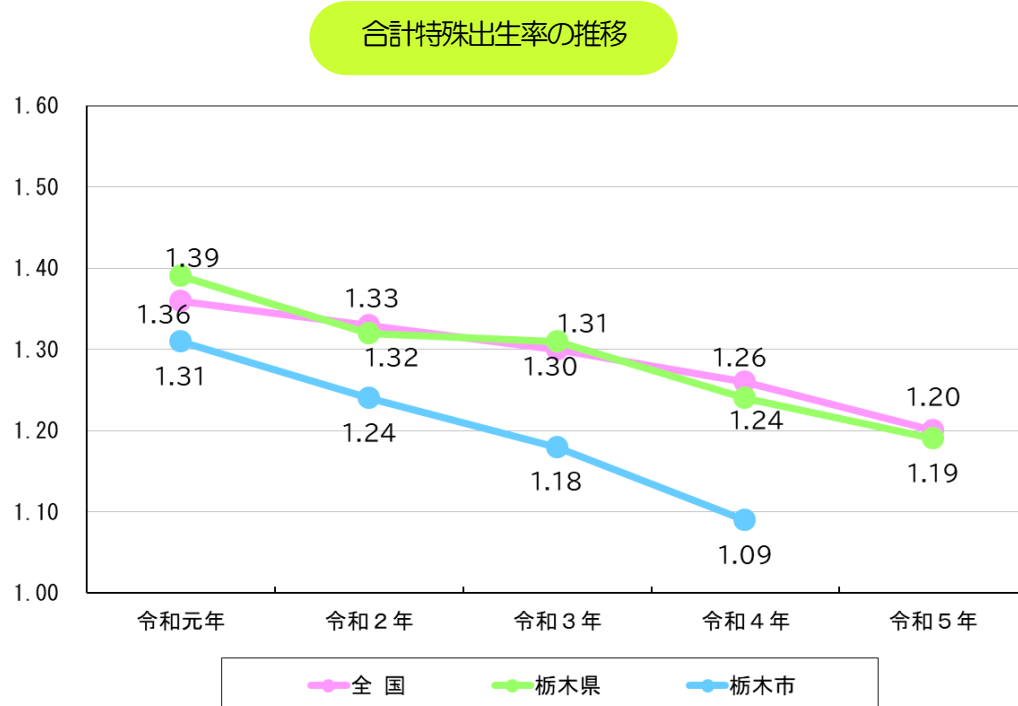
出生率とは？

一定の期間における、人口に対する出生数の比率を示した数値のこと。

小さ過ぎる値となるのを避けるため、人口千人に対する数（‰：パーミル）で表します。

(5) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率※は、年々低下しています。令和4年では1.09%と、令和元年時と比べて低くなっており、全国及び栃木県の数値よりも下回って推移しています。



資料：栃木県保健統計年報

合計特殊出生率とは？

その年次の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたとき仮定したときのこどもの数に相当します。

4 就業とこどもの貧困の状況

(1) 就業者数と就業率

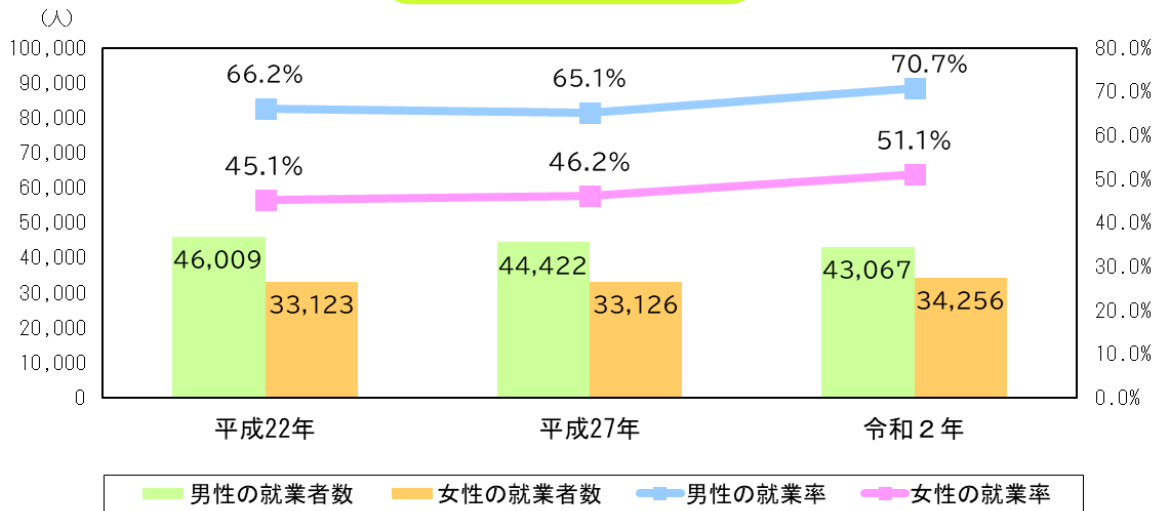
本市の就業者数は、男性は減少傾向にあるものの、女性は増加傾向となっています。就業率※については、男性では若干低下した後上昇し、女性では継続的に上昇しています。

また、男女別の年齢別就業率をみると、女性では、25～29歳を境に低下に転じるもの40～44歳では増加に転じる「M字曲線」を描いています。令和2年国勢調査では、平成22年時と比べ、男性で60歳以上の就業率が高くなり、女性では20歳から全体的に就業率が上がり、55歳以降は緩やかに下がっています。

就業率とは？

15歳以上の人口に占める就業者の割合のこと。

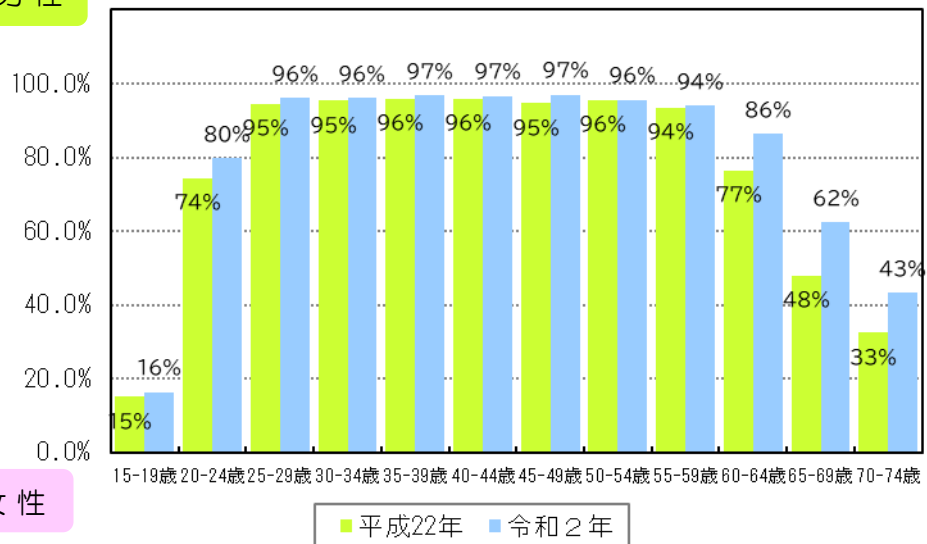
就業者数・就業率の推移



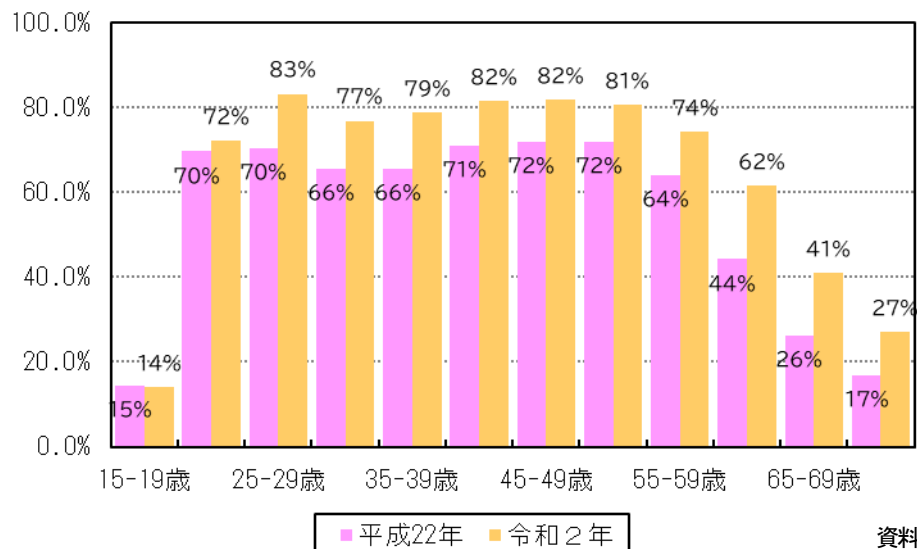
資料：国勢調査

男女別年齢別の就業率

男性



女性

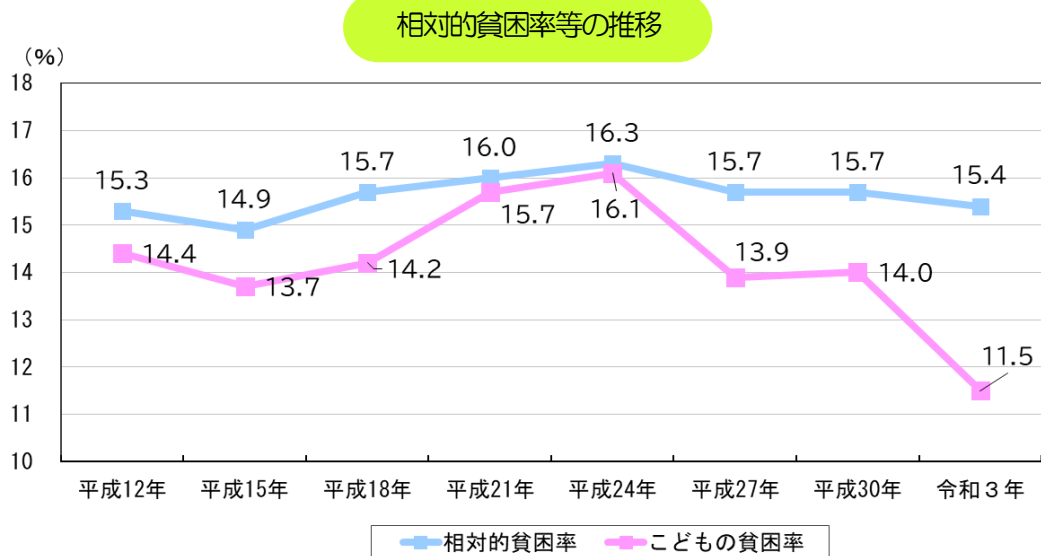


資料：国勢調査

(2) こどもの貧困

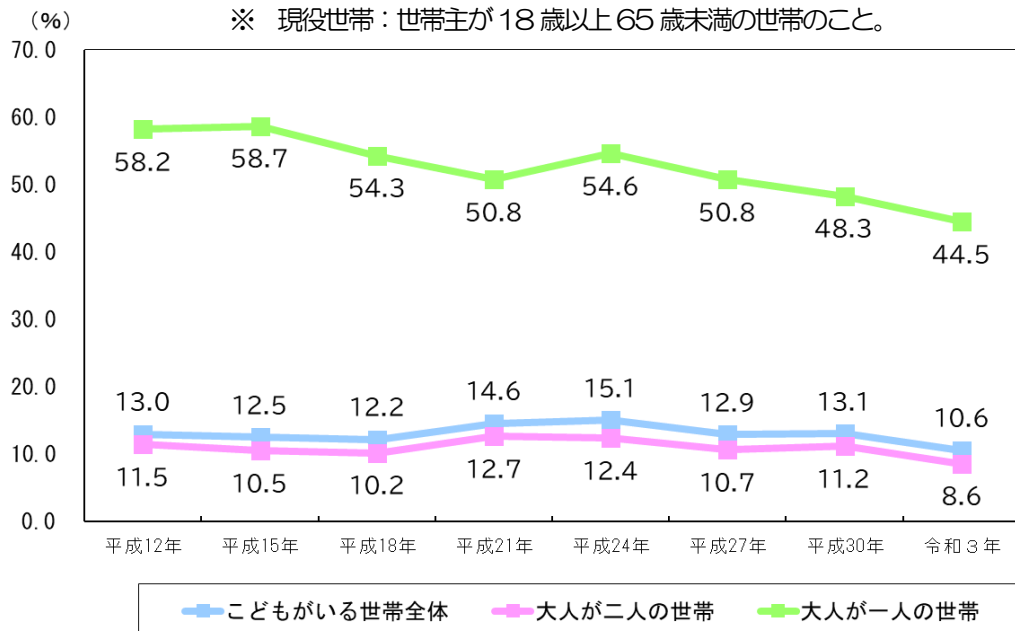
「国民生活基礎調査」に基づく全国のこどもの貧困率※は、上昇傾向にありましたが、近年は低下傾向になり、令和3（2021）年では11.5%となっています。

また、こどもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率※も全体的に改善傾向にありますが、「大人が一人世帯」の貧困率は、他と比較して高い傾向にあります。



こどもがいる現役世帯※の世帯員の相対的貧困率の推移

※ 現役世帯：世帯主が18歳以上65歳未満の世帯のこと。



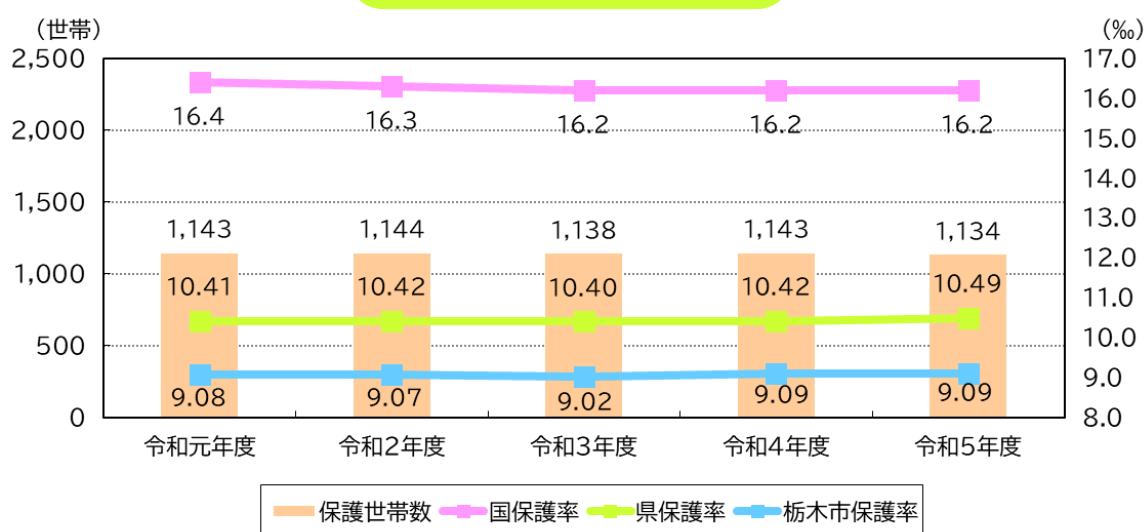
※ 相対的貧困率とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得〔いわゆる手取り収入〕を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を「貧困線」といい、貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。こどもの貧困率とは、17歳以下のこども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下のこどもの割合をいいます。

(3) 生活保護受給世帯数と保護率

近年、本市の生活保護受給世帯数と生活保護率、国・県の生活保護率は、いずれも横ばい傾向で推移しており、本市の保護率は、栃木県を若干下回る程度ですが、国との比較では5ポイント以上と、大きく下回っています。

また、本市の生活保護受給世帯数のうち、17歳以下のこどもがいる世帯と、ひとり親の世帯の数・割合は、近年はともにやや減少する傾向にあります。

生活保護世帯数と保護率の推移



※ 各年度3月31日時点

資料：栃木市（福祉総務課）

こどものいる生活保護受給世帯の推移

年度	全生活保護世帯	17歳以下のこどものいる生活保護世帯		17歳以下のこどものいる生活保護世帯のうち、ひとり親の世帯	
	世帯数 (①)	世帯数 (②)	割合 (②/①)	世帯数 (③)	割合 (③/①)
令和元	1,143 世帯	57 世帯	5.0%	44 世帯	3.8%
令和2	1,144 世帯	58 世帯	5.1%	41 世帯	3.6%
令和3	1,138 世帯	47 世帯	4.1%	36 世帯	3.2%
令和4	1,143 世帯	42 世帯	3.7%	32 世帯	2.8%
令和5	1,144 世帯	45 世帯	3.9%	32 世帯	2.8%

※ 各年度3月31日末時点

資料：栃木市（福祉総務課）

(4) 就学援助認定（要保護※¹・準要保護※²）児童・生徒数

就学援助の認定者の割合は、微増の傾向にあり、特に中学生の割合が高くなっています。
令和元年度と令和5年度の比較では、小学生で0.13ポイント、中学生で0.33ポイント上昇しています。

※1 要保護児童・生徒…生活保護受給世帯の小・中学生

※2 準要保護児童・生徒…生活困窮世帯の小・中学生

就学援助認定児童・生徒数の推移

年度	小学校			中学校			認定者数 合計 (人)
	全児童数 (人)	認定者数 (人)	援助率 (%)	全生徒数 (人)	認定者数 (人)	援助率 (%)	
令和元	7,605	596	7.84	3,865	332	8.59	928
令和2	7,424	598	8.05	3,862	341	8.83	939
令和3	7,281	574	7.88	3,813	344	9.02	918
令和4	7,150	563	7.87	3,823	344	9.00	907
令和5	7,080	564	7.97	3,743	334	8.92	898

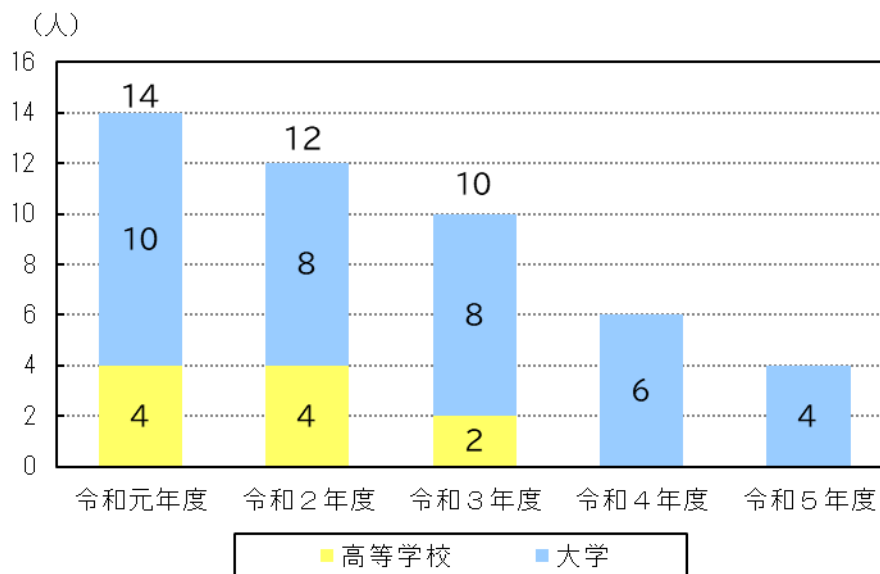
資料：栃木市教育委員会（教育総務課）

(5) 栃木市奨学金の貸付

奨学金の貸付人数については、概ね減少から横ばいで推移しています。

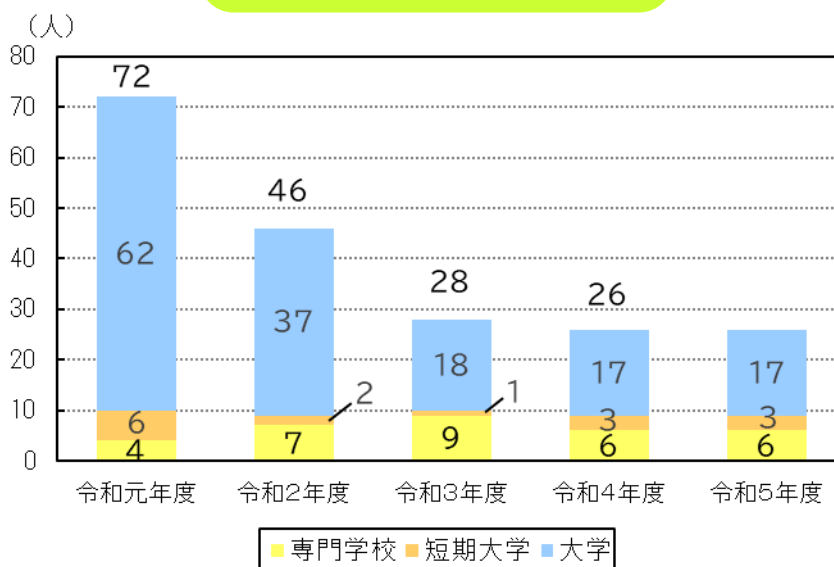
「定住促進奨学金」(返還免除型貸付奨学金)は、卒業後、1年以内に栃木市に居住し、引き続き5年間居住すると、奨学金の返還が全額免除されることから、当初多くの申し込みがあったものの、令和5年度では26人と、令和元年度と比べると3分の1程度に減少しています。

奨学金貸与人数の推移



資料：栃木市教育委員会（教育総務課）

定住促進奨学金貸与人数の推移



資料：栃木市教育委員会（教育総務課）

5 市の子育て支援施設の状況

(1) 教育・保育施設入所児童数の推移

○地域別認可保育園入園児童数の推移（各年4月1日現在、公立・私立のものの合計）

地域	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)
栃木	6	594	6	580	6	566	6	557	6	563
大平	6	385	5	364	5	371	5	375	5	367
藤岡	1	66	1	58	1	61	1	48	1	48
都賀	1	112	1	104	1	107	1	115	1	116
西方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩舟	2	139	2	126	2	123	2	128	2	128
合 計	16	1,296	15	1,232	15	1,228	15	1,223	15	1,222

資料：栃木市（保育課）

○地域別認定こども園入園児童数の推移（各年4月1日現在、公立・私立のものの合計）

地域	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)
栃木	10	1,607	10	1,533	10	1,489	10	1,395	10	1,336
大平	2	444	2	413	2	387	2	357	2	330
藤岡	2	284	2	288	2	261	2	239	2	241
都賀	1	160	1	145	1	124	1	120	1	112
西方	1	119	1	111	1	118	1	112	1	109
岩舟	2	395	2	385	2	396	2	382	2	364
合 計	18	3,009	18	2,875	18	2,775	18	2,605	18	2,492

資料：栃木市（保育課）

○地域別小規模保育施設入所児童数の推移（各年4月1日現在、公立・私立のものの合計）

地域	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)	施設数 (か所)	人数 (人)
栃木	3	50	3	51	3	45	3	49	3	45
大平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都賀	1	17	1	13	1	16	1	13	1	15
西方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩舟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	67	4	64	4	61	4	62	4	60

資料：栃木市（保育課）

①認可保育園の動向

年々、児童数が僅かに減少してきています。また、施設数は、大平地域において公立園1か所が減少しています。

②認定こども園の動向

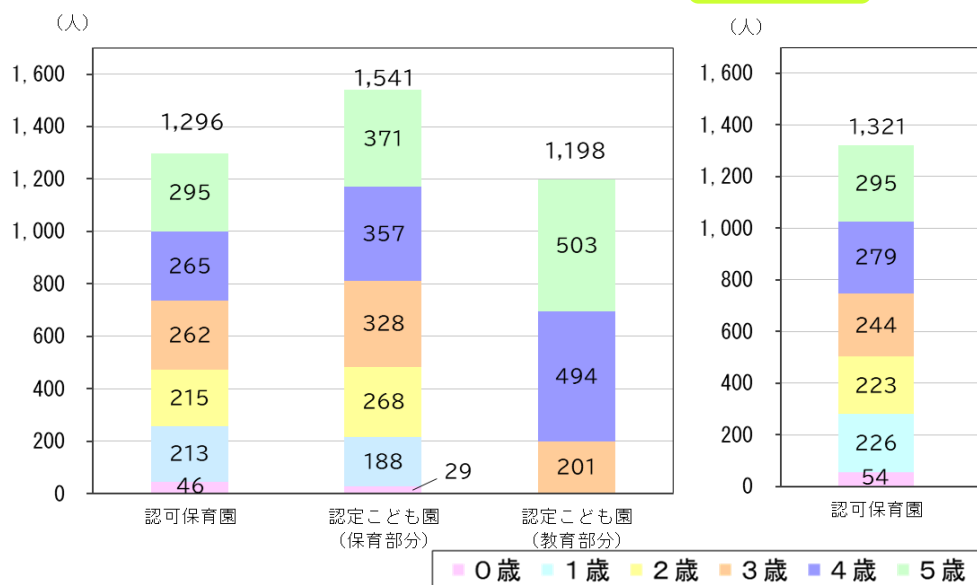
年々、児童数が減少していますが、施設数は変わりありません。

③小規模保育施設の動向

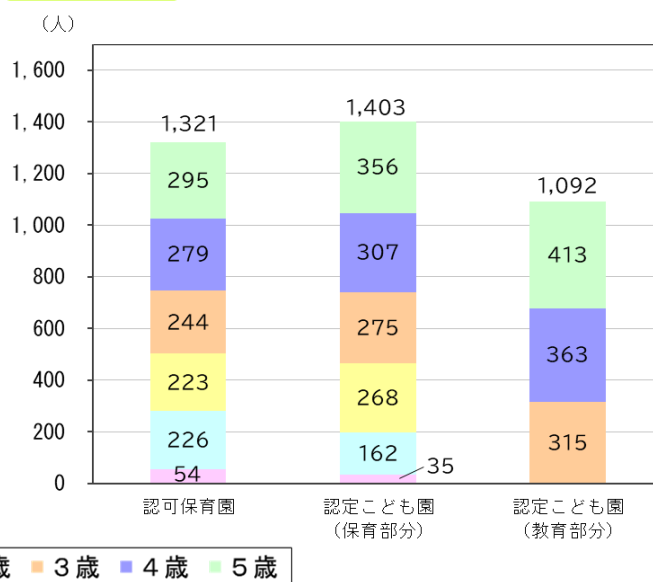
近年の児童数は、ほぼ横ばいで推移し、施設数は変わりありません。

年齢別教育・保育施設（保育園・認定こども園）入所児童数の推移

令和2年度



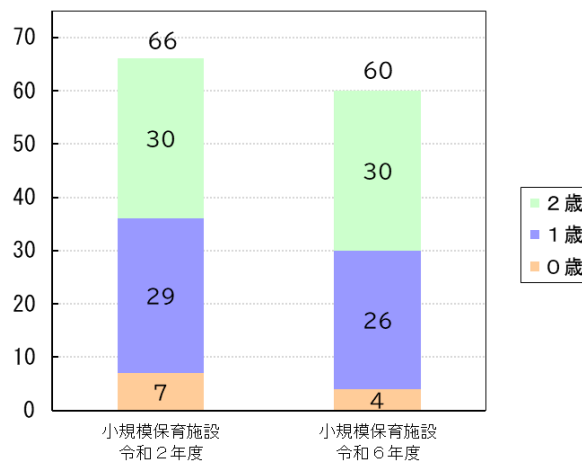
令和6年度



資料：栃木市（保育課）

年齢別教育・保育施設（小規模保育施設）入所児童数の推移

(人)



資料：栃木市（保育課）

○認可保育園の利用定員数（令和6年度）

地域	公立・私立の別	施設名	利用定員数（人）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
栃木	公立	くらのまち保育園	4	18	25	20	25	28	120
	公立	はこのもり保育園	12	12	20	20	23	23	110
	公立	いまいずみ保育園	4	18	25	20	25	28	120
	公立	おおつか保育園	5	10	10	12	16	21	74
	私立	けやき保育園	8	28	28	32	32	32	160
	私立	さくら第2保育園	7	18	25	0	0	0	50
大平	公立	大平西保育園	11	14	14	13	13	15	80
	公立	大平南第1保育園	1	6	8	10	10	10	45
	私立	大平中央保育園	5	15	20	20	20	20	100
	私立	ひかり保育園	10	12	18	18	20	20	98
	私立	フォレストキッズ保育園	6	9	10	11	11	11	58
藤岡	公立	藤岡はーとらんど保育園	8	12	18	20	26	26	110
都賀	公立	都賀よつば保育園	6	20	21	26	26	26	125
岩舟	公立	いわふね保育園	7	14	19	20	20	25	105
	私立	すみれ保育園	6	9	10	11	11	11	58
合 計			100	215	271	253	278	296	1,413

資料：栃木市（保育課）

「利用定員」と「認可定員」とは？

利用定員・・・認可定員と一致させることを基本としつつ、実際の利用状況を反映して、認可定員の範囲内で設定する定員。

認可定員・・・施設の設置にあたり認可または認定された定員のこと。

施設としての受入れ可能人数を示し、認可定員を超える受入れは原則認められません。

○認定こども園利用定員数（令和6年度）

地域	施設名	区分	利用定員数（人）							
			0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
栃木	アルス幼稚園	教育				15	35	35	35	120
		保育	6	12	12		20	20	20	90
	アルス南幼稚園	教育				30		22	23	75
		保育	3	6	9		13	13	14	58
	國學院大學栃木二杉幼稚園	教育				—	24	35	35	94
		保育	4	7	8		9	9	9	46
	さくら学園SEI	教育				5	10	10	10	35
		保育	—	6	12		16	16	15	65
	栃木幼稚園	教育				—	20	20	20	60
		保育	5	5	5		5	5	5	30
	若葉幼稚園	教育				—	15	15	15	45
		保育	3	7	7		7	7	7	38
	おおみや幼児教育センター	教育				6	27	35	52	120
		保育	4	15	15		20	18	18	90
	ひらかわ幼稚園	教育				0	30	40	40	110
		保育	3	6	7		8	9	7	40
	こども園さくら	教育				—	5	5	5	15
		保育	7	39	38		70	59	62	275
	吹上幼稚園	教育				10	30	40	40	120
		保育	6	20	19		22	22	21	110
大平	おおひらふじ幼稚園	教育				5	20	30	20	75
		保育	3	12	18		16	19	22	90
	大平みなみ幼稚園	教育				—	35	35	35	105
		保育	3	18	24		18	18	18	99
藤岡	バンビ幼稚園	教育				5	19	18	18	60
		保育	6	12	12		15	15	10	70
	ふじおか幼稚園	教育				2	32	33	33	100
		保育	12	18	24		26	30	30	140
都賀	都賀幼稚園	教育				5	20	25	25	75
		保育	3	12	15		16	17	17	80

地域	施設名	区分	利用定員数（人）							
			0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
西方	認定西方なかよしこども園	教育				—	15	15	16	46
		保育	9	12	18		25	25	25	114
岩舟	岩舟幼稚園	教育				3	24	24	24	75
		保育	3	9	9		12	12	14	59
	しずわでら幼稚園	教育				0	40	40	40	120
		保育	11	32	37		40	40	40	200
教育部分 計						487		477	486	1,450
保育部分計			91	248	289		358	354	354	1,694
合 計			91	248	289	845		831	840	3,144

資料：栃木市（保育課）

○小規模保育施設利用定員数（令和6年度）

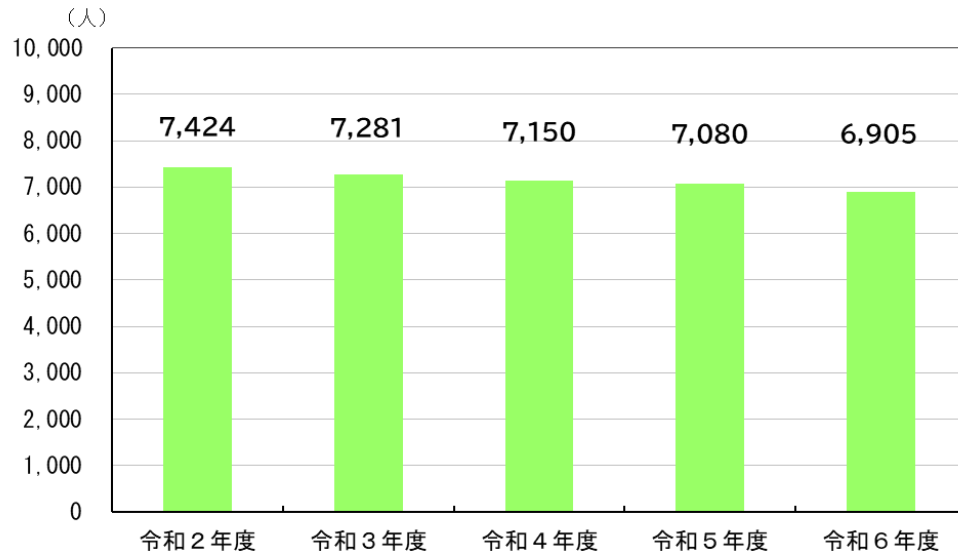
地域	施設名	利用定員数（人）			
		0歳	1歳	2歳	合計
栃木	ちびっこランドイオン栃木園	5	7	7	19
	きらら保育園 栃木大宮	5	7	7	19
	うずま保育園	5	7	7	19
都賀	とちぎメリーランド保育園	6	6	7	19
合 計		21	27	28	76

資料：栃木市（保育課）

(2) 小学校在籍児童数の推移（各年度5月1日現在）

本市の小学校の数は、29校となっています。また、在籍児童数が近年減少傾向であり、令和6年5月現在で6,905人となっています。

小学校在籍児童数の推移



資料：栃木市教育委員会（学校教育課）

○地域別小学校在籍児童数の推移

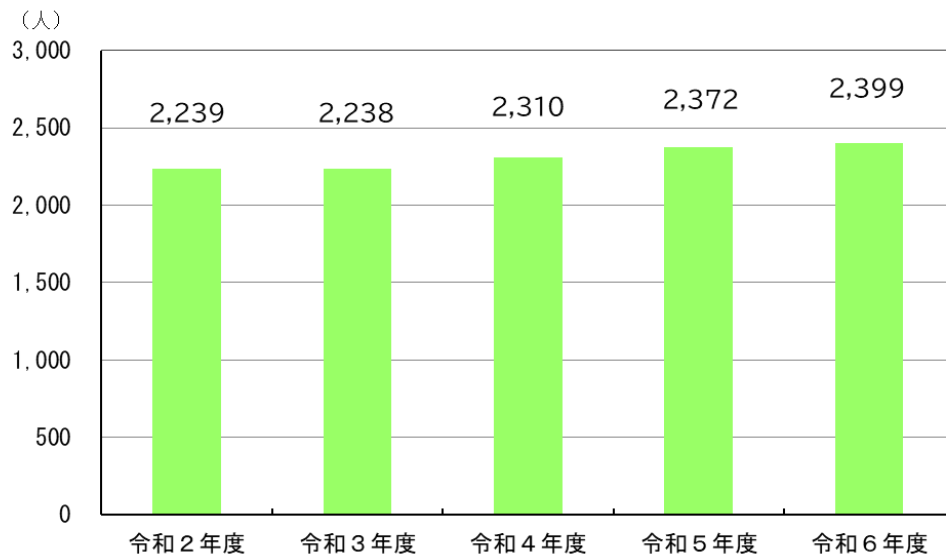
地域	小学校数 (校)	小学校在籍児童数（人）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
栃木	13	3,656	3,603	3,537	3,497	3,417
大平	4	1,508	1,505	1,480	1,463	1,436
藤岡	4	650	595	573	562	517
都賀	3	619	611	623	620	627
西方	2	259	258	245	246	236
岩舟	3	732	709	692	692	672
合計	29	7,424	7,281	7,150	7,080	6,905

資料：栃木市教育委員会（学校教育課）

(3) 学童保育の在籍児童数の推移（各年度5月1日現在、公立・私立の合計）

本市の学童保育施設と在籍児童の数は、就労家庭の増加のため、近年はともに増加傾向となっており、令和6年5月現在で65か所、2,399人となっています。

学童保育在籍児童数の推移



資料：栃木市（子育て総務課）

○地域別学童保育在籍児童数の推移

地域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実施 か所数	児童数 (人)	実施 か所数	児童数 (人)	実施 か所数	児童数 (人)	実施 か所数	児童数 (人)	実施 か所数	児童数 (人)
栃木	30	1,251	31	1,229	32	1,249	32	1,277	32	1,269
大平	9	360	9	382	10	440	10	432	11	457
藤岡	6	159	6	135	6	123	6	157	6	153
都賀	5	150	5	177	5	198	5	199	5	199
西方	2	87	2	90	2	87	3	87	3	94
岩舟	7	232	7	225	7	213	7	220	8	227
合計	59	2,239	60	2,238	62	2,310	63	2,372	65	2,399

資料：栃木市（子育て総務課）

(4) 中学校在籍生徒数の推移（各年度5月1日現在）

本市の中学校は、令和4年に藤岡第一中学校と藤岡第二中学校の統合により1校減となり、13校となっています。また、在籍生徒数も近年減少しており、令和6年5月現在では3,684人となっています。

中学校在籍生徒数の推移



資料：栃木市教育委員会（学校教育課）

○地域別中学校在籍生徒数の推移

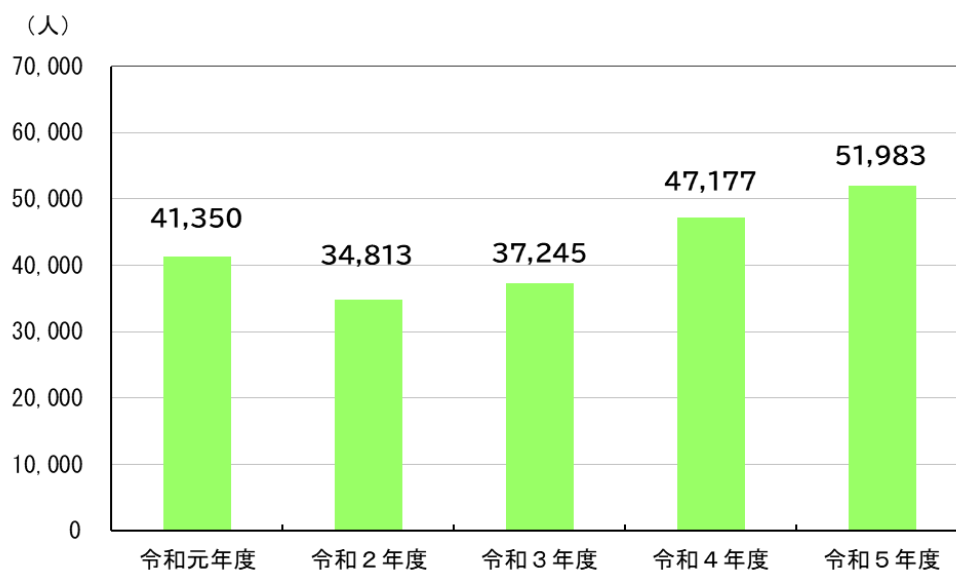
地域	中学校数 (校)	中学校在籍生徒数 (人)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
栃木	7	1,818	1,820	1,848	1,834	1,815
大平	2	874	833	822	785	788
藤岡	令和3年度まで	346	354	357	340	324
	2					
	令和4年度から					
	1					
都賀	1	328	326	316	312	287
西方	1	147	126	137	129	128
岩舟	1	349	354	343	343	342
合計	令和3年度まで	3,862	3,813	3,823	3,743	3,684
	14					
	令和4年度から					
	13					

資料：栃木市教育委員会（学校教育課）

(5) 地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）の利用者数の推移

地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）は、公設・民間合わせて 17 か所あり、その利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に最も減少を示しましたが、再び増加をしています。令和5年度の利用実績は 51,983 人で、同元年度と比べて 10,633 人増加しています。

地域子育て支援拠点の利用者数の推移



資料：栃木市（子育て総務課）

○地域子育て支援拠点の利用者数の推移

拠点名		利用者数（人）				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	地域子育て支援センター	10,657	6,921	5,982	7,871	6,540
	地域子育て支援センターおおひら	6,784	3,089	3,540	3,863	4,200
	地域子育て支援センターふじおか	4,468	2,244	3,091	3,303	3,203
	地域子育て支援センターつが	2,868	1,942	1,691	2,081	2,891
	地域子育て支援センターにしかた	903	893	616	715	926
	地域子育て支援センターいわふね	4,201	1,579	1,549	1,574	1,831
	いまいずみ子育てサロン（連携型）※	—	619	767	867	496
	そのべ子育てサロン（連携型）※	—	1,404	1,524	1,765	1,937
	てもんのおうち（連携型）※	—	2,805	3,629	3,644	4,679
	小 計	29,881	21,496	22,389	25,683	26,703
民間	認定こども園さくら 子育て支援センターゆめふうせん	1,499	3,090	3,732	6,906	7,543
	おおみや幼児教育センター 子育て支援センターふれあいポッケ	1,538	1,304	830	1,197	2,323
	けやき保育園 地域子育て支援センターきらり	3,244	1,275	1,475	2,087	1,911
	フォレストキッズ保育園 子育て支援センターエンジェル	2,393	1,717	1,093	1,451	1,371
	ふじおか幼稚園 子育て支援センターもりのカフェ	2,795	985	824	1,406	1,393
	とちぎおもちゃ図書館 子育て支援センターたんぽぽ	—	4,946	6,902	8,447	8,323
	おおひらふじ幼稚園 子育て支援センターおおひらふじ	—	—	—	—	957
	バンビ幼稚園 子育て支援センターバンビーニ	—	—	—	—	1,459
	小 計	11,469	13,317	14,856	21,494	25,280
	合 計	41,350	34,813	37,245	47,177	51,983

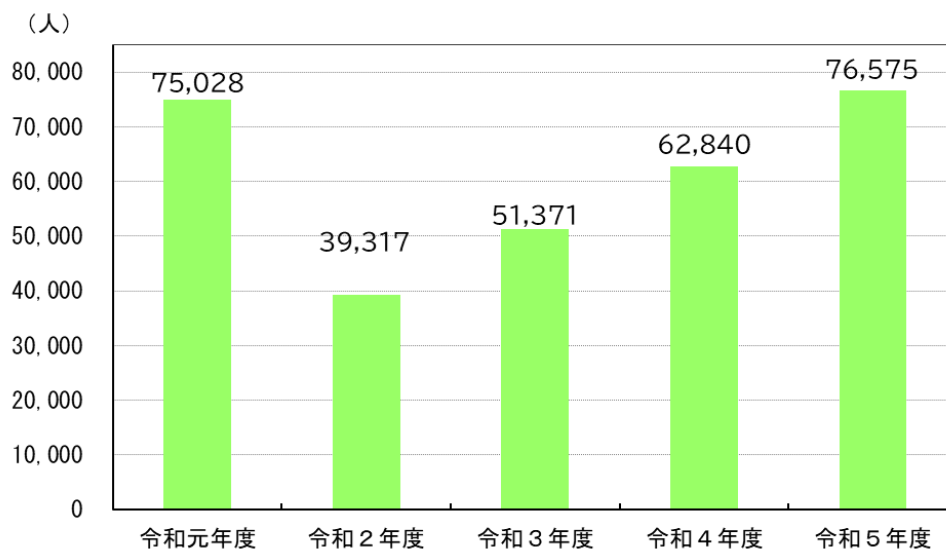
※「連携型」の3か所は、児童館の指定管理者が施設の運営・管理を行っています。

資料：栃木市（子育て総務課）

(6) 児童館・児童センター利用者数の推移

本市の児童館や児童センターは、公設・民間合わせて6か所あり、その利用者数は、新型コロナウイルス感染症により一時落ち込みましたが、現在は以前の水準まで回復し、令和5年度では76,575人となっています。

児童館・児童センター利用者数の推移



資料：栃木市（子育て総務課）

○児童館・児童センター利用者数の推移

施設名		利用者数（人）				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	はこのもり児童センター	15,447	7,194	8,685	11,064	15,373
	いまいずみ児童館	9,124	5,127	7,342	7,877	9,378
	そのべ児童館	8,693	4,049	4,220	5,894	7,384
	大平みなみ児童館	10,912	6,306	6,723	8,243	9,457
	大平児童館	18,419	9,736	12,970	14,216	17,346
小 計		62,595	32,412	39,940	47,294	58,938
民間	さくら3Jホール	12,433	6,905	11,431	15,546	17,637
	小 計	12,433	6,905	11,431	15,546	17,637
合 計		75,028	39,317	51,371	62,840	76,575

資料：栃木市（子育て総務課）

6 各種調査結果からみた市の状況

(1) 栃木市子ども・子育てに関するニーズ調査

本市の子育て世帯のこども・子育てに関する施策のニーズや施策に対する意見・要望を把握するために就学前児童のいる保護者 1,500 人と小学校児童のいる保護者 1,500 人を対象とした調査を実施しました。

対象者	配付数	有効回収数	有効回収率	調査実施時期
就学前児童の保護者	1,500 件	405 件	27.0%	令和6年2月～3月
小学生の保護者	1,500 件	390 件	26.0%	令和6年2月～3月

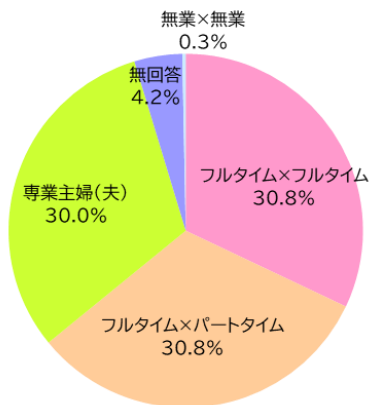
①保護者の就労状況

親の就労の状況に基づき各家庭を6つの家庭類型に分類すると、就学前のこどものいる家庭のうち、「(両親ともに)フルタイム×フルタイム」は現在42.1%と4割強を占めて最も多く、「フルタイム×パートタイム」の25.8%を合わせると、「共働き家庭」が全体の67.9%と7割弱にのびります。

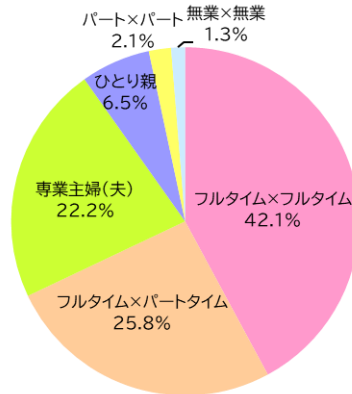
平成30年度に実施したニーズ調査では、「フルタイム×フルタイム」は30.8%であり、今回の調査では10ポイント以上増加し、一方で「専業主婦(夫)」は、7.8ポイント減少しています。また、今後の就労意向を考慮した「潜在類型」では「フルタイム×フルタイム」は46.3%となっており、割合はさらに多くなっています。

就学前児童の保護者の就労状況による家庭の類型

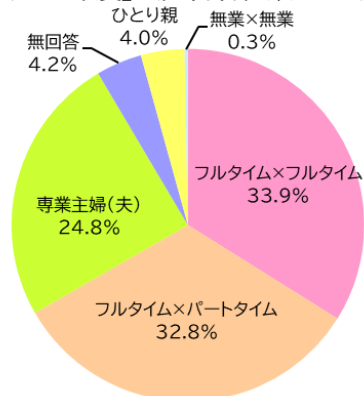
【平成30年度】(回答者総数：734)



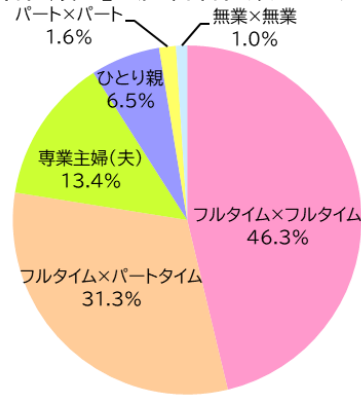
【令和5年度】(回答者総数：387)



【平成30年度】(回答者総数：734)

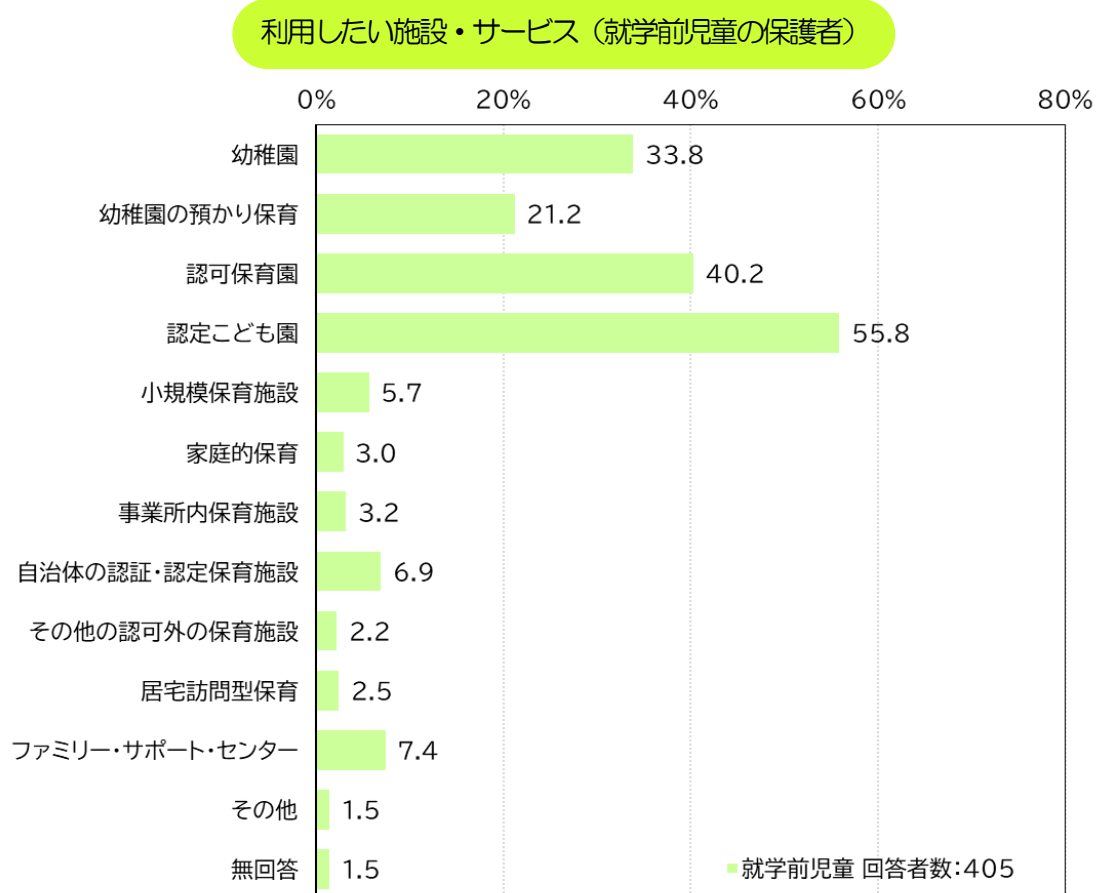


【潜在類型】(回答者総数：387)



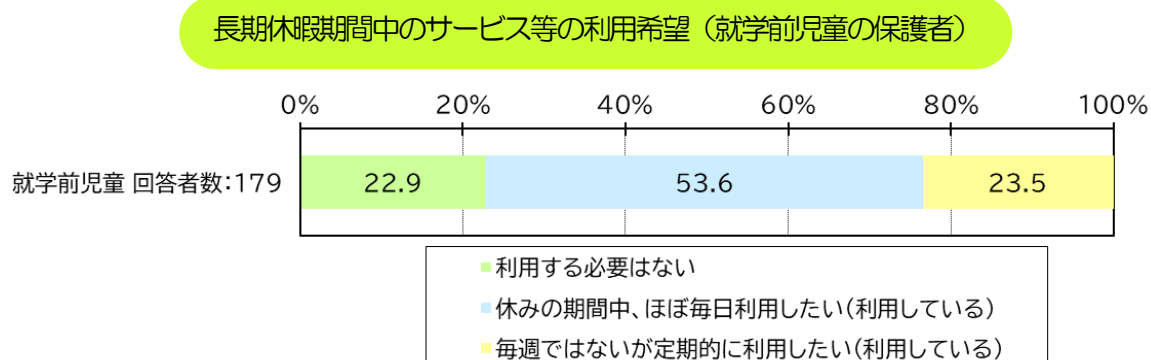
②日常的に利用したい施設・サービス

平日の教育・保育を受ける施設・サービスとして、現在利用している・していないにかかわらず、日常的に利用したいと考えるものとしては、「認定こども園」が55.8%で最も多く、「認可保育園」(40.2%)、「幼稚園」(33.8%)が続いています。



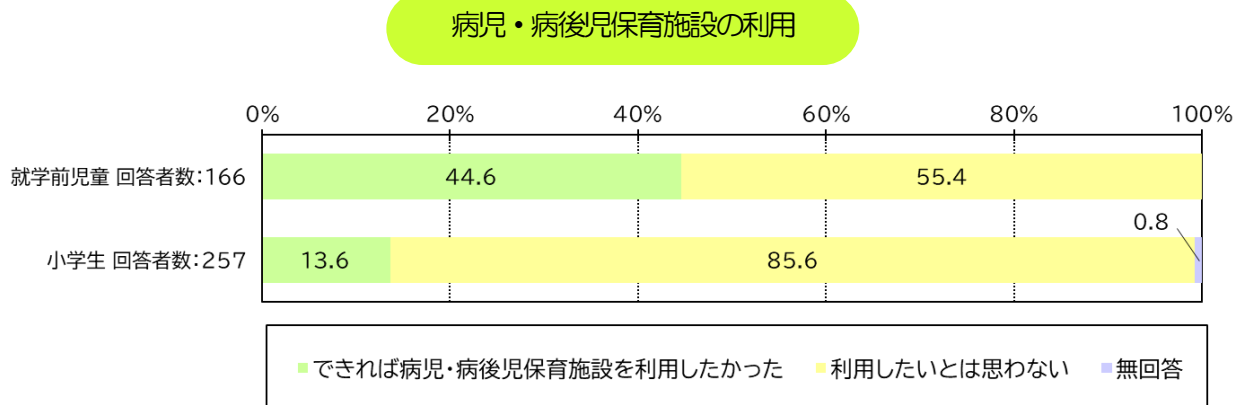
③長期休業期間中の施設・サービスの利用希望

夏休み・冬休みなどの長期休業期間中に幼稚園や認定こども園の利用を希望する、または利用しているかでは、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい(利用している)」が53.6%で最も多く、「毎週ではないが定期的に利用したい(利用している)」(23.5%)も合わせると7割強が利用を希望していることになります。



④病児・病後児保育施設の利用希望

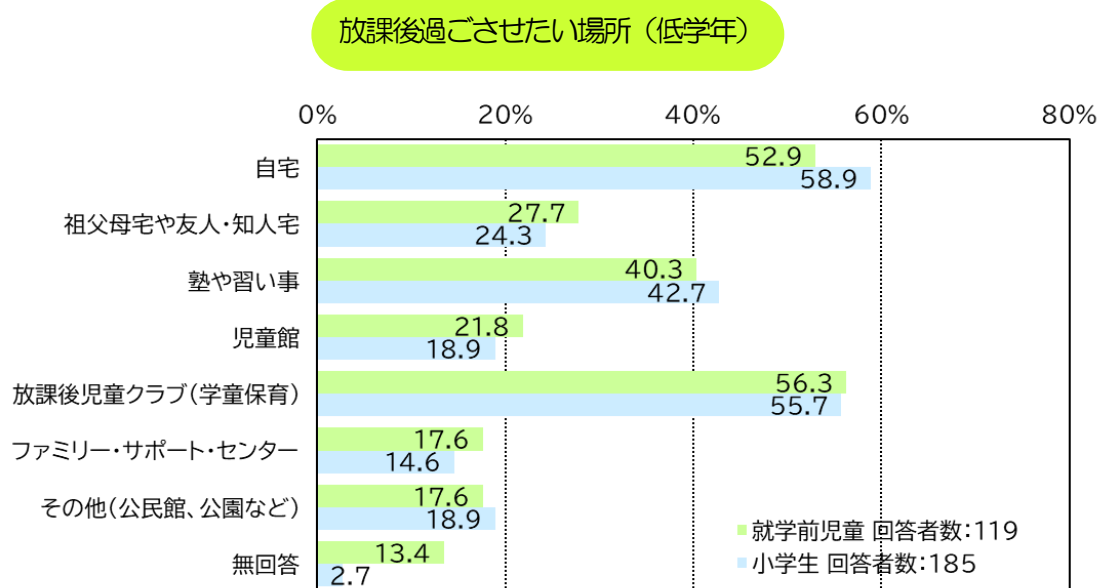
こどもの病気に際し「親が休んで対応した」と答えた方では、「病児・病後児保育」の利用についての回答は、「できれば病児・病後児保育施設を利用したかった」が就学前児童保護者で44.6%、小学生保護者で13.6%とあり、反対に「利用したいとは思わない」は就学前児童保護者で55.4%、小学生保護者で85.6%となっています。



⑤放課後過ごさせたい場所（低学年）

小学校低学年のこどもの放課後（平日の学校終了後）の時間を、どのような場所で過ごさせたいと思うかについては、就学前児童の保護者においては、「放課後児童クラブ（学童保育）」が56.3%で最も多く、次いで「自宅」（52.9%）が多くなっています。

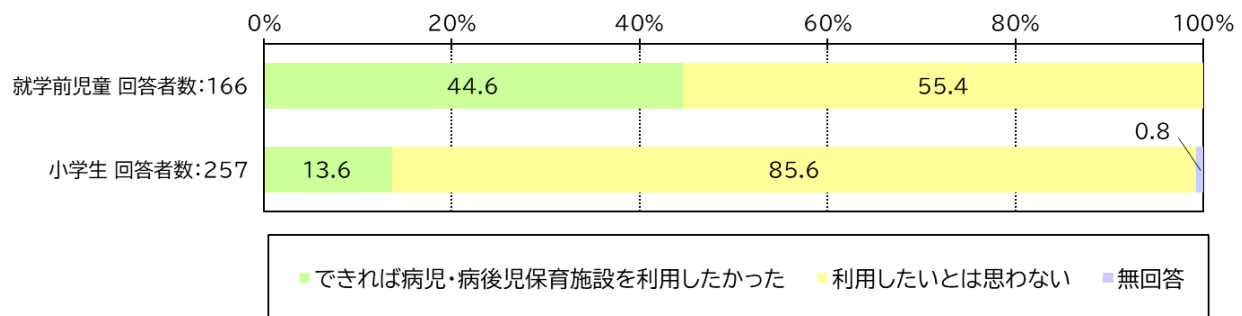
一方、小学生の保護者においては、「自宅」が58.9%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（55.7%）が多く、就学前児童保護者とは1位と2位の回答が入れ替わっています。



⑥「こども誰でも通園制度」の利用希望

この制度の対象年齢がこどもの年齢が0歳6か月～3歳未満であり、この制度の対象となるこどもがいるご家庭の利用希望については、「利用したい」（49.2％）との回答が最も多く、次いで「利用したいと思わない」（37.3％）が多くなっています。なお、「利用したい」・「もう少し子どもが大きくなったら利用したい」を合算した利用意向は、61.1％となっています。

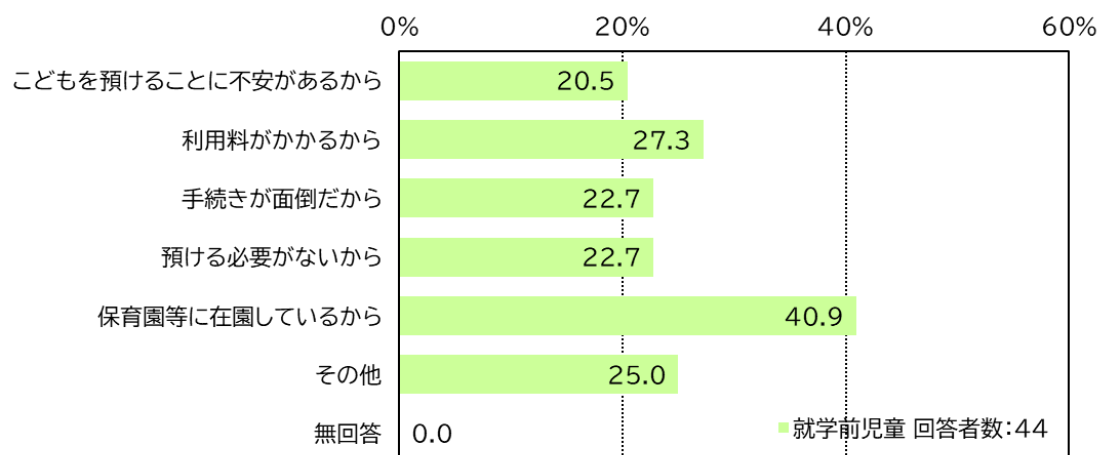
「こども誰でも通園制度」の利用希望（就学前児童の保護者）



⑦「こども誰でも通園制度」を利用したくない理由

この制度を利用したくないと答えた方にその理由を尋ねたところ、「保育園等に在園しているから」（44人中18人〔40.9％〕）、「利用料がかかるから」（同12人〔27.3％〕）、「その他」（同11人〔25.0％〕）という回答が多くなっています。

「こども誰でも通園制度」を利用したいと思わない理由（就学前児童の保護者）



(2) 栃木市こども・若者の意識と生活に関する調査

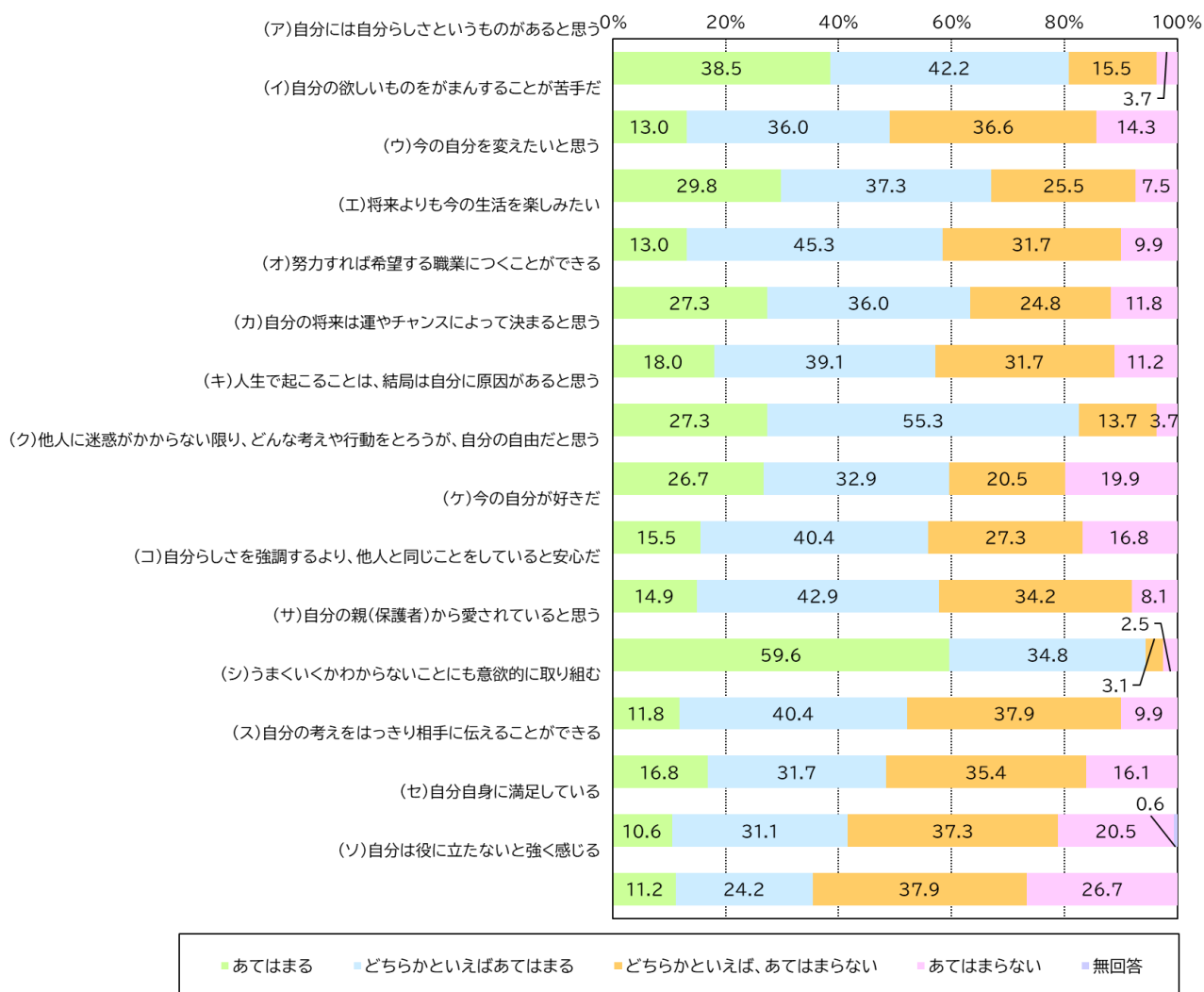
本市のこども・若者の生活の実態や将来の生活設計に関する意識について把握するために 15 歳～39 歳のこども・若者 1,500 人を対象にした調査を実施しました

対象者	配付数	有効回収数	有効回収率	調査実施時期
こども・若者	1,500 件	161 件	10.7%	令和6年2月～3月

①自身についてあてはまる事項

自分自身について、以下のことがどのくらいあてはまるかについて、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた「あてはまる」が最も多いのは「(サ) 自分の親（保護者）から愛されていると思う」の 94.4%で、「(キ) 人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」(82.6%)、「(ア) 自分には自分らしさというものがあると思う」(80.7%)が続いています。また、「(ソ) 自分は役に立たないと強く感じる」では、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合が 35.4%と、3人に1人を上回っています。

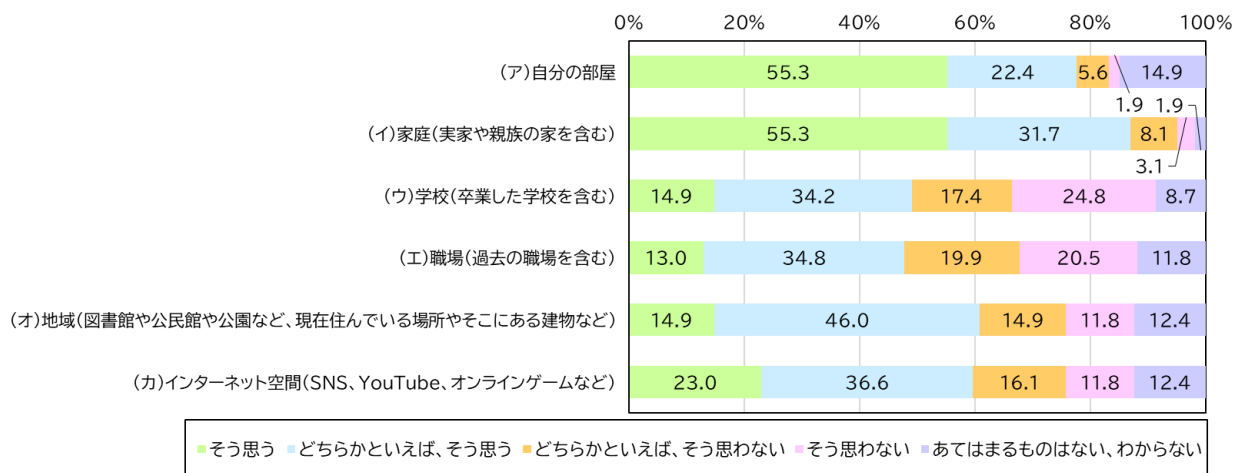
自身についてあてはまるかどうか



②自分の「居場所」になっているかどうか

今の自分にとっての「居場所」（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）に関して、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた「そう思う」が最も多いのは「(イ) 家庭（実家や親族の家を含む）」の87.0%で、「(ア) 自分の部屋」（77.7%）、「(オ) 地域（図書館や公民館や公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など）」（60.9%）が多くなっています。

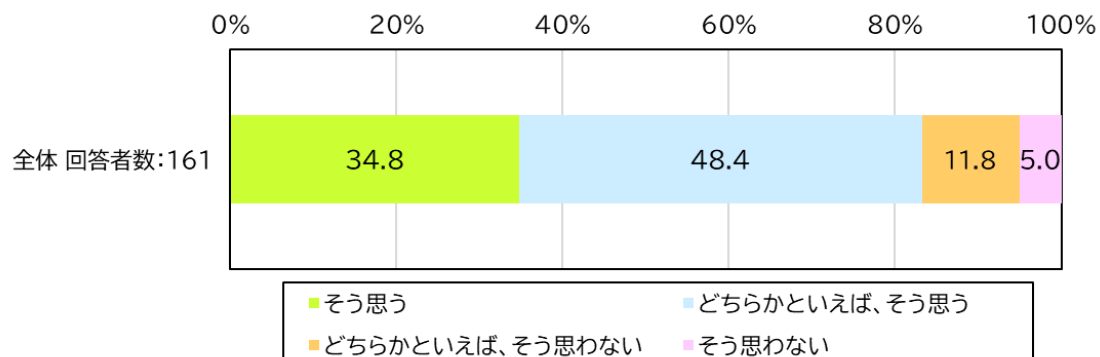
自分にとっての「居場所」となっているか



③社会的使命感

「社会のために役立つことをしたい」と思うかについては、「どちらかといえば、そう思う」（48.4%）が半数近くを占めて最も多く、次いで「そう思う」（34.8%）が多くなっており、合わせると83.2%となります。一方、「どちらかといえば、そう思わない」と「そう思わない」は、合わせて16.8%です。

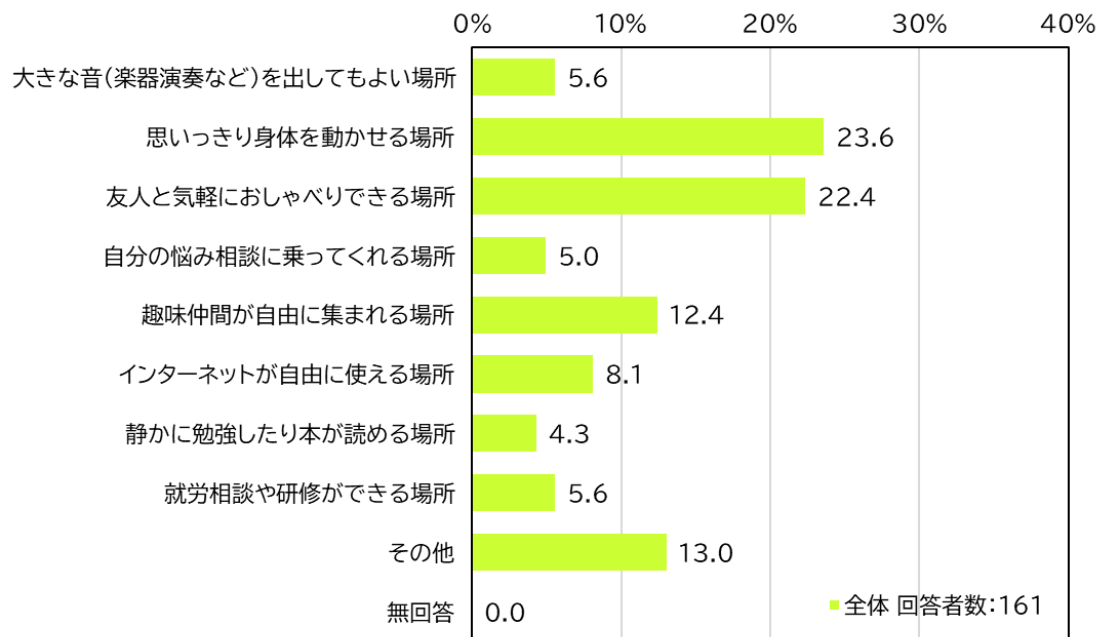
社会のために役立つことをしたいか



④市内にあれば良い若者向けの場所

栃木市に若者向けのどんな場所があれば良いと思うかについては、「思いっきり身体を動かせる場所」(23.6%)、「友人と気軽にしゃべりできる場所」(22.4%)という回答が多く、「その他」(13.0%)等が続いています。

市内に若者向けのどんな場所があれば良いと思うか

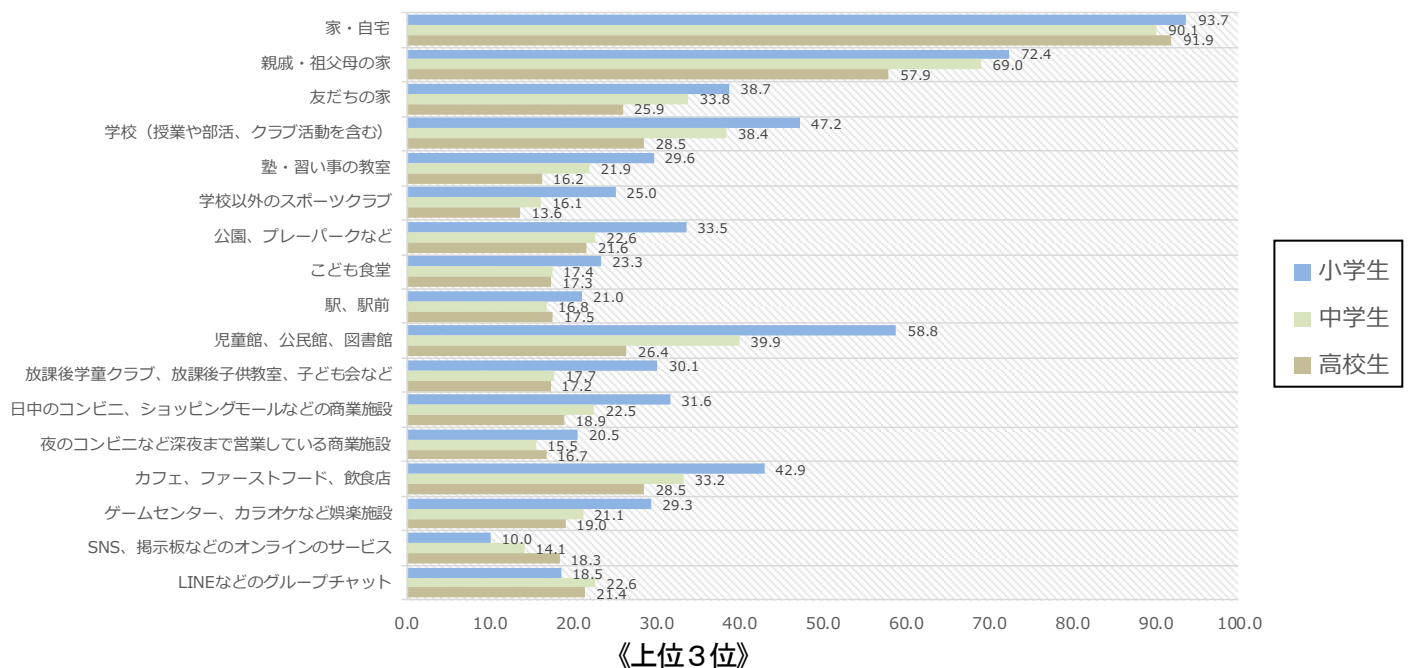


(3) 令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査

①こどもの「居場所」の具体的な内容

県の「令和5年度こども・若者などへの意見聴取」の結果を参照すると、こどもの居場所として「家・自宅」や「親戚・祖父母の家」等を意識する回答が多くなっていますが、“居場所”というのは具体的には、「安心・安全・落ち着く場所（居たい場所）」や「好きなことをして前向きにすごせる場所（前向きになれる場所、自分を好きになれる場所）」等を意味しているケースが多いことがうかがえます。また、小学生では居たい場所として「児童館、公民館、図書館」との回答が相対的に多く、特徴的な結果となっています。

「安心・安全・落ち着く場所（居たい場所）」になっているか

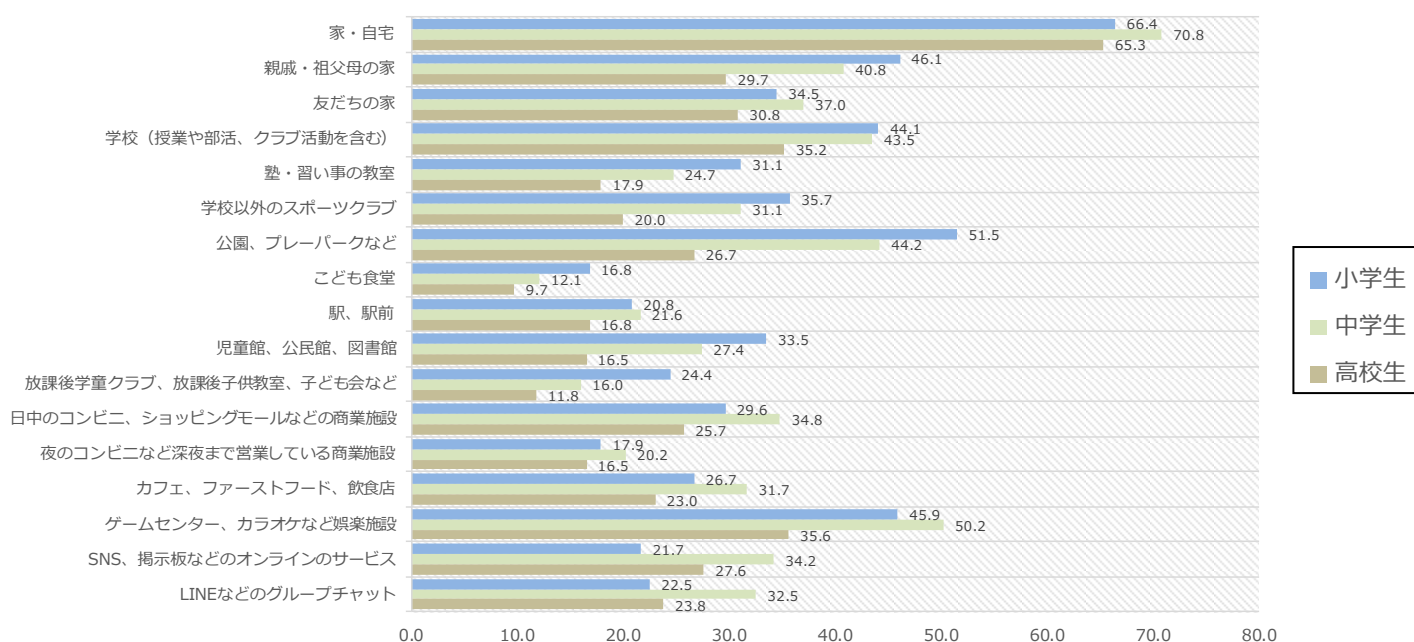


《上位3位》

	小学生（総数：1,015）		中学生（総数：2,054）		高校生（総数：2,487）	
	選択肢	回答割合等	選択肢	回答割合等	選択肢	回答割合等
第1位	家・自宅	93.7%	家・自宅	90.1%	家・自宅	91.9%
第2位	親戚・祖父母の家	72.4%	親戚・祖父母の家	69.0%	親戚・祖父母の家	57.9%
第3位	児童館、公民館、図書館	58.8%	児童館、公民館、図書館	39.9%	学校	28.5%
					カフェ、ファーストフード、飲食店	

資料：令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査

「好きなことをして前向きにすごせる場所（前向きになれる場所、自分を好きになれる場所）」になっているか



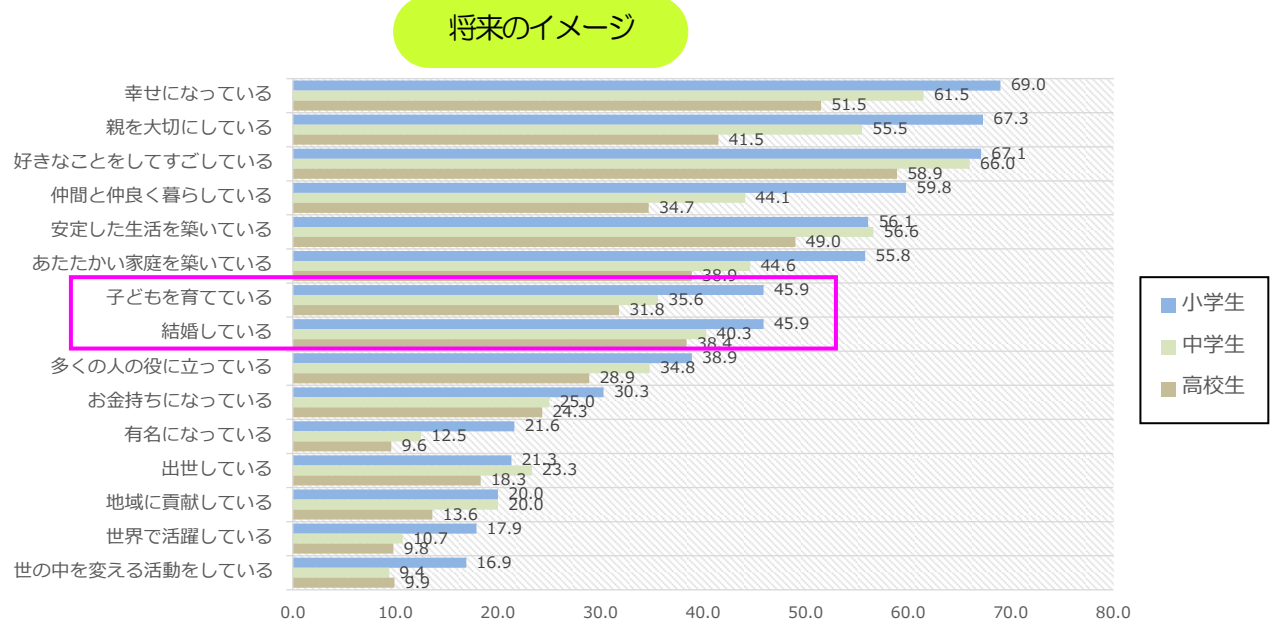
《上位3位まで》

	小学生（総数：1,015）		中学生（総数：2,054）		高校生（総数：2,487）	
	選択肢	回答割合等	選択肢	回答割合等	選択肢	回答割合等
第1位	家・自宅	66.4%	家・自宅	70.8%	家・自宅	65.3%
第2位	公園、プレーパークなど	51.5%	ゲームセンター、カラオケなど娯楽施設	50.2%	ゲームセンター、カラオケなど娯楽施設	35.6%
第3位	親戚・祖父母の家	46.1%	公園、プレーパークなど	44.2%	学校	35.2%

資料：令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査

②将来のイメージについて

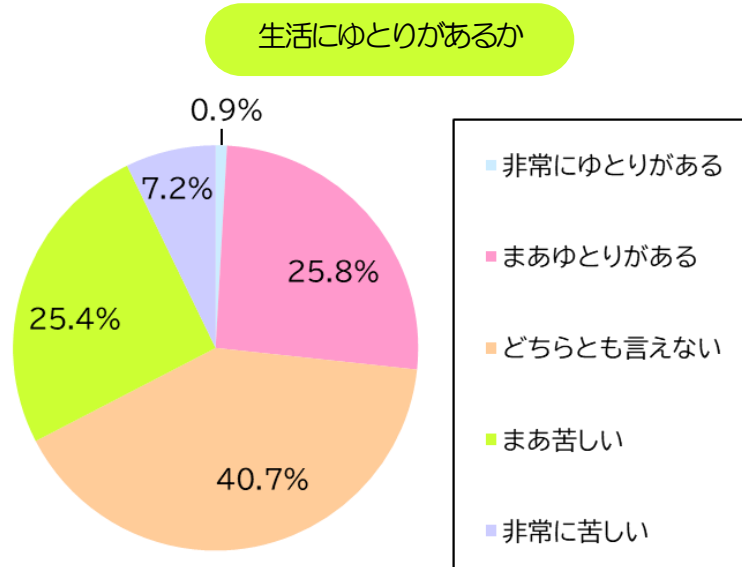
“将来のイメージ”の中の「結婚している」と「子どもを育てている」の回答割合は、順に小学生 45.9%・中学生 40.3%・高校生 38.4%、小学生 45.9%・中学生 35.6%・高校生 31.8%となっており、どちらについても年代の上昇に伴って回答割合は減少していることが分かり、課題がうかがえます。子どもを育てている将来イメージを持っている高校生は、3割強にとどまります。



資料：令和5年度栃木県子ども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査

③生活のゆとり感（保護者）

生活の“ゆとり感”については、「どちらとも言えない」との回答が70.7%と最も多く、「非常に苦しい」（7.2%）と「まあ苦しい」（25.8%）を合わせると32.6%と、3割を超えています。経済面等何らかの不満や不安を抱えている家庭が少なくないことがうかがえます。



資料：令和5年度栃木県子ども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査

(4) 栃木県ヤングケアラー実態調査

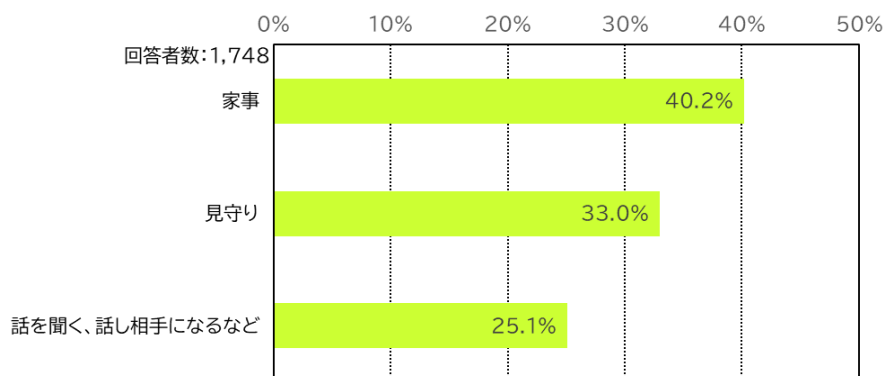
①お世話の内容

「栃木県ヤングケアラー実態調査」の結果、お世話をしている家族がいると答えた児童・生徒で、世話の内容としては、小・中・高校生とも、「家事」が最も多くなっています。

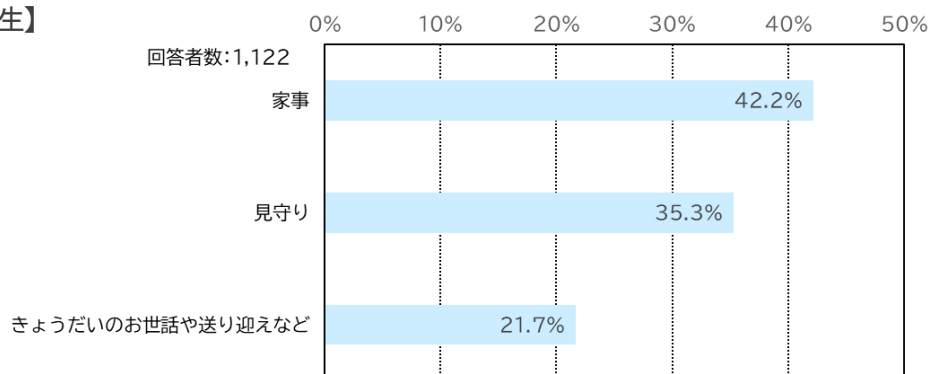
また、栃木県によると、平日1日あたりにお世話に費やす時間が3時間以上の児童・生徒では「見守り」が多くなっているとされています。

お世話の内容

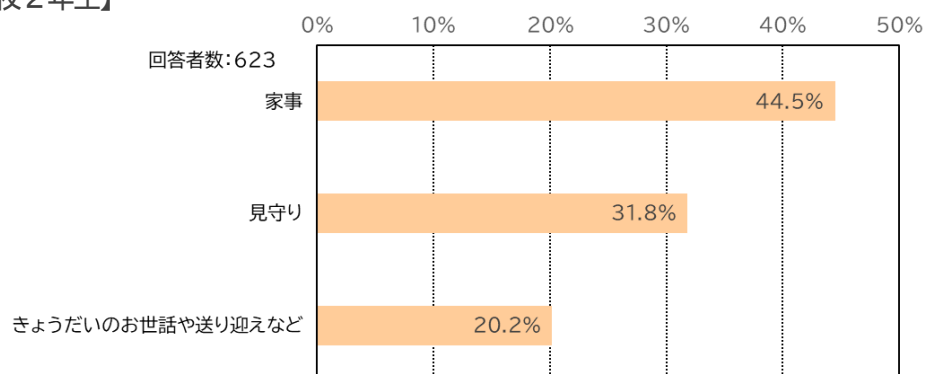
【小学6年生】



【中学2年生】



【全日制高校2年生】



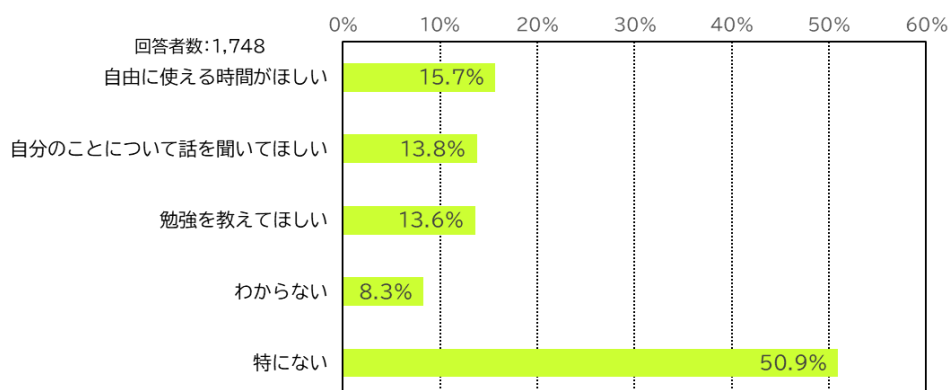
資料：栃木県ヤングケアラー実態調査

②助けてほしいことなど

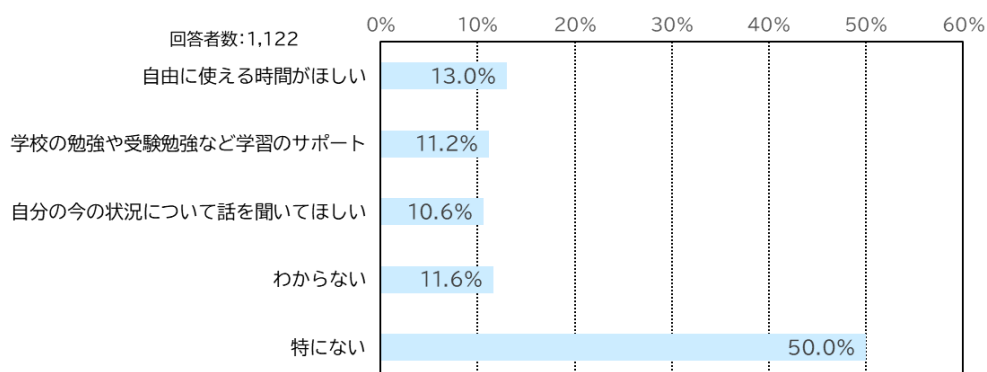
学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援としては、小・中・高校生共通で「特にない」が半数前後で最も多くなっていますが、具体的に回答があった中では、年齢にかかわらず「自由に使える時間がほしい」、「自分の話を聞いてほしい」が多いことが分かります。

学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援

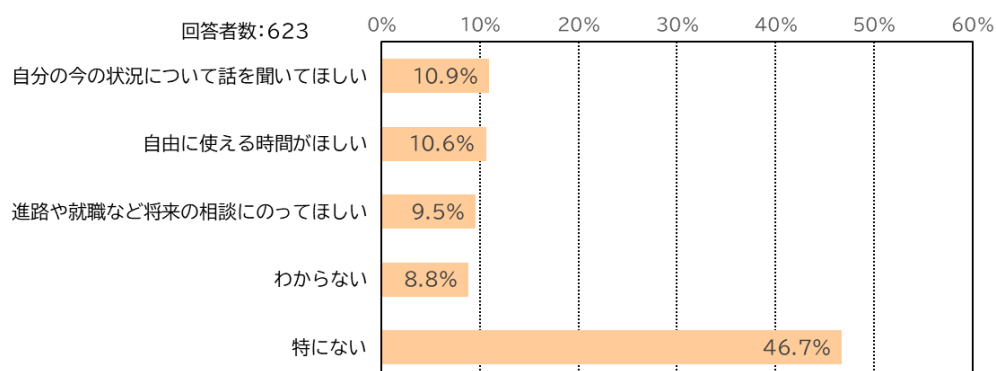
【小学6年生】



【中学2年生】



【全日制高校2年生】



資料：栃木県ヤングケアラー実態調査

7 今後の課題

国、県の動向やこども・子育て環境の変化などを踏まえ、今後、「こどもまんなか社会」の実現に向けて本市が展開することも施策に関する課題を、次のように整理します。

(1) こども・若者の権利の尊重と「こどもまんなか社会」の実現

児童虐待やいじめ、ヤングケアラーの問題等多くの課題がみられる近年の社会状況やこども基本法制定の趣旨などを踏まえ、児童の権利に関する条約に定める「最善の利益」の実現をめざし、広く市民への広報啓発活動等を進め、こどもたち自身も大人も、「こどもの権利」を大切に守っていくような意識や文化を育てることが重要です。

また、こども基本法の規定に基づき、こども・若者施策の策定や実施・評価に当たり、こどもたち自身の意見を反映させる措置を講じていく必要があります。

(2) 少子化の進行への対策

こどもの出生は減少傾向にあり、年少人口の割合も減少しています。また、未婚率の増加の傾向もみられ、今後、少子化の進行が懸念されます。

さらに、こどもたち同士の交流の機会が少なくなり、社会性が育まれにくくなって、まちの元気・活力が減退してしまう恐れもあります。

そのため、こどもたちが未来に夢や希望を抱き、多くの子育て世代が居住したくなる、「こどもを産み育てるなら栃木市」と思える子育て施策の推進が求められます。

(3) 安全・安心な暮らしの確保

痛ましい事件や事故からこどもたちを守るため、保護者・行政・地域が連携を図り、こどもたちがのびのびと安全に安心して暮らし、成長していくことができるような地域（環境）づくりが求められています。

(4) 仕事と生活の両立への支援

子育て世代の女性の就業率は年々上昇し、フルタイム就労を希望する方も増えています。こどもを産み育てるにあたって、誰もが安心して仕事と生活の両立を実現できるよう「ワーク・ライフ・バランス」の推進体制の構築・確率が重要です。

(5) 保育需要の高まりと多様なサービスの提供

少子化が進む一方で、核家族化の進行、共働き世帯やひとり親家庭の増加等により保育を必要とする児童が増え、また、長期休暇期間中の保育施設の利用、病児・病後児・医療的ケア児保育施設や小学校就学後の学童保育などさまざまなサービスの需要も高まっています。「病児・病後児保育」については、前項（本章「5」）で概括したニーズ調査の結果では利用希望が就学前児童保護者で44.6%、小学生保護者で13.6%と、特に就学前児童でより大きな需要があることがうかがえます。

こうしたニーズに適切に対応できるよう、将来の保育等需要を見極めながら、保育園、認定

こども園等と連携しつつ、安心して預けられる環境やサービス提供の体制の整備の構築が求められており、その際には、民間施設等との間で効果的・効率的な役割分担と連携・協働の実施に努めていくことが重要になります。

また、施設等で医療的ケア児の受入れに向け、支援体制を整えていくことも必要になります。

さらに、サービスについての情報などを、必要とする方々に迅速・確実・便利に届ける役割等をはじめとして、こども・子育て支援施策の中核の一つとなる「こども政策DX（デジタルトランスフォーメーション）」を着実に進めていくことが大切です。

（６）経済的負担の不安やこどもの貧困への対応

こどもの成長に喜びを感じる一方で、こどもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安も大きくなり、保護者の養育力・教育力不足や配偶者暴力等、「こどもの貧困」に至る重大な要因になります。

本市では、人口が減少傾向であるものの生活保護受給世帯数は増加の傾向にあり、こどもを取り巻く家庭の経済的環境が厳しくなっていることがうかがえます。また、若い世代が結婚やこどもを産み育てることに希望を持ちながらも、経済的な不安から将来展望を描けない状況に陥っていることもうかがえ、誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産ができるよう、実情に応じた効果的な負担軽減策が求められています。

（７）子育ての不安や孤立化の解消・改善

両親などの親族が近くにいないことから援助や手助けを得られず、また、近所に相談できる人もいない中で、手探りで子育てを行うことで、「孤立化」してしまうことも珍しくありません。こどもの発達の違いに悩むことや、子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が要因とも考えられています。もあることが想像されています。思い通りにいかない子育てに不安や悩みを抱え、それがストレスとしてこどもに向けられてしまうこともあることから、そのような悲しい状況を招くことのないよう、地域や行政による支援・協力も得ながら子育て世帯を孤立化させない環境づくりが求められています。現在、本市には地域子育て支援拠点（子育て支援センター）や児童館等があり、保護者にとっても孤立化を防ぐために有効な施設となっていますが、それらの存在や事業内容を知らない保護者も多く、今後、広報周知活動の推進が大切になります。

また、中核的な療育支援施設としての役割を担う、児童発達支援センターの設置を推進し、障がい児やその家族への相談や障がい児を預かる家族への援助・助言などの支援機能の強化が求められています。

保護者の就業形態に関わらず、どの家庭状況にあっても分け隔てなくライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様なニーズにはよりきめ細やかに対応をしていくこと、「全てのこども・子育て家庭を切れ目なく支援する」体制の構築が重要です。

（８）「次世代の親」の育成の推進

こどもは家族やまちを支える“次代の親”であることから、こどもたちが、家庭を築くこと

やこどもを産み育てることに夢と希望を持てるよう、長期的な視点に立った取組みが求められています。結婚の希望があるにもかかわらずなかなか果たせずにいる若者等を、交際や結婚のきっかけ、機会づくりなどの支援をしていくことも、大切になります。

(9) こども・若者の居場所づくりの推進

令和5年12月にこども・若者の視点に立った居場所づくりの推進が目的とされた「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。また、市町村等における居場所づくりの支援体制を強化するために「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」も実施されており、指針に基づいて、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めていく必要があります。ニーズ調査の結果からは、「思いっきり身体を動かせる」、「友人と気軽にしゃべりできる」といったことがポイントの1つになるものと考えられます。

なお、「居場所」に行けない、ひきこもり・不登校のこどものための対策も考えていくことが必要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

この計画の上位計画である『第2次栃木市総合計画』における目標にすべき将来都市像は「豊かな自然と共生し優しさと強さが調和した活力あふれる栃木市」とし、その実現に向けた具合的な施策として基本計画において、こども・子育て支援等に関する「基本方針」は、「**子育てに優しくいつまでも健康で生きがいのもてる栃木市**」となっています。

このことを踏まえて、本市では、こども・若者に優しい地域づくりを推進し、妊娠・出産からこどもの自立までのライフステージの一連の過程を切れ目なく、そして社会全体で支援し、子育て・親育ち※を促進することにより、**全てのこどもや若者が将来にわたって幸せに生活できる(ウェルビーイング)社会**の実現をめざします。

また、近年こども・若者や子育て家庭をめぐるさまざまな問題が顕在化してきたなかで、父母などの子育て当事者が、子育ての喜びを感じつつ、子育てにおける責任を果たすことができるよう、自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いなどを積極的に支援・促進していくことが重要になっています。

基本理念に掲げる地域社会づくりに向け、本計画の目標像を次のとおり掲げ、**次代の本市を担う全てのこどもや若者が、人権を尊重され、安全で安心できる環境の中でいきいきと自立できる社会**を、市民・地域における各種団体・行政の共通の目標としてめざしていきます。

こども、親、地域が育ち合い、こども・若者の笑顔と個性が輝き、
子育てに喜びを感じられる地域づくり

※ 子育て・親育ち：こどもが育ち、その親も、子育てを通じて人間的に成長すること。

★ コラム 〈栃木市ならではのこどもまんなか社会〉★

こどもの権利が総合的に保障され、その権利について、こども自身を含めたすべての市民が十分に理解し、こどもが幸せに暮らすことのできる「栃木市ならではのこどもまんなか社会」の様子を、次のようなイメージで表現しています。

**こどもや若者の声にしっかり耳が傾けられ、すべてのこども・若者が
幸せに暮らす、人生を楽しむことのできるまち**



2 基本目標

基本理念や目標像など、本市のこどもまんなか社会の実現に向け、基本目標を次の10個とし、その設定にあたっては、こどもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親になって子育てをするという、「ライフステージ」の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが重要です。

そこで、本計画では「結婚」「妊娠・出産」「子育て・子育て」といった「**ライフステージごとの施策の柱**」と、「こどもの権利の保障」や「こども・子育てにやさしいまちづくり」などの「**全てのライフステージ共通の施策の柱**」を基本目標として設定し、本市のこども施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

<ライフステージごとの施策の柱>

妊娠・出産（基本目標1）全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進

子育て・子育て支援（基本目標2）幼児期における学校教育・保育の充実

子育て・子育て支援（基本目標3）地域における子育て・子育てへの支援の推進

子育て・子育て支援（基本目標4）学童期・思春期の保健対策の推進

子育て・子育て支援（基本目標5）特別な配慮を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな支援の推進

働き方（基本目標6）仕事と子育ての両立の推進

結婚（基本目標7）結婚を希望する若者への支援の推進

<全てのライフステージに共通する施策>

共通（基本目標8）こども・若者たちの権利の尊重

共通（基本目標9）こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

共通（基本目標10）こども・子育てにやさしいまちづくり

3 計画の基本的視点

計画の推進にあたっては、次の視点に立って、施策を展開します。

①「こどもの最善の利益」を第一に考える

計画の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるように、こどもたちを全ての施策の中心に置きます。

また、家庭環境や障がいの有無等にかかわらず、全てのこどもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

②結婚、妊娠・出産、子育てといった ライフステージの進展に応じた「切れ目のない支援」

こどもを持ちたいという希望がかなえられ、安心してこどもを産み育てられる地域社会の実現のため、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージの進展に応じて切れ目のなく対応し支援を行います。

③「社会全体」で支える

子育ての第一義的な責任は父母などの保護者にありますが、核家族化の進行や世帯の小規模化などにより、家庭のみで子育てを行うことが困難になっていることを踏まえて、社会全体でこどもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境の整備を進めます。

結婚、こども・子育てを大切にするという意識を社会全体で共有しながら、取組を進めていきます。

4 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく「教育・保育提供区域」に関しては、こども自身や保護者が質の高い教育・保育や子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して定めることとされています。

そこで、本市の教育・保育提供区域については、第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期事業計画」という。）で設定した「市全域を1区域」として、引き続き設定します。

栃木市の教育・保育提供区域



5 施策の体系

基本理念

- 全てのこども・若者が等しく権利を擁護されながら健やかに成長し、
将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会
- 誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、
幸せな状態でこどもと向き合い、子育ての喜びを実感できる地域社会

目標像

こども、親、地域が育ち合い、こども・若者の笑顔と個性が輝き、
子育てに喜びを感じられる地域づくり

基本目標

基本施策

出産 妊娠

1 全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進

- (1) 妊産婦が安心して産み育てられる支援の充実
- (2) 乳幼児の健やかな成長を支える環境づくり
- (3) 乳幼児が安心して育つための家庭への支援

子育て・子育て支援

2 幼児期における学校教育・保育の充実

- (1) 教育・保育施設の量の確保
- (2) 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

3 地域における子育て・子育てへの支援の推進

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の推進
- (2) その他の地域子育て支援事業の充実

4 学童期・思春期の保健対策の推進

- (1) 学童期・思春期の心身の健康づくり
- (2) 思春期における正しい性知識の普及

5 特別な配慮を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな支援の推進

- (1) 障がい児への支援の推進
- (2) 外国にルーツを持つ幼児への支援の推進
- (3) こどもの貧困対策の推進
- (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (5) 各種相談機関の機能の充実
- (6) 経済的支援対策の充実

働き方

6 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

結婚

7 結婚を希望する若者への支援の推進

- (1) 出会いの場や機会の提供等

全てのライフステージ

8 こども・若者たちの権利の尊重

- (1) こどもの権利についての意識の啓発
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) いじめ対策・不登校対応の充実

9 こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- (1) こどもの事故防止対策の推進
- (2) 小児医療・感染症対策の充実

10 こども・子育てにやさしいまちづくり

- (1) 良好な居住環境の確保
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) こども・若者の居場所づくりの推進
- (4) こどもたちの安全の確保
- (5) こども政策 DX の推進

6 こどもの権利

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締結している世界的な条約です。18 歳未満の児童（こども）を、権利を持つ主体と位置付け、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこともならではの権利も定めています。

子どもの権利条約における次の4つの大切な考え方があり、こども大綱で、この4つの原則が基本理念として定められています。

本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方に基づき施策を推進します。

子どもの権利条約のいわゆる4原則

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

資料：「子どもの権利条約」（公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ）

7 SDGsと本計画との関係

「SDGs」（持続可能な開発目標・エスディージーズ）は、平成27年9月に国際連合で採択された、先進国を含む国際社会全体で令和12年（2030年）までに達成をめざす17の国際目標のことです。国は平成28年に「SDGs実施指針」を定めて、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を推奨しています。本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は、こども基本法・こども大綱の基本的考え方の一つとなっており、本計画でも念頭に置いて、各取組（施策）を推進していきます。

SDGsの17の目標

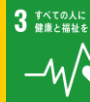


第4章 施策の展開

妊娠・出産

基本目標1 全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進

関連する
SDGs



(1) 妊産婦が安心して産み育てられる支援の充実

現状と課題

子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などに伴い、妊産婦をはじめとした子育て世帯の孤立感や不安感が高まっています。

また、育児等の負担を抱えやすい多胎妊産婦や若年妊産婦、支援者がいない妊産婦など、産前産後のケアやサポート体制の充実、親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを地域で相談できる体制の強化が求められます。

施策の方向性

安心してこどもを産み、こどもの健やかな成長とともに親として成長することへの喜びを感じていけるよう、妊娠・出産・子育て期の健診や相談・支援体制を整え、早期からのきめ細やかな支援を行っていきます。

また、妊産婦や子育て家庭の状況に応じた情報やサービスの提供など、母子保健や子育て支援に携わる関係者が連携を図りながら、地域での切れ目ない支援が継続できるよう支援を行います。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①こどもなんでも相談室	・妊婦助から子育て期にわたるまでの育児に関する様々な悩みに対して、来所や電話等で保健師等専門職が相談を受けるとともに、必要な支援につなぎます ・相談室の普及啓発を行い市民に身近な相談室を目指します。(R7年度愛称募集)	こどもなんでも相談室における個別相談件数	令和6年度開設	支援体制の維持	こども家庭センター

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
②妊娠届及び 母子健康手帳の 交付	妊娠・出産・育児に関する母子 の健康状態を一貫して記録し ておくため、母子健康手帳を妊 娠届出者等に交付します。また 子育てアプリ栃木市すくすく ナビの利用推奨を行います。	妊娠早期 (11週以内)の 妊娠届出率	94.3%	増加	こども家庭センター
③マタニティマーク の普及啓発	・妊産婦にやさしい環境づくり を推進するため、マタニティマ ークを交付します。 ・マタニティマークを妊娠中に使 用したことのある母親の割合を 把握します。(※4 か月児健康診 査時アンケート)	マタニティマ ークの利用率	84.5%	増加	こども家庭センター

「マタニティマーク」とは？

- 妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲
が妊産婦への配慮を示しやすくするもの
- さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機
関等が、その取組の呼びかけ文を付してポスターな
どとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推
進するもの



事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
④妊娠届出時面談	妊娠届出者全員に面談とアンケートを実施し、安心して妊娠・出産ができるようサポートします。	妊娠届出時面談・アンケートの実施率	100%	100%	こども家庭センター
⑤妊産婦健康診査	妊産婦の健康診査の一層の徹底を図るため、医療機関に委託して実施します。	①妊婦健康診査 受診票初回利用率 ②産婦健康診査 受診票利用率 (産後1か月)	①99.2% ②88.9%	①99.6% ②100%	こども家庭センター
⑥妊産婦歯科健康診査	妊産婦の口腔衛生の向上のため、市内の歯科医院で歯科健診・衛生指導を実施します。	妊産婦歯科健診受診率	妊婦：35% 産婦：25.9%	妊婦：50% 産婦：30%	こども家庭センター
⑦妊婦8か月アンケート	妊娠期から継続した面談を実施することで相談しやすい顔の見える関係性を構築し、ニーズに即した効果的な支援を届けます。	アンケート回収率	95.3%	100%	こども家庭センター
⑧Hello 赤ちゃん教室	妊婦やパートナー、その家族を対象に、妊娠・出産・育児について知識を提供し、グループワークを通じてお互いに主体性をもち、育児に取り組むことができるようにサポートする機会とします。また、産後のメンタルヘルスについて伝える機会とします。	初妊婦参加率	22.3%	40%	こども家庭センター
⑨妊娠中の喫煙防止対策	・喫煙が胎児の発育に影響を及ぼすことについて、正しい知識を普及するとともに、周囲の人の禁煙・分煙への配慮について啓発を行います。 ・妊娠中に喫煙していた母親の割合を把握します。 (乳幼児健康診査時アンケート)	妊娠中の妊婦の喫煙率	1.2%	0%	こども家庭センター

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
⑩新生児・産婦 訪問事業	①新生児期の子育ての悩みや不安、母親の心身の不安に関して助言するために、助産師・保健師が指導を実施します。	新生児・産婦訪問事業の実施	延べ件数：55 件	希望者全数実施	こども家庭センター
	②産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと感じる母親の割合を把握します。 (※4 か月児健康診査時アンケート)	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと感じる母親の割合	86.9%	100%	
⑪生後2週間目全戸 電話相談	出産を終えて退院後の不安を抱きやすい時期に、保健師または助産師が電話相談を実施します。	生後2週間目全戸電話相談の実施率	98.3%	100%	こども家庭センター
⑫乳児の栄養方法	生後1 か月時の栄養方法（母乳・人工乳・混合乳）の割合を把握します。 (※4 か月児健康診査時アンケート)	生後1 か月時の栄養方法の割合	母乳：17.8% 人工乳：14.3% 混合乳：67.8%	事業の継続	こども家庭センター
⑬妊娠中の飲酒防止 対策	・飲酒が胎児の発育に影響を及ぼすことについて、正しい知識の普及啓発を行います。 ・妊娠中に飲酒していた母親の割合実施して把握します。 (※4 か月児健康診査時アンケート)	妊娠中の妊婦の飲酒率	0.4%	0%	こども家庭センター
⑭就労妊婦への支援	・母性管理指導事項連絡カードの普及啓発を行います。 ・妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合を把握します。(※4 か月児健康診査時アンケート)	配慮されたと思う就労妊婦の割合	90.0%	95%	こども家庭センター
⑮産後1 か月時点の 産後うつハイリスク者の割合	産後の母親の抑うつ傾向を把握し、医療機関と連携のもと必要な支援を提供します。	産後1 か月時のEPDS 高得点者の割合	6.3%	減少	こども家庭センター

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
⑯産前産後ヘルパー派遣事業	・妊産婦、子育て家庭の家事育児の負担軽減を行い、安心して子育てできる環境を提供します。 ・事業に賛同し協力する事業所を増やします。	支援を必要とする家庭が支援を受けることができる割合	100%	100%	こども家庭センター
⑰流産・死産を経験された方への支援体制	流産・死産を経験された方への支援体制づくりに努めます。	支援を望む方への相談機会の周知。	—	支援体制整備の強化	こども家庭センター
⑱プレコンセプションケア	妊娠を考え始める前の若い世代に健康管理に関する情報提供を行い、若い世代の健康増進、健やかな妊娠出産の実現、次世代のこどもたちの健康につなげます。	情報の発信	令和 7 年度から実施	機会の増加	こども家庭センター
⑲特定妊婦・要支援妊婦の支援	支援が必要な妊婦を把握し、妊娠早期からサポートします。	特定妊婦の把握数 要支援妊婦の把握数	特定妊婦数：11人 要支援妊婦数：166人	把握率：100%	こども家庭センター

(2) 乳幼児の健やかな成長を支える環境づくり

現状と課題

乳幼児期は著しい心身の成長発達とともに、愛着の形成、情緒の安定、人への信頼関係を育む大切な時期であり、また望ましい食習慣や基本的な生活習慣を整えることが必要な時期でもあります。

そのために、こどもの成長発達の段階に合わせた、身体・精神面の発育・発達の確認や、疾病の早期発見及び、健康の保持増進を図るために、安心して健診を受けられる環境の整備や質の充実、食生活や生活リズムを整えていけるよう学びの機会や正しい情報の提供が必要となります。

こどもの成長発達を見守る保護者に対し、子育ての中で抱える不安やこどもの育てにくさを感じる保護者への寄り添う支援、関わりへの悩みへの支援、児童虐待防止への支援、保護者自身への支援など、多岐にわたりきめ細やかな対応が求められています。

施策の方向性

こども一人ひとりの心身の健康が保持し健やかな成長を支援するため、乳幼児の各種健康診査、健康教室、子育て相談・教室等の母子保健事業を通じて、親が責任とゆとりを持って子育てでき、こどもが健やかに育つことができるよう取り組みを進めます。多岐にわたり細やかな支援を提供するために、保健、医療、福祉、教育の各分野間の連携を図りながら、相談体制の充実を推進します。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①乳幼児健康診査	乳幼児の身体・精神面の発育・発達、疾病等の早期発見及び健康の保持増進を図るために総合的な健康診査を実施します。	3歳児健康診査受診率	98.3%	100%	こども家庭センター
②未熟児養育医療	養育のため医療機関に入院する必要がある未熟児に、養育に必要な医療を給付します。	未熟児養育医療給付	20件	支援体制の維持	こども家庭センター
③未熟児が指導	低出生体重児や未熟児のいる家庭を訪問し、こどもの健やかな成長・発達の支援と安心して子育てができるよう必要な助言を行います。	未熟児訪問指導の実施	延べ件数：69件	支援体制の維持	こども家庭センター
④新生児聴覚検査	新生児の聴覚障がいや早期に発見し、適切な療育を行うことにより、言語発達等への影響を最小限に抑えます。	新生児聴覚検査受診率	99.3%	100%	こども家庭センター
⑤乳児先天性股関節脱臼検診	1歳未満のこどもを対象に、指定医療機関において実施します。	乳児先天性股関節脱臼検診受診率	91.6%	100%	こども家庭センター

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
⑥歯科健診 1歳6か月児 2歳児 3歳児	こどもの健やかな成長を支えるため、歯科健診・むし歯予防活動を行います。 (乳幼児健康診査時アンケート)	3歳児で むし歯のない児 の割合	89.4%	90.0%	こども家庭センター
⑦むし歯予防対策	保護者が毎日仕上げ磨きをしている家庭の割合を把握します。 (1歳6か月児健康診査時アンケート)	1歳6か月で仕上げ磨きをしている家庭の割合	72.7%	80.0%	こども家庭センター
⑧5歳児発達相談	5歳になるこどもを対象に、3歳児健診までに発見されにくい軽度発達障がい・構音障がい・肥満等について相談を実施します。	5歳児発達相談 参加率	98.6%	100%	こども家庭センター
⑨保護者の喫煙防止 対策	・喫煙が乳幼児の発育に影響を及ぼすことについて正しい知識を普及するとともに、周囲の人の禁煙・分煙への配慮について啓発を行います。 ・喫煙している親の割合を把握します。 (乳幼児健康診査時アンケート)	親の喫煙率	4か月児 母：6.0% 父：31.5% 1歳6か月児 母：6.5% 父：31.6% 3歳児 母：6.5% 父：34.9%	減少	こども家庭センター
⑩母子保健事業での 心理相談	健診時や教室等で心理士が育児相談に応じます。	育てにくさを感じる親への心理 相談の実施	希望者に実施 (100%)	希望者に実施 (100%)	こども家庭センター
⑪乳幼児発達相談	乳幼児健康診査や相談・訪問等で成長発達の遅れが認められた児を対象に、医師による診察や専門家による発達検査を行い、育児相談や早期療育につなぐ支援を実施します。	乳幼児発達相談 の実施	1会場で18回・ 88人	16回	こども家庭センター
⑫乳幼児健診	未受診者対策乳幼児健診の未受診者に対し、電話や訪問等で受診勧奨をするとともに、未受診の理由や家庭の状況を把握し、必要時支援につなげます。	乳幼児健診未受 診率	4か月児：2.1% 9か月児：0.5% 1歳6か月児：0.6% 3歳児：1.6%	4か月児：1.9% 9か月児：0.3% 1歳6か月児：0.4% 3歳児：1.3%	こども家庭センター

(3) 乳幼児が安心して育つための家庭への支援

現状と課題

核家族化や少子化、共働き家庭の増加などの背景から、こどもを取り巻く家庭の状況や地域社会は大きく変化し、地域社会の子育ち・子育ての機能が大きく低下しています。近隣との関わりの希薄化だけでなく、親族や友人からの助けを得にくいことなどから、子育て家庭の孤立化につながり、子育ての不安や負担を抱え込んでしまうことも少なくありません。

子育て家庭は、こどもの成長発達に応じライフステージが変化する過程で、養育力や心身の健康状態、経済状況、就労状況、家族関係、こどもの発達の特徴など、さまざまな要素が重なる中でバランスを保ちながら子育てに向き合っていますが、少しの負荷からそのバランスが崩れ、葛藤が生じ、虐待など不適切な養育につながることは容易に想像できます。そのため、助けを得ながら乗り越え、悩みながらも子育てを前向きに捉え、こどもの育ちに喜びを感じられるような支援や体制が求められています。

施策の方向性

全ての子育て家庭の子育ちと子育てを支えるため、妊娠期からの切れ目ない支援が提供できるよう、こどもの成長や発達の特徴、それぞれの家庭の状況に合わせた多様なサービスや相談・支援体制の整備を行います。支援が必要でありながら自ら積極的に支援を求めることが困難な家庭を含めて、家庭の困り感を見逃さないよう、健康診査や母子保健事業を通して早期に把握し、必要な支援につながる体制づくりや関係機関との連携を推進します。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①子育て相談・教室	家庭で子育てをしている保護者の孤立化予防や育児不安解消を図るため、保護者の居場所や親子のふれあい交流・親同士の情報交換の場を提供します。また、こどもの健やかな発育・発達の支援を行うため、保健師や栄養士等による相談を行います。	相談・教室の参加者数	10,935人	支援体制の維持	こども家庭センター
②ようこそ赤ちゃん 支え愛事業	「育児チェックリスト」「産後うつ病質問票」「赤ちゃんの気持ち質問票」の3種類の質問票を活用し、全ての母親の心身の状態を早期に把握し、必要な支援につなぎます。	質問票回収率	97.4%	100%	こども家庭センター
③食育の推進	乳幼児期からの健全な食習慣や食に関する体験活動、適切な知識の普及に取り組み、こどもの成長に合わせた切れ目のない食育を推進します。	4か月児健康診査における離乳食の講話	681組	100%	こども家庭センター

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
④ツインズサポート	多胎妊婦や家庭への必要な情報や知識、サービスの提供を行うとともに、子育て家庭同士の身近な地域での交流の場づくりを推進します。	ツインズサポートの実施	多胎交流会 : 3回 プレツインズ : 8回 ピア訪問 : 6回	事業の継続	こども家庭センター
⑤乳幼児健康 診査アンケート	この地域で子育てをしたいと思う親の割合を把握します。	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.2%	100%	こども家庭センター
	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある親の割合を把握します。	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある親の割合	対象: 母親 4か月児: 88.5% 1歳6か月児 : 80.9% 3歳児: 72.6%	4か月児: 92% 1歳6か月児 : 85% 3歳児: 75%	
	育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合を把握します。	育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合	85.8%	90%	
	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合を把握します。	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4か月児: 95.6% 1歳6か月児 : 87.0% 3歳児: 76.7%	増加	
⑥にこにこ教室	児の発達や関わり方に悩みを持つ保護者に、専門職が発達の見立てや個別相談を実施します。	にこにこ教室の実施	20回 延べ116人	事業の継続	こども家庭センター
⑦のびのび相談	児の健全な発達を促す支援と保護者への育児支援を目的に、心理士と保健師が個別相談を実施します。	のびのび相談の実施	1会場で25回・60件	事業の継続	こども家庭センター
⑧要支援カンファレンス・継続支援カンファレンス	妊娠届出時や妊娠8か月アンケート、妊婦健康診査、こども健康診査、養育支援連絡票、乳幼児健康診査等、産前産後や乳幼児期において、支援を必要とされる家庭や、虐待予防支援の必要性を判断し、今後の支援方針等の検討を行います。	会議の実施	週1回実施	週1回実施	こども家庭センター

子育て・子育て支援

基本目標2 幼児期における学校教育・保育の充実

関連する
SDGs



子ども・子育て支援法では、市は、幼児期の教育や保育、地域子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画として、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっています。

市では、国から提示された「基本指針」や本市が実施したニーズ調査やこれまでの利用状況などを踏まえて、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期（「確保の方策」）について定めます。なお、上記の内容を定めている、第二期事業計画の計画期間が令和6年度末で終了することに伴い、令和7年度から令和11年度までの計画期間である第三期栃木市子ども・子育て支援事業計画を包含した栃木市こども計画を策定します。

子ども・子育て支援制度のポイント

- ①認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）：「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ②認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）
- ③地域の子ども・子育て支援の充実：利用者支援、地域子育て支援拠点等の事業

子ども・子育て支援給付

- <施設型給付> ※教育・保育給付
・保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付
- <地域型保育給付> ※教育・保育給付
・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- <児童手当>

乳児等のための支援給付

- <乳児等支援給付>
・乳児等の保護者に対する個人給付
※令和8年度以降、「こども誰でも通園制度」は子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として創設され、乳児等のための支援給付における「乳児等支援給付費」の支給によって事業運営に対する財政支援を行う。

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業
 - ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業
 - ⑦子育て援助活動支援事業 ⑧一時預かり事業
 - ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業
 - ⑪放課後児童健全育成事業
 - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬子育て世帯訪問支援事業
 - ⑭児童育成支援拠点事業
 - ⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ※令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付けて事業を実施する。令和8年度以降は新たな給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、「乳児等通園支援事業」と「乳児等のための支援給付」の双方を実施することとなる。

■ 事業一覧

対象施設	対象事業
特定教育・保育施設	保育園・認定こども園・幼稚園
特定地域型保育事業	・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育施設（事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	「私学助成」の幼稚園 （子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

幼児期の教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」の基本的な考え方

平成27年4月開始の子ども・子育て支援新制度においては、サービスの利用に先立って、市町村が下記のような事由による「保育の必要性」を認定します。「就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学」等が対象になります。

「量の見込み」 需要 保育の必要性の認定区分ごとに 必要となる利用定員の総数	「確保の方策」 供給 「量の見込み」に対して確保しようとする 施設・事業の利用定員の総数
●満3歳以上の就学前のこども ⇒ 「1号認定」 ※子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当	特定教育・保育施設※ ¹ （認定こども園及び幼稚園）の利用定員の総数 （特定教育・保育施設に該当しない幼稚園も含む）
●満3歳以上の就学前のこどもで保育が必要 ⇒ 「2号認定」 ※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当	特定教育・保育施設（保育園、認定こども園及び幼稚園）の利用定員の総数
●満3歳未満で保育が必要なこども ⇒ 「3号認定」 ※子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当 （「3号認定」はさらに0歳児と1・2歳児を区分）	特定教育・保育施設（保育園及び認定こども園）及び特定地域型保育事業※ ² の利用定員の総数

※1……特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法により、市が財政支援（施設型給付）の対象として適当であることを確認した教育・保育施設。（保育園、認定こども園、公立幼稚園（国立を除く）は、基本的に全て確認を受ける。私立幼稚園は確認を受けることも可能）

※2……特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法により、市が財政支援（地域型保育給付）の対象として適当であることを確認した小規模保育事業等

保育標準時間と保育短時間

保育の必要性の認定については、「保育標準時間」（11 時間保育）と「保育短時間」（8時間保育）の区分を設定します。

保育時間	就労時間の下限
保育標準時間（11 時間保育）	1 か月 120 時間以上
保育短時間（8時間保育）	1 か月 64 時間以上 120 時間未満

「保育短時間」の利用時間の考え方

「保育短時間」認定のこどもの保育時間（利用時間）については、8時30分～16時30分までといった一律の時間帯を設定することを想定しており、その時間帯以外の利用については「延長保育（時間外保育）」となります。

（例）



(1) 教育・保育施設の量の確保

現状と課題

現在、市内には保育園 15 施設、認定こども園 18 施設、小規模保育事業所 4 施設が開設されています。

第 1 号認定、第 2 号認定および第 3 号認定のこども全てについて“確保の方策”が利用者数を上回っており、利用者の量的ニーズには対応できているものと考えられます。しかしながら、入園手続き時期などの理由により、施設ごとの定員に関して待機児童が発生している状況です。

なお、市内の全ての幼稚園が平成 30 年度から認定こども園に移行し、保育の受け皿が拡大しています。今後は、部分的な待機児童の解消に向け、既存の保育園と認定こども園に関して、受け入れ枠の維持等を図っていく必要があります。

(単位：人)

	令和5年度 実績	令和6年度 (量の見込み)	令和6年度 (確保の方策)
1号	1,316	1,265	1,744
2号	1,733	1,920	2,046
3号(0歳)	260	271	307
3号(1・2歳)	966	1,106	1,134

量の見込みと確保の方策

- 出産後早期の職場復帰を希望する保護者が、安心して預けることができるよう、保育園・認定こども園・小規模保育事業所で、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。
- 共働き家庭やひとり親家庭の保護者が、安心して預けることができるよう、保育園・認定こども園・小規模保育事業所で、必要な1～2歳児保育定員の確保を図ります。
- 世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに関する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、保育園、認定こども園で、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。
- こども・子育て支援事業債を活用するなどして公立保育園等の修繕等や民間保育園等の整備補助等を実施し、良好な教育・保育環境の整備を図ります。
- 障がい児、医療的ケア児の子育てに必要な人員の確保を図ります。

(イラスト)

(単位：人)

		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み (①)	1,192	188	1,622	255	492	550
	確保の方策 (②)	1,450	202	1,748	281	506	598
	特定教育・保育施設 ※1	1,450	202	1,748	260	479	570
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 ※2	0	0	0	21	27	28
	②－①	258	14	126	26	14	48
令和8年度	量の見込み (①)	1,114	176	1,521	250	485	542
	確保の方策 (②)	1,355	190	1,639	274	498	589
	特定教育・保育施設	1,355	190	1,639	255	472	562
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	19	26	27
	②－①	241	14	118	24	13	47
令和9年度	量の見込み (①)	1,041	165	1,422	245	496	555
	確保の方策 (②)	1,267	177	1,533	268	510	603
	特定教育・保育施設	1,267	177	1,533	250	483	575
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	18	27	28
	②－①	226	12	111	23	14	48
令和10年度	量の見込み (①)	997	157	1,359	241	487	545
	確保の方策 (②)	1,213	169	1,465	265	500	591
	特定教育・保育施設	1,213	169	1,465	246	474	564
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	19	26	27
	②－①	216	12	106	24	13	46
令和11年度	量の見込み (①)	988	155	1,341	237	476	536
	確保の方策 (②)	1,202	167	1,445	261	493	582
	特定教育・保育施設	1,202	167	1,445	242	467	555
	(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	19	26	27
	②－①	214	12	106	24	17	46

*1 保育園、認定こども園

*2 小規模保育

(2) 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

認定こども園の普及に関する基本的な考え方

「保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前の全てのこどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及する」との国の方針に従い、本市では、平成30年度には全ての幼稚園が認定こども園に移行しました。また、保育園から認定こども園への移行については、事業者の意向を十分に踏まえながら、必要に応じて移行に関する支援を行っています。

施設、事業者等の連携の方策

①教育・保育施設と地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切で質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

②保育園、認定こども園と小学校の連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものになることから、幼児期と学童期におけるこどもの育ちの連続性を確保するため、個人情報であることに十分に留意した上で、こどもの発達の過程、健康状況等を記録した情報を共有していきます。また、保育園、認定こども園と小学校の交流や、それぞれの教職員の合同研修を行います。

③幼児教育・保育無償化に関する認可外保育施設との連携

令和元年10月1日から実施された“幼児教育・保育無償化”に伴い、「保育の必要性の認定」を受けた認可保育所等を利用できていないこどもについては、認可外保育施設を利用する場合も無償化の対象となっています。このため、施設等利用給付の円滑な実施の確保ができるよう認可外保育施設との連携を強化します。

基本目標3 地域における子育て・子育てへの支援の推進

関連する
SDGs



(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

（「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策）

子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業の各事業について、国から提示された「基本指針」や本市が実施したニーズ調査やこれまでの利用状況などを踏まえて、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期（「確保の方策」）を定めつつ、各事業を推進していきます。

① 時間外保育（延長保育）【対象：0～5歳 担当：保育課】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育園、認定こども園等で保育を実施する事業です。保育標準時間の11時間を超えて保育を利用する場合に該当になります。

現状と課題

現在は計画通りに実施か所を確保することができており、利用者のニーズに対応できているものと考えられます。引き続き、利用者のニーズに対応できるように実施か所数を確保することが必要です。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
標準認定 実施か所	31	25
短時間認定 実施か所	37	37
標準認定 利用者数（人）	538	646
短時間認定 利用者数（人）	731	646

量の見込みと確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズには対応しています。今後は、横ばいまたは微減で推移していくことが見込まれますが、利用者数の増加にも対応できるよう、各施設での受け入れ体制の確保に努めます。

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	974	934	905	877	864
確保の方策					
提供体制（か所数）	37	37	37	37	37
受入れ人数（人）	974	934	905	877	864
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業（学童保育）【対象：小学1～6年生 担当：子育て総務課】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、市内の全小学校区で実施しています。

現状と課題

待機児童の解消及び放課後におけるこどもの安全・安心な居場所の確保に向け、施設の拡充と学校敷地外で開設していたクラブの学校敷地内への移転を行った結果、令和2年度に59か所であった実施か所数が、令和6年度には65か所に増加しました。しかしながら、待機児童の解消にはいたっていないことから、引き続き、待機児童の解消と放課後におけるこどもの安全・安心な居場所を確保しつつ、保育の質の向上に向けた取り組みを実施していくことが必要です。

		令和5年度実績	令和6年度実績
実施か所数（か所）		63	65
（うち余裕教室等での実施か所数）		49	49
登録児童数（人）	小学1～3年生	1,646	1,608
	小学4～6年生	726	791

※ 各年度5月1日現在

量の見込みと確保の方策

学童保育利用者は年々増加しており、令和6年度においても待機児童の解消には至っていないため、こどもの安全・安心な居場所の確保に向け、引き続き、小学校の余裕教室等※の新たな確保や、学童保育実施希望のある民間事業者への新規委託等、さまざまな方策を講じていきます。

また、特色ある学童保育の実施、災害等の緊急時や多様化するニーズに対応するため、民間活力を導入し、適切な学童保育の運営を図ります。

なお、支援が必要とする児童に適切に対応が行えるよう、こども家庭センターと連携するとともに、学童保育支援員の資質向上のための研修を実施します。

	量の見込み（人）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,460	2,550	2,590	2,630	2,680
小学1～3年生	1,610	1,660	1,700	1,720	1,730
小学1年生	580	590	600	600	600
小学2年生	540	570	580	590	590
小学3年生	490	500	520	530	540
小学4～6年生	850	890	890	910	950
小学4年生	400	390	400	420	430
小学5年生	300	300	290	300	320
小学6年生	150	200	200	190	200
確保の方策					
提供体制（か所）	68	69	70	71	72
（うち余裕教室等※での実施か所数）	51	51	51	51	51
定員（人）	2,790	2,830	2,870	2,910	2,950
確保の方策—量の見込み	330	280	280	280	270

※ 余裕教室等…小学校の余裕教室、小学校敷地内専用施設及び小学校隣接施設。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【対象：0～18歳 担当：こども家庭センター】

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で一定期間、必要な保護を行う事業です。

現状と課題

保護者の仕事、出産等の都合等での利用もありますが、育児疲れによる利用が大半を占めています。利用者数は、児童数の減少に反して年々増加しており、今後もニーズに対応できるよう、受入先（施設等）の確保に努める必要があります

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
延べ利用者数（人日）	92	94

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

年々利用ニーズが高まっていることから、今後も必要な時に利用できるよう、関係機関と連携を図り、ニーズに応じて利用できるよう受入先の確保に努めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	96	98	100	102	104
確保の方策（人日）	108	108	108	108	108
確保の方策—量の見込み	12	10	8	6	4

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【対象：0～5歳 担当：子育て総務課】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、講習その他の支援を行う事業です。

現状と課題

令和5年度に、民間の「一般型」のセンターが2か所開設され、公設の「連携型」を含め市内の地域子育て支援拠点は17か所に達しており、利用者は増加傾向となっていますが、国が定めた「地域子育て相談機関設置運営要綱」の規定では、「中学校区に1か所を目安に設定することを原則とする」という設置区域の考え方が示されており、現時点で中学校区を上回る設置数となっていることに加えて、区域によっては施設と施設の距離が近接している状況も見受けられることから、今後の施設の適正配置については、「公共施設のあり方ガイドライン」及び「栃木市公共施設適正配置計画」に定められた施設縮減の取組み方針を踏まえた検討を行うことが必要です。

◇「地域子育て支援拠点」一覧

【公設】

栃木市地域子育て支援センター	栃木市地域子育て支援センターおおひら
栃木市地域子育て支援センターふじおか	栃木市地域子育て支援センターつが
栃木市地域子育て支援センターにしかた	栃木市地域子育て支援センターいわふね
いまいずみ子育てサロン（連携型）	そのべ子育てサロン（連携型）
てもんのおうち（連携型）	

※「連携型」…児童館の指定管理者の運営

【民間】

認定こども園さくら子育て支援センターゆめふうせん
 おおみや幼児教育センター子育て支援センターふれあいポッケ
 けやき保育園 地域子育て支援センターきらり
 フォレストキッズ保育園子育て支援センターエンジェル
 ふじおか幼稚園もりのカフェ
 とちぎおもちゃ図書館子育て支援センターたんぽぽ
 おおひらふじ幼稚園おおひらふじ
 バンビ幼稚園子育て支援センターバンビーニ

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
実施か所	17	17
延べ利用者数（人日）	51,983	52,050
0～2歳	20,183	20,200
3～5歳	5,596	5,600
保護者	26,204	26,250

量の見込みと確保の方策

利用者のニーズを把握して、質・量ともに十分な受け皿となるように事業の充実・拡充を図り、乳幼児活動や相談事業、交流・参加型事業の充実など、「子育て支援拠点」としての機能の一層の充実に努めます。

		量の見込み（人日）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		43,000	44,000	45,000	46,000	47,000
	0～2歳	18,700	19,100	19,500	20,000	20,500
	3～5歳	4,300	4,400	4,500	4,500	4,500
	保護者	20,000	20,500	21,000	21,500	22,000
確保の方策						
	提供体制（か所）	17	17	17	17	17
	利用者数	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000
確保の方策－量の見込み		0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

（A）認定こども園在園児を対象とする預かり保育 【対象：3～5歳 担当：保育課】

認定こども園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児の預かり保育を行うことにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

現状と課題

共働き世帯の増加に伴い1号認定こどもが減少する傾向があり、利用者のニーズには対応できているものと考えられます。

引き続き、利用者のニーズに対応できるよう、実施か所を確保していくことが重要です。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
実施か所数	18	18
延べ利用者数（人日）	31,783	49,715

人日＝利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

利用実績を踏まえると利用者数の減少が見込まれますが、引き続き事業を実施し、各施設での受け入れ体制の確保に努めていきます。

	量の見込み(人日)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54,269	54,206	54,144	54,106	54,094
確保の方策					
提供体制(か所)	18	18	18	18	18
利用者数	54,269	54,206	54,144	54,106	54,094
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

(B) 在園児以外を対象とする一時預かり事業 【対象：0～5歳 担当：保育課】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

現在は、概ね計画通りに実施事業所を確保することができており、利用者のニーズへの対応もできているものと考えられます。

利用者の利便性の一層の向上のためには、人員不足により実施できていない施設について、実施に向けた調整を行っていくことが必要です。

	令和5年度実績	令和6年度実績(見込)
実施か所数(か所)	23	23
延べ利用者数(人日)	5,293	6,135

人日…利用(見込)人数(人)×利用日数(日)

量の見込みと確保の方策

市内の保育園・認定こども園で実施する一時預かり事業を中心的な方策として、必要な事業量の確保を図っていきます。

	量の見込み(人日)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,135	6,135	6,135	6,135	6,135
確保の方策					
提供体制(か所)	24	24	24	24	24
一時預かり事業	6,135	6,135	6,135	6,135	6,135
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

⑥ 病児保育事業 【対象：0～8歳〔小学校3年生まで〕 担当：保育課】

病児・病後児・体調不良児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

現状と課題

現在は、概ね計画通りに実施場所を確保することができており、利用者のニーズへの対応もできているものと考えられます。

しかしながら、利用者の利便性の一層の向上のためには、地域バランスを考慮した施設配置が必要であることから、人員不足や設備的な課題から実施できていない施設への、実施に向けた調整に努めます。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
実施か所数（か所）	3	3
延べ利用者数（人日）	391	400

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

周知活動の効果もあり、利用者数は増加しており、引き続き、関係機関との連携により事業の周知に努めるとともに、必要のある保護者に利用を勧めていきます。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	401	401	401	401	401
確保の方策					
提供体制（か所）	5	5	5	5	5
病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
体調不良児対応型	2	2	2	2	2
病児・病後児保育事業	401	401	401	401	401
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【対象：乳幼児・小学生 担当：子育て総務課】

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

現状と課題

現在、市内1か所での実施となっていますが、活動のニーズにはおおむね対応できています。今後は、事業の宣伝周知・利用促進と、提供会員の確保に努めていくことが重要です。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
実施か所（か所）	1	1
延べ活動件数（人日）	1,109	1,500
提供会員数（人）	181	186
依頼会員数（人）	595	607
両方会員数（人）	45	46

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

定員の設定はなく、さまざまなニーズに対応していきます。事業の一層の周知を図り、活動の充実に努めていきます。

	量の見込み（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保の方策					
提供体制（か所）	1	1	1	1	1
活動件数	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

⑧ 利用者支援事業

【対象：こどもの保護者（妊産婦も含む）】 担当：保育課・こども家庭センター】

特例型	こども家庭センター型
保育施設の利用を希望する保護者に対して、多様な保育サービスの内容や施設情報を幅広く提供するとともに、個々のニーズに即したきめ細やかな相談・助言、関係機関との連絡調整を専門的に行う「保育支援員」を配置することにより、待機児童の解消に寄与し、子育て支援の充実を図ります。	全ての妊産婦及びこども、子育て家庭を対象に、相談支援等を実施するとともに、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠前から子育て期にわたって個々の家庭に応じて切れ目なく支援する事業です。統括支援員を配置し、母子保健、児童福祉の専門職が連携・協力をしながら一体的支援を行います。

現状と課題

特例型	こども家庭センター型
本市では利用者支援として、保育園の案内パンフレットの発行などにより情報提供を行っており、平成27年度から保育課に「保育支援員」を配置し、教育・保育施設の利用相談や、保護者のための講演会を実施しています。 また、子育て家庭の状況が多様化する中、配慮が必要な家庭の状況に応じた支援が必要となっており、関係機関と連携し対応していくため、教育・保育施設と療育施設の交流会や保育士向けの療育施設の見学会を実施するとともに、教育・保育施設の利用相談の際に関係機関との調整を行うなど、相互の連携を図りながら支援する体制を確保します。	平成29年度から「子育て世代包括支援センター」を設置し、令和3年度には母子保健事業を含む妊娠前から子育て期を包括的に支援する組織体制強化を図りました。 母子保健型は、こども家庭センターの設置に伴い令和6年度からこども家庭センター型となり、全ての妊産婦、こども、子育て家庭への母子保健機能と児童福祉機能の両機能の包括的な支援を切れ目なく実施する体制となっています。 少子化、核家族化が進み、不安や孤立感を抱く妊産婦や子育て家庭が少なくない中で、全ての妊産婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、寄り添いながら相談に応じ切れ目のない相談支援体制を確保していきます。

	令和5年度実績	令和6年度実績
提供体制（か所）	2	2

量の見込みと確保の方策

特例型	こども家庭センター型
引き続き保育支援員を配置し、利用者ニーズに応じた利用者支援等の事業を実施していくとともに、関係機関等との連携を図り、子育て家庭の多様な状況に対応した支援体制を整えていきます。	妊娠や出産、子育てに関するさまざまな相談に対応し、妊娠期から子育て期（18歳頃まで）にわたるまでの切れ目のない支援・コーディネートを引き続き実施していきます。 また、事業の一層の周知を図り、活動の充実に努めていきます。

	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の方策					
提供体制（か所）	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

⑨ 妊婦健康診査【対象：全ての妊婦 担当：こども家庭センター】

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。健康診査費用の助成を行い、健やかな妊娠・出産期を過ごせるよう支援しています。

現状と課題

本市では、妊娠届出や転入手続きを行った妊婦全員に、14回分の妊婦健康診査受診票を配付し、費用の助成を行っています。また、多胎妊娠の場合は単胎妊娠よりも頻回の健康診査が推奨されていることから、令和4年度から5回分の受診票を追加配布し経済的負担軽減を図っています。多くの妊婦は、委託医療機関等で妊婦健診を受診できている現状がありますが、全ての妊婦がきちんと受診できるよう引き続き周知・啓発を行い、安全・安心な出産ができるよう、健康診査の充実と事後支援体制を整備していきます。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
妊娠届出数（件）	716	693
延べ受診者数（人回）	8,226	8,177

人回＝利用見込み人数（人）×利用回数（回）

量の見込みと確保の方策

全ての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き医師会、病院協会等と連携し、市の委託医療機関等での受診体制の確保を図ります。

	量の見込み・確保の方策				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出数（件）	953	942	930	918	908
妊婦健康診査延べ受診者数（人回）	7,446	7,375	7,281	7,222	7,151

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【対象：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭 担当：こども家庭センター】

乳児（生後4か月まで）のいる全ての家庭に市の保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることによって、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の中でこどもが健やかに成長できる環境整備を図ることを目的としています。

現状と課題

出生数の減少により訪問対象乳児数の減少、結果訪問実績も減少していますが、訪問率は年々上昇しています。

核家族が増える中、子育て家庭の背景や課題は多様化しており、身近に協力者がいない家庭も少なくありません。出産後から4か月頃までは、母親の睡眠不足や育児不安、それに伴うストレス等、心身への負担が大きいことから、専門的な知識や技術を要する相談も多くみられます。保健師等専門職が訪問し、母子の健康管理や子育て支援などの幅広い視点で支援を行うことで、負担の軽減だけでなく、こどもの成長を共に喜び見守る伴走者として、今後も全ての家庭への訪問を継続していきます。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
訪問乳児数（人）	683	693

量の見込みと確保の方策

引き続き全ての家庭への訪問を見込んで事業の実施を予定しており、保健師等の配置により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問時の家庭の状況からより専門的な支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、「養育支援訪問事業」をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	量の見込み・確保の方策				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問乳児数（人）	631	625	617	612	606

⑪ 養育支援訪問事業

【対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む） 担当：こども家庭センター】

養育支援が特に必要な家庭について、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで把握した養育支援が必要と思われる家庭に関して、保育士等が家庭訪問をしながら養育に関する相談、指導、助言等の支援を行う事業です

関係機関との連携の強化を図り、支援が必要な家庭の把握に努めることが必要です。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
延べ訪問人数（人日）	256	311

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

要保護児童対策地域協議会や、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め、養育支援が必要な家庭への訪問につなげるよう努めます。

	量の見込み・確保の方策				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ訪問人数（人日）	326	316	306	296	286

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

【対象：家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等 担当：こども家庭センター】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を行う事業です。（令和7年度開始事業）

量の見込みと確保の方策

児童や保護者又は妊婦からの相談や、関係機関からの情報提供等で把握した家庭を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

関係機関との連携の強化を図り、支援が必要な家庭の把握に努めることが必要です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	120	120	177	172	167
確保の方策（人日）	120	120	192	192	192
確保の方策—量の見込み	0	0	15	20	25

人日…利用（見込）人数（人）×利用日数（日）

⑬ 児童育成支援拠点事業

【対象：養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等

担当：こども家庭センター】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等のさまざまな支援を行う事業です。

量の見込みと確保の方策

令和9年度を目途に、拠点1か所の開設を目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	0	0	12	12	11
②確保の方策（人）	0	0	20	20	20
確保の方策－量の見込み （②－①）	0	0	8	8	9

⑭ 実費徴収に関する補足給付事業

【対象：補足給付が特に必要な家庭（主に低所得世帯） 担当：保育課】

保護者の世帯所得の状況を勘案して、保育園、認定こども園等に保護者が支払うべき副食費・教材費・行事費等の一部を助成する事業です。

現状と課題

本市では生活保護受給世帯を中心とする貧困世帯を対象として、申請があった場合に給付を行っています。これまでは実績が少ないため、施設と連携して事業を周知していくことが必要です。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
対象児童数（人）	1	1

量の見込みと確保の方策

保育園・認定こども園等との連携によって対象者を把握し、補足給付を実施していきます。

	量の見込み・確保の方策				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数（人）	1	1	1	1	1

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

【対象：全ての妊産婦及びそのパートナー等 担当：こども家庭センター】

妊婦及びそのパートナー等に対して、保健師や助産師等の専門職が面談等により情報提供や相談等を行う事業です。妊娠期から出産、新生児期、乳児期は、こどもの成長発達や家庭の状況、家庭をとりまく地域の背景が大きく変化する時期となります。その各ライフステージにあわせた訪問等での面談により、妊婦等の心身の状況や養育環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

現状と課題

妊娠届出時、妊娠 8 か月時、出生届出後の生後 2 週間目全戸電話相談時、乳児家庭全戸訪問時に、保健師や助産師等専門職が全ての妊産婦、子育て家庭に面談等を実施しています。妊娠期の就労状況を配慮しアンケートのオンライン化を取り入れ、全ての対象となる方の状況やニーズを把握し、電話や対面での相談を行っています。

	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績（見込）
面談等実施数（回）	—	2,772

量の見込みと確保の方策

全ての妊産婦に対して、妊娠から産後にかけて4回の面談等を見込んでいます。

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実に努めます。

	量の見込み・確保の方策				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（回）	2,524	2,500	2,468	2,448	2,424
②確保の方策（回）	2,524	2,500	2,468	2,448	2,424
確保の方策－量の見込み （②－①）	0	0	0	0	0

⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【対象：0歳6か月児～3歳未満 担当：保育課】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国の自治体で実施されるものです。

こども誰でも 通園制度

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
試行的事業提供体制（人日） （乳児等通園支援事業）	—	25

量の見込みと確保の方策

対象児童の推計人口を基に、令和6年度試行的事業の実績やニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。利用を希望する全ての児童が利用できるよう、提供体制を確保していきます。

		量の見込み・確保の方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み（人日）	7	7	7	7	6
	②提供体制（人日）	7	7	7	7	7
1歳児	①量の見込み（人日）	9	9	8	8	7
	②提供体制（人日）	9	9	9	9	9
2歳児	①量の見込み（人日）	9	8	8	7	7
	②提供体制（人日）	9	9	9	9	9
確保の方策—量の見込み （②－①）		0歳児	0	0	0	1
		1歳児	0	0	1	2
		2歳児	0	1	1	2

⑪ 産後ケア事業

【対象：出産後1年以内で産後ケアを必要とする者 担当：こども家庭センター】

母子に対して、母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育むとともに、母子の愛着形成を促し母子とその家族が健やかな育児をできるよう支援するものです。産科医療機関や助産所等に宿泊し心身のケアや育児サポートを受ける短期入所型、利用者が産後ケア施設に行き（一日及び半日）ケアを受ける通所型、助産師が利用者宅を訪問し自宅でケアを受ける居宅訪問型の3つのサービスがあります。令和7（2025）年度から子ども・子育て支援法に法定化され、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

現状と課題

本市は、平成30年度から短期入所型、通所型の2つのサービス提供から事業を開始し、令和2年度に居宅訪問型を追加し、在宅での産後ケアが受けられるようになりました。令和3年度には母子保健法に位置付けられ実施が市町村の努力義務化となった背景があります。また、令和5年度から産後ケア利用費用の無料化と、居宅訪問型を市内から県内に広げ里帰り出産の方への利用を拡大するなど、サービスの拡大を図っています。

	令和5年度実績	令和6年度実績（見込）
産後ケア利用（人日）	397	693

人日…利用見込み人数（人）×利用日数（日）

量の見込みと確保の方策

引き続き、利用ニーズに対応した提供体制の整備に努めます。

	量の見込み・確保の方策				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	618	612	604	593	588
②提供体制（人日）	618	612	604	593	588
確保の方策—量の見込み （②－①）	0	0	0	0	0

(2) その他の地域子育て支援事業の充実

子育てについての負担感を軽減するため、全ての子育て家庭に役立つ子育て支援サービスや保育サービス、幼児教育の充実を図るとともに、こどもの成長を支援する学習の機会の充実を図ります。

具体的な取組

① 子育て支援サービスの充実

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
①認定こども園での地域開放事業	親子教室等を開催し、地域での子育て支援のための認定こども園開放事業を推進します。	認定こども園での地域開放事業の実施	18園	18園	保育課
②地域組織活動への支援	児童館等を拠点として、会員相互の交流を深めながら児童育成の知識を習得するなどの自主的な活動を行う母親クラブ等へ、支援を行います。	母親クラブ数 会員数	母親クラブ数： 2クラブ 会員：27人	母親クラブ数： 2クラブ 会員：18人	子育て総務課
③子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発	従来の固定的な男女の役割分担にとらわれず、父母がともに子育てに関わることができるよう、啓発活動を実施します。	子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発	広報紙発行 学習の機会の提供	広報紙発行 学習の機会の提供	人権・男女共同参画課
④隣保館開放事業	夏休み期間中や放課後に、自習や遊びの場として、多目的ホールやロビーを開放します。	こどもたちの隣保館利用人数	69人	500人	人権・男女共同参画課

② 保育サービス、幼児教育の充実

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
①公立保育園・認定こども園第三者評価の実施	公立保育園・認定こども園のサービスの質を向上させるため、第三者による評価を実施し、評価結果を公表します。	公立保育園・認定こども園第三者評価の実施	2園	毎年2園または3園(5年間で全ての公立保育園・認定こども園を実施する)	保育課
②公立保育園・認定こども園のあり方	公立保育園・認定こども園について、「栃木市保育所等整備基本方針」に基づき、新築・大規模修繕などの施設整備や廃園後の園舎解体等を実施します。	公立保育園・認定こども園の施設整備等の実施	2園	2園 (栃木市保育所等整備基本方針に基づき実施)	保育課
③民間保育園・認定こども園等の施設整備	施設の老朽化に伴う改築、大規模修繕、防犯対策の強化など、必要に応じた施設整備を促進・推進します。	民間保育園・認定こども園等の施設整備の実施	1園	毎年1園程度 (民間施設からの申請に基づき実施)	保育課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
④保育園・認定こども園等地域活動事業	保育園等の有する専門的機能を活用した異年齢児交流を行います。	異年齢児交流の実施	23園	37園	保育課
⑤保育の質の向上	こどもの発達に即した保育の質を確保するため、保育園職員に対する研修内容の充実に努めます。	市内保育施設を対象とした職員研修の充実	・食育研修会 参加者133人 ・衛生管理研修会 参加者46人 ・食物アレルギー研修会（開催なし）	・保育所保育指針研修会 参加者200人 ・虐待防止研修会 参加者400人 ・食育研修会 参加者40人 ・衛生管理研修会 参加者50人 ・食物アレルギー研修会 参加者170人	保育課
⑥保育支援事業研修会の実施	支援児保育に関する研修内容の充実に努めます。	保育支援事業研修会の実施	・支援児担当研修会参加者数 延べ56人	・支援児担当研修会参加者数 延べ40人	保育課
⑦保護者との連携	保護者会などを活用して保護者との意見交換を積極的に行い、園と家庭とが協働しての保育の実施に努めます。	保護者との連携	・保育参観 ・送迎時の連絡 ・子育て等相談	・保育参観 ・送迎時の連絡 ・子育て等相談	保育課
⑧高齢者とこどもの交流の推進	保育園等で地域の高齢者を招待した交流や、福祉施設の高齢者と幼児の交流を実施します。	高齢者とこどもの交流の実施	32園	34園	保育課
⑨幼児教育・保育についての情報は提供	入園案内や各保育園・認定こども園等のホームページ等による情報は提供を実施します。	幼児教育・保育についての情報は提供	入園案内等 日本語のみ	入園案内等 2か国語 （英語、スペイン語など）	保育課
⑩休日保育の実施	保護者が就労等により休日に保育ができない場合に、児童を保育します。	休日保育の実施	1園	3園	保育課
⑪幼保小連絡協議会の開催	保育園、認定こども園、小学校が連携し、幼児・児童の教育効果をより一層高めることを目的とし、相互職場交流研修等を開催します。	交流研修等の実施	・全体研修会 年間：2回 ・教職員相互職場交流研修：参加者52人	・全体研修会 年間：2回	保育課 学校教育課
⑫おやこ保育園の実施	未就園児の親子を対象に、地域子育て支援拠点事業を「保育園」形式で実施し、保育士が子どもたちと遊び、保護者の悩みや相談に応じます。	おやこ保育園の実施	年間20回開催	年間20回開催	保育課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
⑬幼児教育障がい児等支援事業	教育・保育施設に就園する障がい児等の教育を充実させるため、障がい児等を受け入れる園に対し、担当する職員に要する経費を助成します。	幼児教育障がい児等支援事業の実施	・幼稚園等療育支援補助事業 実施：17園	・幼稚園等療育支援補助事業 実施：17園 ・障がい児等保育支援事業 実施：5園	保育課
⑭幼児教育振興助成事業	幼児教育振興の促進を図るため、私立認定こども園の教育の充実や施設の整備、預かり保育等の子育て支援事業の実施、賠償責任保険等への加入に要する経費を助成します。	幼児教育振興助成事業の実施	・幼稚園等教育助成補助事業 実施：16園 ・幼稚園等子育て支援事業費補助事業 実施：16園 ・幼稚園等児童災害補償加入費補助事業 実施：26園	・幼稚園等教育助成補助事業 実施：16園 ・幼稚園等子育て支援事業費補助事業 実施：16園 ・幼稚園等児童災害補償加入費補助事業 実施：27園	保育課

③ 地域における学習機会の充実

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
①少年少女学級	公民館で、小学生等を対象に体験活動を中心とした講座を行います。	少年少女学級の開催数	89回	90回	地域政策課 大平地域づくり推進課 藤岡地域づくり推進課 都賀地域づくり推進課 西方地域づくり推進課 岩舟地域づくり推進課
②家庭教育学級（ハッピー子育て講座）の推進	家庭での教育力の向上をめざし、子育てに役立つ学習の機会を、学校・保育園・認定こども園等で保護者や教職員等を対象に提供します。	家庭教育学級（ハッピー子育て講座）の推進	実施	事業の継続的な実施	生涯学習課
③青少年育成事業	小学生を対象に、科学する心を育むための体験を中心とした講座を開催します。	「サイエンスクール」の開催回数	6回	8回	生涯学習課

基本目標4 学童期・思春期の保健対策の推進

関連する
SDGs



(1) 学童期・思春期の心身の健康づくり

現状と課題

学童期・思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、体や心の健康問題が生涯の健康に大きな影響を及ぼす、といわれています。

昨今、心身の問題は、喫煙・飲酒・薬物乱用、肥満や過剰なダイエット等の健康問題、いじめ、不登校等の心の問題など、多様化・深刻化しています。

施策の方向性

心の健康や命の大切さについての普及啓発活動や、喫煙・薬物の害に関すること、生活習慣病予防のための健康教育を実施するとともに、学校の授業等でも関係機関との連携を図りながら心身の健康づくりに取り組みます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①生活習慣病予防教室	生活習慣病予防についての「健康教室」を開催し、また、学校の授業で取り組みます。	①児童・生徒における痩身傾向児の割合【16歳女子】	22.5%	1.0%以下	保健給食課
		②児童・生徒における肥満傾向児の割合【10歳男女】	15.42%	7.0%以下	
		③むし歯の人の割合【小学生】	41.0%〈栃木県〉 (R5学校保健統計調査)	全国値以下	
②薬物乱用防止教室	薬物乱用の防止に関する「健康教室」を開催し、また、学校の授業で取り組みます。	薬物乱用防止教室の開催率	対象：小中学校 42校 95.2%	開催率の維持	保健給食課
③がん教育	がんに関する「健康教室」を開催し、また、学校の授業で取り組みます。	がん教室の開催率	対象：小中学校 42校 47.0%	50.0%	保健給食課
④結核健診	結核の早期発見・早期治療の機会を確保し、地域と連携のうえ結核健診を行います。	健診受診率	対象： ・教職員全員 ：1,176人 (受診率：94.8%) ・小中学生全員 ：10,825人 (受診率99.9%)	健診受診率の維持	保健給食課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
⑤腎臓検診	腎臓病を早期に発見し、適切な治療と管理を受けてできる限り充実した学校生活を送れるように、腎臓検診を行います。	検診受診率	対象：全小中学生 小学生7,081人 中学生3,745人 計10,826人 (受診率98.5%)	検診受診率の維持	保健給食課
⑥心臓検診	心疾患を早期に発見し、適切な指導や治療によって学校生活だけでなく生涯についてできる限り健康な生活を送れるように、心臓検診を行います。	検診受診率	対象：小学1・4年生 2,345人 (受診率100%) 中学1年生 1,218人 (受診率100%)	検診受診率の維持	保健給食課
⑦食に関する指導	児童生徒への食に関する指導の充実を図り、豊かな心と健やかな体の育成をめざします。	児童生徒に対する食に関する指導の回数	対象：小中学校 42校 7,664回	指導の回数の維持 (7,016回)	保健給食課
⑧食物アレルギー対応	学校、保護者が一体となって、対象児童生徒はもちろん、学校給食に関わる全員が心身ともに健康で安全な学校生活を送り、生涯にわたり健康な生活を営めるようにします。	「学校生活管理指導表」の提出	対象：食物アレルギー対応をしている児童生徒155人 (提出率100%)	提出率100%	保健給食課
⑨こころの健康づくり対策	10代の自殺を予防するため、うつや自殺予防に関する正しい知識の普及啓発と相談機関の周知を図ります。	自殺予防街頭キャンペーンの実施	実施：2回	実施：2回	健康推進課
		チラシ（相談窓口一覧等）の設置設置	130カ所	60カ所	健康推進課

(2) 思春期における正しい性知識の普及

現状と課題

性の低年齢化が進む現在、性に関する心身の被害や望まない妊娠、性感染症の危険性にさらされる状況があります。

施策の方向性

思春期の子どもが、自分の身体を大切にしたいと思い、望まない妊娠や性感染症の予防について考えることができるよう、正しい知識の普及啓発に努めます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①思春期保健	市内小中学校への母子保健教材の貸し出しや授業協力を行います。	母子保健教材の貸し出し	10校	希望校に実施	こども家庭センター
		授業協力	9校	希望校に実施	
②栃木市家庭教育支援事業	小中学校の保護者を対象に「ハッピー子育て講座」「家庭教育講演会」を実施し、思春期における正しい性知識の理解や家庭における教育力の向上をめざします。	思春期をテーマにした講座の実施件数	1件	3件	生涯学習課

基本目標5

特別な配慮を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな支援の推進

関連する
SDGs



(1) 障がい児への支援の推進

現状と課題

全ての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能となるよう、社会的な支援体制を充実させる必要があります。本市では、『栃木市障がい福祉プラン』に基づき、乳幼児健康診査と保健指導などでの障がいの早期発見・早期療育支援に努めるとともに、小中学校での「特別支援教育」を推進するため、特別支援教育支援員を配置してサポートを行うなどの障がい児支援施策を展開しています。

障がいや発達につき特別な配慮・支援を必要とする子どもが、身近な地域で安心して生活を送るために、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援の体制が必要となっています。

施策の方向性

「自立と社会参加」を支援・促進するため、発達段階や障がいの程度に応じた療育・教育の環境を確保していきます。関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。

また、学校や関係機関が連携を取りながら、相談体制やケアマネジメントによるサービス、情報提供の充実に努めます。

さらに、障がい児を育てる保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
①障がい児補装具の交付	障がい児の失われた身体機能を補うため、補聴器・義足・車いす等の補装具を交付します。	障がい児の補装具交付の実施	31件	支給体制の維持 (見直し予定)	障がい福祉課
②障がい児日常生活用具の給付	在宅の重度の障がい児に、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。	重度の障がい児の日常生活用具給付の実施	300件	支給体制の維持 (見直し予定)	障がい福祉課
③障がい児通所支援 A 児童発達支援 B 医療型児童発達支援 C 放課後等デイサービス	障がい児に、通園による日常生活における基本動作の指導と集団生活への適応訓練を実施します。	障がい児通所支援の実施	A : 293人 B : 1人 C : 344人	支援体制の維持	障がい福祉課
④保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう訪問先の保育園や学校の支援者に支援方法について助言指導等を行います。	障がい福祉サービスの実施	61人	支援体制の維持	障がい福祉課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
⑤障がい福祉サービ ス A 短期入所 B 日中一時支援	保護者の疾病等の理由により一時的に家庭で障がい児を介護できないとき、入所施設および通所施設で一時的に預かる事業を実施します。	障がい福祉サービスの実施	A : 33 人 B : 132 人	支援体制の維持	障がい福祉課
⑥専門相談事業	医師、臨床心理士等による相談を実施し、発達や心の問題について専門的なアセスメントを行い、家族や教育・支援機関がこどもに適切な関わりや支援を継続できるよう、サポートしていきます。	相談の実施件数	面接相談： 385件 知能検査：16件 言語検査：59件	相談体制の維持	こども家庭センター
⑦園・学校・学童巡回相談	発達や心の問題に関する相談を受け、保育園、幼稚園、小・中学校等への巡回を実施し、医師や臨床心理士等の専門的評価に基づく助言を行います。	巡回相談の実施回数	79回	相談体制の維持	こども家庭センター
⑧未就学児ことばの教室	言語発達に課題を持つ未就学児童を対象にことばの指導を行います。	相談、指導の実施	未就学児ことばの教室延べ人数：1,298人	相談体制の維持	こども家庭センター
⑨学校支援員派遣事業	各小中学校に学校支援員を配置し、個別の支援を必要とする児童生徒を支援します。	学校支援員派遣事業の実施	支援員数：61 人	支援体制の維持	学校教育課
⑩タクシー利用券交付	障がい児のタクシー利用の際の費用を一部助成します。	タクシー利用券交付の実施	13人	支給体制の維持	障がい福祉課
⑪特別児童扶養手当の支給	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方へ、手当を支給します。	特別児童扶養手当支給の実施	266人	支給体制の維持	障がい福祉課
⑫障がい児福祉手当の支給	常時介護を必要とする在宅の重度障がい児へ手当を支給します。	障がい児福祉手当支給の実施	58人	支給体制の維持	障がい福祉課
⑬重度障がい児支援手当の支給	心身に重度の障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者へ、手当を支給します。	重度障がい児支援手当支給の実施	126人	※令和8年度以降事業廃止を予定	障がい福祉課
⑭特定疾患患者介護手当の支給	原因不明や治療方法の確立していない難病にかかっている方またはその介護者へ手当を支給します。	特定疾患患者介護手当支給の実施	211人 (20歳未満)	支給体制の維持 (見直し予定)	障がい福祉課
⑮重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者の方が医療保険により受診した場合の医療費の自己負担分を助成します。	重度心身障がい者医療費助成の実施	対象者：40人 ※20歳未満 中学生までは こども医療費助 成対象	支給体制の維持	保険年金課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
⑯特別支援教育就学 奨励費補助事業	市立小中学校の特別支援学級 に在籍する児童生徒の保護者 の経済的負担を軽減するため、 負担能力の程度に応じて、必要 な学用品費等の費用を補助し ます。	特別支援教育就 学奨励費補助の 実施	236 人 補助額 ：8,901 千円	支援体制の維持	教育総務課
⑰自立支援医療費事 業費（育成医療）	放置すると将来障がいを残す と認められる疾患のある児童 （18 歳未満）で、その身体障 がい除去、軽減する手術等の 治療によって確実に効果が期 待できる児童に、生活の能力を 得るために必要な「自立支援医 療費」の支給を行います。	自立支援医療費 （育成医療）給付 の実施	対象者：14 人 給付額 ：696 千円	支援体制の維持	障がい福祉課

(2) 外国にルーツを持つ幼児への支援の推進

現状と課題

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人の幼児、両親が国際結婚の幼児など、いわゆる「外国にルーツを持つ（外国につながる）幼児」が増加しています。

施策の方向性

就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語による案内など、就園や事業の利用に関する情報へのアクセスの向上に努めます。

また、日本語でのコミュニケーションが困難な家庭の支援体制の充実が必要になることから、通訳派遣等の外国語対応支援など、外国につながるこどもを受け入れる教育・保育施設等の事業者を支援していきます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
①外国につながる幼児への入園案内	外国語による入園案内等を作成し、外国人の幼児等の入園手続きへの支援を行います。	外国語による入園案内等の作成	日本語のみ	2か国語 (英語、スペイン語など)	保育課
②保育体制強化事業	保育所等が通訳等を活用する場合に要する経費を助成します。	保育体制強化事業の実施	0園	1園程度 (民間施設からの申請に基づき実施)	保育課

(3) こどもの貧困対策の推進

現状と課題

一般的に「貧困」といった場合には、食べる物に困り、衣服や住む所も満足でない状態を想像しますが、厚生労働省で実施される「国民生活基礎調査」では、衣食住で困窮を極めるまでには至らないものの、こどもの成長や学習に必要な物が不足したり、社会的・文化的な経験の機会が十分でなかったりといった「相対的貧困」を貧困として捉えています。

施策の方向性

本市における「こどもの貧困」につき、家庭における経済的な問題だけでなく、保護者の養育力・教育力不足や配偶者暴力等を要因として、生活習慣の乱れ、不健康や不衛生、学力不足、虐待（ネグレクト）などの困難な問題に直面しているこどもたちの状況を「貧困」と定義し、それは家族や本人の努力だけでは改善が難しいことから、市の関係各課、児童相談所や社会福祉協議会、学校、地域（市民）などと連携・協力して貧困対策の推進に取り組んでいきます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
①支援を必要とする 家庭の早期発見への取組	妊娠期・乳幼児期の面談等において貧困リスクの高い家庭の早期発見に取り組みます。	妊娠届出時や乳幼児健診での面談の実施	100%	100%	こども家庭センター
②学習機会の提供 と学びを支える 体制づくり	貧困の「世代間連鎖」を解消するため、家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲のある全ての子どもが能力や可能性を最大限に生かせるよう、関係機関が協力し、学習機会の提供や学びを支える体制づくりを総合的に推進していきます。	学習支援「とちぎし学び〜や」の実施	参加者数： 103人	参加者数： 120人	学校教育課 社会福祉協議会 福祉総務課
③子育ての経済的 負担の軽減	さまざまな事情により貧困の状況にある世帯の生活を下支えするために、生活保護や減免等の支援サービスのほか、必要に応じて情報の提供を行ない、経済的な支援に努めます。	18歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯 保育料の減免	37世帯 (R6.3.3現在) 63件	支援体制の維持 63件	福祉総務課 保育課 社会福祉協議会

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

近年、離婚の増加等に伴い母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭等が増加傾向にあります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がいな
いなど、家庭生活でも多くの問題を抱えている場合があります。

本市では、現在、ひとり親家庭等のこどもの健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービ
スの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた経済的支援を中心に行っていますが、地域のひとり
親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を、適切に実施していくこ
とが必要です。

施策の方向性

親子の暮らしの安定のため、経済的支援を進めます。

自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①ひとり親家庭等に 対する相談事業	母子・父子自立支援員が、ひと り親家庭等への訪問等を通し て、個々の家庭の状況に応じた 必要な情報の提供や各種制 度・施策の紹介・活用、相談を 実施します。	ひとり親家庭等 に対する相談の 実施	母子・父子自立支 援員：3名 相談延べ件数： 2291件	支援体制の維持	こども家庭センタ－
②市営住宅への優先 入居	ひとり親家庭の安定した生活 基盤を確保し、生活の自立を支 援するため、市営住宅への優先 入居を実施します。	優先入居の実施	対象： 配偶者のいない 20歳未満のこど もを扶養してい る方 0件	支援体制の維持	建築住宅課
③母子・父子自立支 援プログラムの 策定	母子、父子家庭の自立した生活 のための母子・父子自立支援プ ログラムを策定し、就労相談を 実施します。	母子・父子自立支 援プログラムの 策定・就労相談の 実施	6件	支援体制の維持	こども家庭センタ－
④母子・父子家庭教 育訓練給付金の支 給	雇用保険の教育訓練給付の受 給資格を有していないひとり 親家庭の親が、指定教育講座を 受講し修了した場合に、経費の 一部を支給します。	母子・父子家庭教 育訓練給付金の 支給の実施	0件	支援体制の維持	こども家庭センタ－
⑤母子・父子家庭高 等職業訓練促進給 付金の支給	ひとり親家庭の親が、看護職や 介護福祉士等の資格取得のた め2年以上養成機関等で修業す る場合に、修業期間の生活の負 担軽減を図り、資格取得を容易 にするため、給付金を支給しま す。	母子・父子家庭高 等職業訓練促進 給付金の支給の 実施	支給件数：10件 支給額：9,338円	支援体制の維持	こども家庭センタ－

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
⑥母子・父子寡婦福祉資金の貸付申請の受理等	経済的な自立や児童の修学などで資金が必要となったときに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付の申請の受理等を行います。	母子・父子寡婦福祉資金の貸付の申請の受理等の実施	受理件数：4件 7,271円	支援体制の維持	こども家庭センター
⑦ひとり親家庭養育費確保支援事業	ひとり親家庭の親が養育費を確保受け取ることができるよう、養育費の取り決めに係る費用の一部を補助します。	ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金支給の実施	公正証書等作成 費用補助： 6件 養育費保証契約 補助： 0件	支援体制の維持	こども家庭センター

(5) 各種相談機関の機能の充実

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てが孤立化し、負担感が増えています。また、少子化の進行により、こども同士はもちろんのこと、子育て世代の保護者の交流の機会も少なくなっています。

そこで、地域で気軽に相談できるような支援体制の充実が必要です。対面式の面接を望む意見が多いことから、個々のケースに適した個別相談・訪問相談ができるような体制づくりが必要です。

施策の方向性

専門的な相談に加え、身近な場所でこどもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話をできたりする、保護者がほっ、とできる場を提供します。

また、地域で、子育てに関する不安の軽減やストレスの解消につながるような、保護者のリフレッシュを目的とした事業を実施し、精神的な疾病になることを予防していきます。

障がい児支援では、児童発達支援センターの設置を推進して、療育指導、専門機能を生かした障がい児等への相談、保育所や小学校等への助言などの支援機能の充実を図ります。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①家庭児童相談室	家庭相談員が、こども（0歳～17歳）とその家族の色々な悩みについて相談を受け、児童虐待の早期発見未然防止を図ります。	家庭児童相談の実施	家庭相談員：4名 延べ相談件数：5,520件	相談体制の維持	こども家庭センター
②女性相談（ドメスティック・バイオレンス相談）	女性相談支援員が、日常生活上の問題や悩み、配偶者からの暴力、就労など、女性の様々な悩み事についての相談を実施します。	女性相談の実施	女性相談支援員：4名	相談体制の維持	こども家庭センター
③こどもサポートクラブ	こどもサポーターの協力のもと、地域での仲間づくりや社会性の伸長を目的としたクラブ活動を行います。児童をサポートするために臨床心理士等も参加します。	申込制によるクラブ活動の参加	延べ参加人数：125人	延べ参加人数：700人	こども家庭センター
④啓発活動・研修事業	全てのこどもが地域の中で豊かに暮らせるよう、保護者や支援者のために情報提供や研修事業を行います。	情報提供や研修事業の実施	・講演会講師派遣：2回 ・支援者研修：4回 ・保護者研修：3回	研修体制の維持	こども家庭センター
⑤青少年相談	青少年とその家族に対し、非行問題・いじめ・不登校などについて相談を実施します。	相談の実施	青少年相談員：2名	相談体制の維持	生涯学習課
⑥相談しやすい支援体制づくり	こどもの貧困は多面的・複合的な要素を持っているため、教育と福祉、保健医療が一体となり、早期解決に努めます。	18歳未満のこどもが住んでいる家庭の相談機関での相談対応	実施	相談体制の維持	地域包括ケア推進課 健康増進課 子育て総務課 こども家庭センター 保育課 社会福祉協議会 学校教育課 福祉総務課
⑦障害者相談支援	施設の専門性を活用し、障がい児やその家族等への相談、保育所等への助言等を行います。	児童発達支援センターの設置	1カ所	2カ所	障がい福祉課

(6) 経済的支援対策の充実

現状と課題

保護者は、妊娠・出産期からこどもの日々の成長を見守ることで、こどもを持つこの上ない喜びを感じている反面、こどもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安も強く感じています。本市では、児童手当の支給をはじめ、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3歳から5歳までのこどもたちの利用料の無償化や小中学校就学にあたっての援助、医療費の一部助成などを実施しています。

今後も、厳しい財政状況の中であって、安心してこどもを産み育てることのできる官民連携した環境づくりに向けた経済的支援を、いかに効果的に実施していけるかが課題となります。

施策の方向性

少子化への対応や児童の健全な育成のため、適正な経済的支援を継続します。

令和元年10月から、いわゆる“幼児教育・保育の無償化”が開始されており、保護者等への制度に関する適切な情報提供に努めていきます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①児童手当の支給	高校生年代までのこどもを養育している保護者等に、児童手当を支給します。	児童手当の支給	受給者：9,266人 支給額： 1,963,060千円	対象者への支給	子育て総務課
②赤ちゃん誕生祝金	第2子以降のお子さんが誕生した家庭に、赤ちゃん誕生祝金を支給します。	祝金の支給	件数：365件 支給額： 4,940千円	制度の継続	子育て総務課
③すくすく子育て 応援事業	出生時と概ね生後4か月に紙おむつ等を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育ての孤立化等による子育て不安や悩みを抱える子育て世帯に、早期に必要な支援を行います。	紙おむつとおしりふきの支給率	72%	100%	子育て総務課
④児童扶養手当の 支給	父または母と生計を同じくしていないこどもを養育している家庭等の生活の安定と自立促進のため、保護者に手当を支給します。	児童扶養手当の支給	受給者：808人 支給額： 417,070千円	対象者への支給	子育て総務課
⑤遺児手当の支給	父母の一方または両方が死亡した義務教育終了前のこどもの健全育成のため、遺児手当を支給します。	遺児手当の支給	受給者：31人 支給額： 1,539千円	対象者への支給	子育て総務課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
⑥ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭と父母のいないこどもに、医療費の自己負担分を助成します。	ひとり親家庭医療費助成の実施	対象者：869人 支給額：28,781千円	制度の継続	保険年金課
⑦就学支援 (母子父子寡婦福祉資金の貸付の申請の受理等)	ひとり親家庭等を対象に、こどもの教育に関する資金貸付の申請の受理等を行います。	母子父子寡婦福祉資金貸付の申請の受理等の実施	申請件数：4件 7,271千円	制度の継続	こども家庭センター
⑧幼児教育・保育の無償化	3～5歳までの全てのこどもと0～2歳までの住民税非課税世帯のこどもについての幼稚園、保育園、認定こども園等の利用者負担額を無償にします。 また、幼稚園、認定こども園等の在園児で「保育の必要性の認定」を受けた人か利用する預かり保育や「保育の必要性の認定」を受けた「認可保育所等を利用できていない者」が利用する認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とします。	幼児教育・保育無償化の実施	認定こども園：18園 保育園：10園 小規模保育施設：2園 認可外保育施設：18園 (特定子ども・子育て支援施設等確認申請書の届出数)	認定こども園…18園 保育園：10園 小規模保育施設：2園 認可外保育施設：18園 (特定子ども・子育て支援施設等確認申請書の届出数)	保育課
⑨副食費の免除	市民税所得割合算額77,200円未満の世帯の副食費及び第3子以降の全所得階層の副食費を免除します。	副食費免除の実施	実施なし	8人	保育課
⑩第2子以降保育料免除事業	こどもを2人以上養育する保護者に、第2子の保育料、第3子以降の保育料及び副食費を免除します。	第2子以降保育料免除の実施	令和6年9月から実施のため実績なし	対象者からの申請に基づき適正に決定する	保育課
⑪就学援助事業	経済的理由により就学困難な小中学校の児童生徒に、学用品費、学校給食費、医療費等の費用を援助します。	就学援助の実施	援助対象：898人 補助額：71,931千円	支援体制の維持	教育総務課
⑫遠距離通学児童生徒通学費補助事業	保護者の経済的な負担軽減を図ります。	遠距離通学児童生徒通学費補助の実施	5人 補助額：29千円	支援体制の維持	教育総務課
⑬奨学金制度	経済的理由により修学困難な方に、高等学校、専修学校高等課程・専門課程、短期大学、大学の修学に関する奨学金を貸付又は給付します（給付は、高等教育（大学等）のみ）。	奨学金制度の実施	貸付：30人 ：7,800千円 給付：3人 ：1,080千円	支援体制の維持	教育総務課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
⑭入学資金融資	私立高等学校・私立短期大学・私立大学に入学する際の、入学資金融資をあっせんします。	入学資金融資の実施	1人 融資決定額 ：840千円	支援体制の維持	教育総務課
⑮通学者定期券等 購入費補助事業	東武鉄道で東京圏へ通学する学生（大学・短期大学・専修学校）に、通学用定期券等の購入費用を補助します。	通学者定期券等購入費補助金の交付の実施	対象者：197人	支援体制の維持	地域政策課
⑯妊産婦医療費助成	妊産婦の医療費の自己負担分を助成します。	妊産婦医療費助成の実施	対象者：1,207人 支給額 ：25,279千円	支援体制の維持	保険年金課
⑰不妊治療費助成 事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外治療費の一部を助成します。	不妊治療費助成の実施	助成件数：39件	支援体制の維持	保険年金課
⑱不育症治療費助成 事業	不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外治療費の一部を助成します。	不育症治療費助成の実施	助成件数：1件	支援体制の維持	保険年金課
⑲こども医療費助成	こどもの医療費の自己負担分を助成します。	こども医療費助成の実施	対象者 ：21,605人 支給額 ：668,609千円	支援体制の維持	保険年金課
⑳出産育児一時金	栃木市国民健康保険の被保険者の方が出産したときに、出産育児一時金を支給します。	出産育児一時金の支給	支給件数：60人 支給額 ：29,550千円	支援体制の維持	保険年金課

働き方

基本目標6 仕事と子育ての両立の推進

関連する
SDGs



(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

現状と課題

妊娠や出産を機に仕事を断念する女性は、依然として少なくはありません。結婚、出産しても働き続けることができ、職業生活と家庭生活を両立していくために、従来の仕事優先であった働き方を見直す（「ワーク・ライフ・バランス」）とともに、女性に集中しがちな育児や家事の負担を、家族で協力して対応していく体制づくりや、職場での理解と協力などが必要となっています。

近年、国レベルで「働き方改革」が推進されており、今後、働く人の置かれた事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現することで、「成長と分配」の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにしていくことがめざされています。

男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた環境整備を実現するため、働き方改革や男女雇用機会均等法、育児休業法等の普及を図るとともに、事業所への意識啓発に努める必要があります。

施策の方向性

全ての人が、仕事と家庭生活のバランスの取れる多様な働き方を選択できるよう、事業者や労働者を対象に、職場意識や男女の役割分担意識の改善を図る広報や情報提供を進めるとともに、男性の育児参加促進などについて啓発を行っていきます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①働き方の見直し等の広報・啓発	労働者、事業主、地域住民等の意識を変えていくため、男女共同参画広報紙の発行等により、働き方の見直しについての広報・啓発を実施します。	働き方の見直しについての啓発活動	広報紙の発行 ：年1回 講演会の実施	広報紙の発行 年1回 講演会の実施	人権・男女共同参画課 商工振興課
②企業への意識啓発	国・県等により実施されている仕事と家庭の両立を支援するさまざまな制度の効果的な活用を図り、情報提供や広報・啓発活動を実施します。	企業への意識啓発	パンフレット配布、ホームページでの情報提供	パンフレット配布、広報紙、ホームページでの情報提供	商工振興課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
③「いい仕事いい家庭 つぎつぎとちぎ宣言」事業	県による、従業員の仕事と家庭の両立を応援するために、企業や事業所がこれから取り組もうとする内容を宣言する事業を推進します。	「いい仕事いい家庭 つぎつぎとちぎ宣言」事業の実施	ホームページでの情報提供	ホームページでの情報提供	商工振興課
④労働者への意識啓発	仕事と家庭の両立を支援するための情報提供や広報・啓発活動を実施します。	労働者への意識啓発	パンフレット配布、ホームページでの情報提供	パンフレット配布、ホームページでの情報提供	商工振興課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

女性の結婚や出産をめぐる環境は十分に整っているとは言えず、結婚、出産しても働き続け、職業生活と家庭生活を両立していくことができるようにするために、従来の仕事優先であった働き方を見直すとともに、女性に集中しがちな育児や家事の負担を家族で協力して対応していく体制づくりや、職場での理解と協力などが重要になっています。育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅、早退などを、子育て家庭の労働者が気後れすることなく実行できる環境・雰囲気づくりが求められており、そのための法・制度の整備や職場・家庭の理解と協力のための啓発が必要です。

本市では、令和5年3月に「とちぎ市男女共同参画プラン（第3期計画）」（栃木市職業生活における女性活躍推進計画を含む）を策定し、女性の活躍推進、男女共同参画社会の実現をめざし、各種講座やセミナーの開催、多様な働き方に関する広報・啓発活動を実施しています。また、男性の育児参加を促進するため、両親教室なども行っています。今後も、働き方の見直しについて企業等への啓発活動、男性の育児参加などを進めていく必要があります。

施策の方向性

仕事と子育てが両立できる職場の環境づくりを促進するため、企業等への情報提供、普及啓発等に努める一方で、出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。

また、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発に努めるとともに、子育てに対する地域の意識の向上を図ります。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①とちぎ市男女共生大学	男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にするため、固定的な性別役割分担意識の解消・仕事と家庭の両立の推進に関する講座等、様々な講座を実施します。	開催回数 受講者数	開催：5回 受講者数 ：138人	開催：7回 受講者数 ：280人	人権・男女共同参画課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5 実績値	R11 目標値	
②男女共同参画推進 事業者表彰事業	市内事業者と市民の男女共同参画への意識を高め、本市の男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に積極的な事業者を表彰し、その取組を広く周知します。	事業者の取組の周知	HP等での取組の情報提供	HP等での取組の情報提供	人権・男女共同参画課
③企業における両立 支援の啓発	仕事と子育てが両立できる職場環境整備を促進するため、企業への情報提供や広報・啓発活動を実施します。	企業における両立支援の啓発	国、県が実施するセミナー・支援策等を、広報紙、ホームページでの情報提供	国、県が主催するセミナー等の広報紙、HPでの情報提供	商工振興課
④栃木市就業安定対 策協議会	市内企業と関連団体の代表者で組織し、安定した就労の促進と職場内での人権問題の早期解決を目的として、情報提供・各種事業・啓発活動を実施します。	栃木市就業安定対策協議会の実施	年1回の実施	年1回の実施	商工振興課
⑤子育て応援企業登 録制度の推進	子育て支援の取組みを実施、または実施しようとする企業を市に登録し、PR等の支援をします。	登録企業数	74企業	150企業	子育て総務課
⑥育児休業制度の 周知	育児休業制度の周知と、育児休業等を理由とする不利益取り扱いを未然に防止するための広報・啓発を実施します。	育児休業制度の広報・啓発活動の実施	リーフレット等の配布、ホームページでの情報提供	リーフレット等の配布、ホームページでの情報提供	商工振興課
⑦ハロー・ワーク (公共職業安定所)	就職を希望する人への情報提供・職業相談・職業紹介・講座やセミナー開催を実施し、仕事探しや就職準備のバックアップをします。	情報提供の実施	市内1か所 毎週発行している「ハローワークとちぎ」求人情報を窓口に設置・ホームページに掲載	市内1か所 求人情報の窓口設置・ホームページ掲載の実施	商工振興課
⑧ジョブモールとち ぎ	さまざまな求職者に対し、栃木労働局と連携して総合的な相談やキャリアカウンセリング、職業相談から職場定着まで「フンストップ」で支援します。	情報提供の実施	宇都宮市1か所 本市を会場とした「ジョブモール巡回セミナー」を1回実施	宇都宮市1か所 支援機関についての情報提供の実施	商工振興課
⑨パルティ (とちぎ男女共同 参画センター)	就職に悩む女性を対象に、キャリアアドバイザーによる相談・セミナーの開催・情報提供等を行います。	情報提供の実施	宇都宮市1か所 支援機関についての情報提供の実施	宇都宮市1か所 支援機関についての情報提供の実施	商工振興課 人権・男女共同参画課

結 婚

基本目標7

結婚を希望する若者への支援の推進

関連する
SDGs



(1) 出会いの場や機会の提供等

現状と課題

『第2期栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定した際のアンケート調査の中で、独身の方への質問として「結婚願望」について質問したところ、80.7%の方が結婚を望んでいることが分かりました。

さらに、結婚しない理由もきいたところ、38.6%の方が、結婚する意志はあるものの「そう思える異性と出会えていない」という結果が出ました。

こうしたことから、結婚の意志・希望を持っている方について、その願いをかなえるべく、出会いの場を創出し、結婚へのきっかけづくりの支援を行っていくことが重要になると考えられます。

施策の方向性

結婚の希望を持っている男女がその願いをかなえられるよう、イベントを開催し出会いの場を創出して結婚へのきっかけづくりとなるような支援を行っていきます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
①婚活イベント実施事業	出会いの機会が少ない独身の男女を対象に、イベントを開催し、出会いの場を創出します。	参加者数	—	80人	総合政策課

全ライフステージ

基本目標8

こども・若者たちの権利の尊重

関連する
SDGs



(1) こどもの権利についての意識の啓発

現状と課題

国際連合による「子どもの権利条約」の4原則として、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「生命、生存及び発達に対する権利」が唱えられており、「子どもの最善の利益の尊重」を初めとするこれらの原則の精神が、こども基本法やそれに基づく『こども大綱』にも引き継がれています。

こどもは、生来一人ひとりが独立した人格を持ち、その尊厳が尊重されるべき存在であり、その心と体が大切にされ、生命や健康、安全が守られなければなりません。そして、そうした事実について市民が認識している状態を実現していくことが、大変重要になります。

施策の方向性

「子どもの権利条約」の4原則の趣旨を踏まえ、施策を推進していきます。

具体的な取組

WEB やSNS を活用

- こどもの権利について、広く市民への周知・啓発活動に努め、正しい理解につなげます。
- こどもや若者の意見の発言できる場をつくります。
- こどもや若者の声を反映した施策を推進していきます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

こどもの命が奪われるなど、深刻な児童虐待が後を絶たず、児童虐待に対する社会的な関心が高まっています。

児童虐待相談、通告の件数は増加傾向にあり、家庭相談員が関わる支援件数も同様に増加しています。また、育児の方法やこどもとの接し方が分からないと悩む保護者が多くなってきています。

施策の方向性

虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けたこどもの保護・自立支援までの、切れ目のない総合的な支援の体制を確立します。発生予防や早期発見については、地域による見守りを積極的に働きかけていきます。

また、養育支援の必要なこども、保護者、妊産婦について、各機関の機能に応じた役割分担を行い、連携して積極的に支援していきます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5 実績値	R11 目標値	
① 栃木市要保護児童対策地域協議会	多くの機関が情報を共有し共通理解を図りながら、連携を強化し、要保護児童等の支援方針を決定します。	栃木市要保護児童対策地域協議会の実施	代表者会議：1回 実務者会議：4回 個別ケース検討会議：76回	支援体制の維持	こども家庭センター
② こどもの居場所事業	育児放棄（ネグレクト）等の支援が必要な児童に対し、放課後や長期休業期間などにおける居場所の提供と、食事、入浴、洗濯、学習、送迎支援、保護者の子育て相談の対応を行います。	こどもの居場所の受け入れ人数	こどもの居場所受け入れ人数 ：16人	支援体制の維持	こども家庭センター
③ こども食堂運営補助事業	こどもに対して、無料または低料金により、食事と居場所を提供するこども食堂の開設運営を支援します。	こども食堂開設等補助数	こども食堂 ：6か所	支援体制の維持	こども家庭センター
④ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン講演会	児童虐待防止、ヤングケアラー等の講演会を実施し、市民、関係機関等への普及啓発を行います。	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン講演会の実施	1回	1回	こども家庭センター

(3) いじめ対策・不登校対応の充実

現状と課題

現代社会の中でいじめは、学校や職場等で起こり得る大きな問題となっており、さまざまな対策や対応が求められていますが、個人で解決することは難しく、組織的な対応を必要とすることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年9月に施行されました。この法律の内容を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、地域や家庭、関係諸機関との連携等、いじめ問題に対する組織的な対応が必要不可欠です。

また、不登校については、多様な要因や背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と判断してはなりません。不登校の要因は、特定するのが難しい場合が多く、複合的な要因が絡み合っており、1つに絞ることができないケースも多くみられますが、政府により「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」が定められており、このプランに基づきつつ不登校児童生徒への支援のさまざまな対応策が進められています

また、不登校の問題は、ひきこもりにつながる要因ともなり、当事者家族も含めた対応が必要です。

施策の方向性

いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動できるような児童生徒の育成に努めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、また、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向けた支援体制の充実に努めます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
①いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の促進	全ての児童生徒がいじめのない健やかな学校生活を送るために、市内の小・中学校の代表児童生徒によるいじめ問題に対する意見交換を通して、いじめ防止に向けた意識向上を図ります。	“あったか栃木” いじめ防止こどもフォーラムの実施	実施	支援体制の維持	学校教育課
②いじめ問題対策連絡協議会	学校及び関係機関等とのいじめ問題に係る連携体制を構築することを目的に実施します。	いじめ問題対策連絡協議会の実施	2回実施	支援体制の維持	学校教育課
③人権教育実践校の指定	児童生徒一人ひとりが、人権の大切さに気付き、差別のない望ましい人間関係を確立しようとする態度を育てるために、人権教育実践校を指定し、研究の成果を市内小・中学校に普及し、各校の人権教育の充実を図ります。	人権教育実践校を指定	寺尾ブロックに2年間(R4・R5)人権教育実践校に指定	支援体制の維持	学校教育課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11目標値	
④児童生徒支援チームによる学校巡回訪問	児童生徒の悩みや学校の要望に迅速に対応できるよう、各校が抱える課題を早期に把握し、教職員の指導力向上及び校内支援体制の充実に資するため、市内全小・中学校を巡回します。	児童生徒支援チームによる学校巡回訪問の実施	実施	支援体制の維持	学校教育課
⑤ひきこもり支援	ひきこもり状態の方を早期に適切な支援に結び付けます。	個別相談会 ひきこもり家族会	12回 3回	12回 3回	障がい福祉課

基本目標9

こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

関連する
SDGs



(1) こどもの事故防止対策の推進

現状と課題

乳幼児の事故としては、窒息・誤えん・溺水・交通事故等が多く、それらの大部分は、保護者がこどもの発達段階に応じた事故について知り、的確な事故防止の対応をすることで予防ができます。

施策の方向性

こどもの生命を守り、健やかな成長を促進するため、事故防止策や事故発生時の適切な対応策についての普及啓発の強化に努めます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5 実績値	R11 目標値	
①事故防止に関する冊子・パンフレットの配布	こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に事故防止に関する冊子やパンフレットの配布を行い、こどもの事故予防を図ります。	①こんにちは赤ちゃん訪問時の救急ガイドブックの配付 ②乳幼児健診事故防止パンフレットの配布	100%	100%	こども家庭センター
②事故防止対策の推進	浴室のドアに、こどもが一人で開けることができないような工夫がされている家庭の割合を、健やか親子21（第3次）アンケートを実施して把握します。	1歳6か月児健診時に家庭で浴室のドアに、こどもが一人で開けることができないような工夫がされている家庭の割合	63.2%	増加	こども家庭センター

(2) 小児医療・感染症対策の充実

現状と課題

少子化が急速に進むなか、こどもの健やかな成長を支援するとともに、安心してこどもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりを進めるためには、小児医療体制の確立が欠くことのできないものとなります。

こどもには、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。昨今では、様々な感染症が流行する機会も多いため家庭内や集団生活、地域の中で人から人への感染するリスクを抑えることが重要です。

また、核家族化や共働き家庭の増加などを背景として、育児に携わる若い世代の不安が増大することにより、小児科医の常駐する大学病院等への受診志向が強い傾向にあります。

これらに対応するため、早期から感染予防対策に取り組むとともに、休日や夜間の救急医療の整備・充実が必要になります。関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法やけが・病気の防止に関する啓発と情報提供について、今後もより一層の充実に努めます。

施策の方向性

安心してこどもを産み育て、こどもの健やかな成長を支援することができるよう、感染拡大を防ぐためにワクチン接種などの予防対策の推進に積極的に取り組むとともに、小児医療の充実が必要であるため、休日・夜間の小児救急医療体制の確保を図りつつ、更なる充実を目指します。今後も関係機関との連携を密にし、小児救急医療事業の円滑な運営を推進していきます

また、救急医療が適切に利用されるよう、保護者に、かかりつけ医の必要性等の周知・啓発を行っていきます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5 実績値	R11 目標値	
①初期救急・二次救急の充実	通常では医療機関にかかりにくい休日や夜間の時間帯に、急な病気や怪我でも安心して受けられる救急医療体制を継続的に確保します。	初期救急及び小児二次救急医療体制の維持	・栃木地区急患センター 小児患者：1,719人 ・小児二次救急医療（獨協医科大学病院） 小児患者：1,658人	医療体制の維持	健康増進課
②小児救急電話の普及	①小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合を把握します。 （乳幼児健康診査時アンケート）	小児救急電話相談を知っている親の割合	93.7%	増加	こども家庭センター
	②小児救急電話相談（#8000）の普及啓発を行い、救急車の適正利用を推進します。	広報とちぎへの掲載回数	12回	12回	健康増進課
③かかりつけ医の普及・定着	①こどものかかりつけ医を持つ親の割合を把握します。 （乳幼児健康診査時アンケート）。	こどものかかりつけ医を持つ親の割合	90.0%	増加	こども家庭センター
	②こどものかかりつけ歯科医を持つ親の割合を把握します。 （乳幼児健康診査時アンケート）	こどものかかりつけ歯科医を持つ親の割合	44.4%	増加	
④予防接種の推進	①適切な時期に必要な予防接種が受けられるよう、啓発と未接種者への勧奨を行い、接種率の向上に努めます。 ②1歳6か月児健康診査時に五種混合、麻しん・風しんの予防接種状況を確認します。 （1歳6か月児健康診査時アンケート）	予防接種率 ①五種混合（初回3回） ②麻しん・風しんⅠ期	①109.4% ②95.8%	①100% ②100%	健康増進課

基本目標10 こども・子育てにやさしいまちづくり

関連する
SDGs



(1) 良好な居住環境の確保

現状と課題

地域の中で安全・安心で快適な住生活を営めることは、全ての子育て世帯の願いです。こどもが健やかに成長するためには、生活の基盤となる居住環境の整備と、快適に生活できるまちづくりが非常に重要になります。

子育て世帯の多様なニーズに対応した住宅の供給の促進が必要であり、広くゆとりのある住宅の確保に資する情報の提供等に取り組んでいくことが必要になっています。

施策の方向性

適切な市営住宅の維持・管理に努めます。また、子育て世帯、若年世帯向けの住宅供給情報提供と住宅取得補助に努めます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5 実績値	R11 目標値	
①特定公共賃貸住宅の提供	市営住宅の一部を「特定公共賃貸住宅」（公営住宅の入居収入基準を超える中堅所得世帯を対象とした住宅）とすることで、子育て家庭の良質な住宅確保を推進します。	特定公共賃貸住宅の提供の実施	平柳特定公共賃貸住宅：16戸 川原田特定公共賃貸住宅：14戸	平柳特定公共賃貸住宅：16戸 川原田特定公共賃貸住宅：14戸	建築住宅課
②市営住宅の充実と情報提供	子育て世帯が安心して生活できるよう、市営住宅の充実とその情報提供を実施します。	情報提供の実施	市営住宅：825戸	市営住宅：759戸	建築住宅課
③結婚新生活支援補助事業	新婚夫婦が生活を開始するための新居の購入・賃借費用、引越費用を補助します。（所得・年齢に一定の要件があります。）	結婚新生活支援補助金の交付の実施	63件	支援体制の維持	地域政策課

(2) 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

こどもやこども連れの人にとって快適なまちとは、全ての人に快適なまちです。本市では、まちづくり全般について、こどもや子育て家庭が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て当事者の目線、住宅を起点とした近隣地域といった、「こどもまんなか」の視点に立った生活空間を形成するための取組を推進する必要があります。

遊びや体験活動は、健やかな成長の原点です。そこで、こどもの遊び場や親同士、地域住民との交流の場の確保など、こども・子育て支援環境の充実に向けた取組を推進するため、既存の子育て関連施設などの公共施設の維持・充実を図るとともに、こどもや子育て家庭など全ての人にやさしい都市施設（道路・公園）の整備が求められています。

施策の方向性

こどもや子育て家庭の目線に立ったこどもまんなかまちづくりを推進するため、こども・子育て環境の充実に向けて、引き続き、子育て支援施設や都市施設（道路・公園など）のバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を行い、子育て相談室やあそびの広場などの機能強化や児童館・保育所などの子育て関連施設の環境改善に向けた取組を官民連携して進めます。

なお、施設整備・環境改善にあたっては、令和6年度に創設された「こども・子育て支援事業債」の活用を検討し、こども・子育て支援機能強化に関する施設整備や、子育て関連施設の環境（ハード面）改善を速やかに実施できるように努めます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
①道路・公園のバリアフリー化の推進	こどもをはじめ誰もが安心して外出できるよう、段差解消や幅員の確保など安全・快適で歩きやすい道路の整備や、公園のバリアフリー化を実施します。	道路・公園のバリアフリー化の実施	・市道11156号線の道路の幅員と歩道の整備 ・新栃木駅東口駅前広場への上屋（シェルター）の設置	増加	道路河川整備課 道路河川維持課 公園緑地課
②こどもや子育て家庭にやさしいこども・子育て支援機能強化の施設整備	子育て支援施設などの公共施設について、こども・子育て支援機能の強化を図るため、子育て相談室やあそびの広場、科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー、子育て親子の交流の場などを整備し、既存子育て支援施設の機能強化を図ります。	こども・子育て支援機能強化に関する施設整備	—	こども・子育て支援機能の強化	子育て総務課 こども家庭センター 保育課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
③こどもや子育て家庭にやさしい子育て支援施設の整備と環境改善	児童センター・児童館、地域子育て支援センター、保育所・認定こども園などの子育て支援施設について、こどもや子育て家庭が安心して利用できる環境を整備するため、空調、遊具の設置や園庭の整備（芝生化）、トイレの洋式化等を推進します。	子育て支援施設の整備・環境改善	—	子育て支援施設の整備と環境改善	子育て総務課 こども家庭センター 保育課
④公園・広場の整備と環境改善	身近な公園・広場について、こどもが安全に遊べるよう、広場の遊具の新設や改修等を行うとともに、施設の定期的な点検・清掃・修繕・改修等により、快適に利用できる環境の維持・充実を図ります。	遊具や園路などの公園施設の整備・維持管理・安全点検の実施	324公園	公園機能の維持 充実	公園緑地課
⑤赤ちゃんの駅の登録	授乳・オムツ替えのできる施設を登録し、ホームページ等で利用できる施設を周知します。	登録数	79か所 ・ホームページに掲載	110か所	子育て総務課

(3) こども・若者の居場所づくりの推進

現状と課題

こどもや若者を取り巻く社会環境の変化により居場所づくりが重要な課題となっています。

こどもや若者にとって、ほっとできる場所、居心地の良い場所が自分にとっての理想の「居場所」といえます。その理想の場所として、自宅や家庭のほか、児童館、公民館、図書館等を感じているこどもや若者がいます。

特に、若者の「居場所」としての場が少ないことは、孤独や孤立に繋がり、居場所づくりが求められています。

施策の方向性

児童が安心・安全に利用できる施設の充実を推進します。

スポーツなど身体を動かせることのできる場所や文化・芸術に触れることのできる場所、また、友人と語り合える場所として、こどもや若者が気軽に利用できる公共施設等の支援体制や情報の提供に努めます。

心落ち着く場であったり、こどもや若者たちの交流やコミュニケーションの場となるような事業を図り、今後若者が気軽に利用できる場所や機会を設けていきます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
①児童館事業	遊びの拠点や居場所としてこどもを真ん中にとらえ、日常生活を支援し、健康を増進や情操を育むとともに、各種行事を通して地域との交流を図り、親子が自由に利用できる場の提供をします。	地域の中での安心安全な18歳までのこどもの居場所づくり	児童館6カ所 (公立5カ所) (私立1カ所) 利用者： 76,575人	児童館6カ所 (公立5カ所) (私立1カ所) 利用者： 78,000人	子育て総務課
②若者の居場所づくりの推進	高校生等の若者が、平日の放課後や休日にさまざまな体験や交流をできる居場所づくりに努めます。	若者の居場所づくりの推進	実施	支援の維持	生涯学習課

「じどうかん D^oまんなか」シンボルマークとは？

- 児童館がこどもをまんなか^とに捉えた施設であることを社会にあらためてPRをするためのシンボルマークのこと
- このシンボルマークは、全国の児童館が幅広い年齢層のこどもとともに「行動(D^o)し、こどもを「ど(D^o)」まんなかにした実践をより進めようとする思いを図案化したもの



(4) こどもたちの安全の確保

現状と課題

こどもが被害者となる事件や事故が多発して、こどもの安全の確保が重要課題となっており、地域防犯活動の中で学校、幼稚園、保育園、自治会、民生児童委員、家庭、警察署との連携の強化や事件、事故、不審者などの情報の共有化が求められています。また、本市では、交通事故を未然に防ぐために、交通安全標識の設置や歩道の整備など道路環境の整備を進めるとともに、こどもや保護者を対象とする交通安全教育や交通指導員による立哨指導も実施しています。

今後も、交通法規の遵守を徹底するための啓発と、こどもの視点に立った交通危険箇所の把握、改善が必要です。

施策の方向性

こどもが巻き込まれる事件や事故をなくすため、自治会、地域住民、警察署をはじめとする関係機関、団体と連携して地域ぐるみの防犯意識の向上を図ります。

また、こどもの安全を確保するため、通学路などにおけるこどもの視点に立った交通安全対策に努めるとともに、こどもを対象にした交通安全教育を積極的に実施していきます。

犯罪防止や交通安全確保のため、自治会と連携して防犯灯を設置します。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
①交通指導員活動	児童の通学路における交通安全の確保や、各種行事開催時の整列指導、交通安全に関する広報活動を実施します。	交通安全の確保等の実施	委嘱：61人	委嘱：61人	交通防犯課
②交通安全教育等実施	交通事故を防止するために、幼稚園・小学校のみならず自治会・老人会等も対象に、交通教育指導員による体験・実践型の交通安全教育や交通安全教室を実施します。	開催回数 参加者数	39回 2,197人	50回 2,800人	交通防犯課
③交通安全運動の実施	市民一人ひとりが交通ルールを順守し、交通マナーの一層の向上を図り、交通事故防止を推進するため、交通安全運動を実施します。	交通安全運動の実施	3回	3回	交通防犯課
④通学路の安全点検	通学路における児童の安全を確保するため、学校、警察、道路管理者、地域が一体となり、危険箇所の抽出、点検、整備等の対策を推進します。	通学路の安全点検の実施	実施	事業の継続的な実施	学校教育課 道路河川整備課 道路河川維持課 交通防犯課 各地域づくり推進課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
⑤栃木地区防犯協会活動	栃木警察署管内1市1町で組織され、犯罪のない、明るい社会の実現のための事業と市民への防犯意識の広報・啓発を実施します。	委員数	委員：15人	委員：15人	交通防犯課
⑥防犯灯の整備	市民の安全と犯罪の防止を図るため、自治会と連携しながら、必要な場所に防犯灯の整備をします。	設置数	設置：15,384灯	設置：15,900灯	交通防犯課
⑦防犯カメラの設置	栃木駅とその周辺での犯罪の予防等を図り、市民等の安全と安心を確保するため、防犯カメラの設置運用を行います。	設置数	25台	26台	交通防犯課
⑧不審者情報配信システムの広報	栃木警察署により子どもを犯罪から守るための、携帯電話やパソコンのメール機能を利用した不審者情報に関するメール配信します。	不審者情報配信システムの広報活動	ホームページ等での広報	ホームページ等での広報	交通防犯課
⑨安全な公園環境の確保	公園内の見通しを確保し、利用者の安全と犯罪の防止を図るため、適正な樹木管理を行います。	安全な公園環境の確保	324公園	事業の継続的な実施	公園緑地課
⑩こどもに関連ある施設の安全対策	保育園・認定こども園、児童館、学校、学童保育の安全対策として、防犯カメラや電子錠、110番非常通報システム等の施設の特性に応じた対策を実施します。	こどもに関連ある施設の安全対策の実施済みの施設数	・保育園・認定こども園10園中10園（110番非常通報システム設置園） ・児童館5館中5館（防犯カメラ設置館） ・学童保育23施設中2施設（110番非常通報システム設置施設） ・小中学校42校中19校（防犯カメラ設置校）	未整備となっている既存施設への整備促進	子育て総務課 保育課 学校施設課

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5実績値	R11 目標値	
⑪防犯指導の実施	こどもの安全対策として、警察や学校・関係機関や団体と連携し、こどもへの防犯指導等を実施します。	防犯指導の実施	登下校の危険に対する対処法の指導強化	登下校の危険に対する対処法に係る指導の充実	学校教育課
⑫防犯ブザーの配布	こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯ブザーを配布します。	配布数	対象：小学1年生	対象：小学1年生	学校教育課
⑬こども110番の家等の活用	こどもたちが身の危険を感じた場合に駆け込む緊急時の避難場所である「こども110番の家」や「SOSみんなの家」、「キッズステーション」の普及支援を実施します。	設置場所等の 広報活動	・こども110番プレート配布 ・商店会連合会 SOSみんなの家 事業の支援	・こども110番プレート配布 ・商店会連合会 SOSみんなの家 事業の支援	交通防犯課 商工振興課 学校教育課
⑭青少年育成センター事業	少年補導員等による補導活動、有害広告物の撤去活動、立ち入り調査による有害図書・DVD等の確認指導を実施します。	有害環境浄化 活動の実施	・補導活動実施数：年191件 ・有害広告物除却活動：年1回 ・有害図書等立入調査：年2回	・補導活動実施数：年180件 ・有害広告物除却活動：年1回 ・有害図書等立入調査：年2回	生涯学習課
⑮情報教育の実施	主体的に情報を選択、活用できる能力、情報処理能力、スマホ・SNS等に関する情報モラル等の情報活用能力を育てる情報教育を実施するため、担当者・指導者への研修会を実施します。	研修会回数	担当者対象研修会：年1回 ※また、各校2回ずつ訪問し(延べ84回、教職員のICT活用指導力を高めるための研修会を実施した。	担当者対象研修会：年1回	学校教育課
⑯社会を明るくする運動	保護司会・更生保護女性会が中心となり、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くため、強固月間である7月を中心として、市内イベント会場等での街頭啓発活動等を実施します。	社会を明るくする運動の実施	年1回	年1回	福祉総務課

(5) こども政策 DX の推進

現状と課題

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備をはじめ、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て世代の利便性向上や子育て関連事業者、地方公共団体等の手続・事務負担の軽減が重要になります。

また、こども・若者や子育て世代に必要な情報や支援が届くよう、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型の情報発信が必要になっております。

施策の方向性

デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、子育てに関する行政手続きのオンライン化の拡充により、申請や問い合わせの手間を削減し、業務の効率化を図るとともに、必要な支援が必要な人に届けるための情報発信に努めます。

具体的な取組

事業名	内容	指 標			担当課名
		項目	R5 実績値	R11 目標値	
①行政手続きの簡素化・オンライン化の拡充	子育てに関する行政手続きの簡素化・オンライン化の拡充により、利便性向上を図ります。	オンライン申請が可能な手続き数	3手続	6手続	子育て総務課
②子育て情報の発信	子育てに関する情報をリーフレットの発行やX、公式ラインなどのSNS等を活用し、子育て家庭により分かりやすい発信に努めます。	子育て情報の発信	・子育てガイドブックの発行 ・すくすくナビ	情報発信の充実	子育て総務課

第5章 施策の推進体制

1 計画推進におけるそれぞれの役割

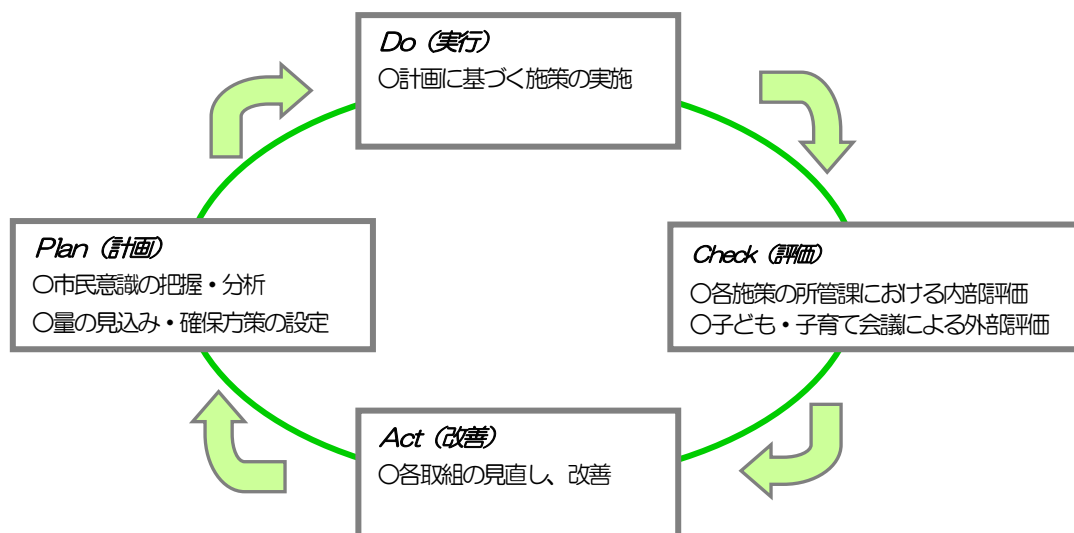
本計画の推進にあたっては、多様化したニーズにきめ細やかに対応していくためには、行政からの一方的なサービスの提供のみでは困難であり、こどもまんなか社会の実現に向け、行政が抱える課題に柔軟に対応していくためには、各主体からの意見を施策に反映しながら、それぞれの役割を果たしつつ連携していくことが必要です。また、すべての市民が、こども・子育てを「社会全体の問題」として認識し、関与していくことも重要であることから、地域、事業者、学校をはじめ「地域社会全体でこども・子育てに関わる」という意識づくりに向けて、さまざまな機会を通じて市民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。



2 計画推進の体制

本計画を実効性のあるものとするため、栃木市子ども・子育て会議を定期的に関催し、その中で計画の進捗を管理しながら、着実に計画を推進します。また、計画に基づく施策の推進にあたっては、さまざまな社会状況などを踏まえながら、PDCA（PLAN・計画→DO・実行→CHECK・評価→ACT・改善）を行うことにより目標の実現をめざします。

Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う



3 計画の評価

栃木市子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の進捗状況等に関する評価や検証を行うとともに、毎年度、計画の実施状況を公表します。また、施策の実施・評価にあたっては、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を反映させるための方策を検討します。

なお、関連計画の見直しや、子ども・子育てに関する環境の変化等により、本計画の見直しの必要性が生じた場合には、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。